N.898/xxv.

國家社會制目錄

第一章　國家社會主義の原理　一
第二章　普魯士往時の經濟政略　一〇
第三章　比斯馬耳克侯の社會主義　二
第四章　新進黨　三
第五章　自由貿易の廢止　七
第六章　國家獨占業　五

明治二十六年

第七章　國家鐵道　一一九
第八章　工業立法　一四三
（一）會社制度の恢復　（二）雇主の責任及び新時紀前の工業保險
（三）製造所規則（勞役時間、婦人及び年少者勞役、日曜日勞役）
第九章　勞役社會の保險　一八〇
（一）保險法の起源　（二）疾病保險法　（三）災害保險法
（四）養老保險法
第十章　二一〇
比斯馬耳克侯の租稅主義
（一）直稅及間稅　（二）租稅免除　（三）例外稅
（四）比斯馬耳克侯の財政改革　（五）近年財政案

第十一章　殖民時代　二三六
附錄
（甲）ワグネル氏國家社會主義の綱領　二五四
（乙）一千八百七十三年の泡沫時代　二五八
（丙）烟草專賣議案　二六〇
（丁）勞役會議の決議　二六七
（戊）比斯馬耳克侯の移住民意見　二七二

國家社會制

英國　ウヰルリアム。ハーバット。ドーソン氏　著
日本　光　吉　元　次　郎　譯

第一章　國家社會主義之原理

經濟制度の統系上に於ける國家社會主義の地歩を講究せんに先つ此主義か完く機關的の發達をなしたるとを知るハ其稗益斟からすとす抑も國家社會主義は敢て空漠なる理論より起りしものに非す又「デカート」哲學派の如く現存の道理ゟ反論して作せる基礎ゟ因て其學說を構造するものゟ非すして則ち過去より得たる思想過去より得たる結果なりと謂ふ可きなり是に於てか國家社會學者ハ主として折衷的の地位を占め即ち歷史的研究方法(蓋し此れ國家社會主義なる新說を告知せしものならん)を適用して以て經濟學上の諸說の關係を明にし縱ひ如何なる經濟上の制度と雖とも性質上不善なりとて徒に之を排斥せす又善良なりとて漫に之を受納せす唯

研究比較經驗に照らして其果して現時に便利なる原則は理論上及び實際上より於て
共に之か承認を得んとするに在り
國家社會學者は歷史派の學者と同しくして經濟學を論するに當り敢て純正科學を
以てせさるなり夫の確說的經濟學、便宜的經濟等と呼ふも意義上に於て戻る所ある
より非す唯其語は之を用ふる學者か已の經濟上の所說を代表するより過きさるのみ而
して經濟學上の諸說は孰れか正說なるや孰れか邪說なるやい未た正確なる判定を
下す可からさるなり
吾人は科學として經濟學を論せい絕對的眞理を取らすして寧ろ關係的確證を取ら
んとす方今獨逸國々家社會主義學者の泰斗にして且つ經濟學者中隨一の大家なる
現伯林大學の經濟學敎授ガスターブ、シュモレル氏曰へるあり「經濟學を敎授するに
當り學理上より定めたる命題より成立つものい極めて少部に過きすして其確論の
大半は概して各學派の感情に從て信用さるゝあり又排斥さるゝあり夫れ然り凡そ
所謂政治、道德、經濟、社會學上の原則い卽ち夫の自由なり主權なり公道なり自由競爭
なり分業或い協力等の原則の若き總て諸學派の學者か有せる宇內の組織計謀に於

ける孤立說の如く科學の結果に出てしものに非さるあり之を例ふるよアダム、スミ
ス氏の說の如きい經濟上より於ける個人主義及び自由主義の學派說に過きす」と茲に
國家社會主義の大反對に立つものあり何ぞや曰く社會に於ける經濟上及び哲學上
の二個の意思にして個人主義社會主義是なり個人主義論者は國家を度外視し
せんとし社會主義い務めて之を擴張せんとす卽ち個人主義論者は國家を度外視し
て各自百事を營まんとし社會主義論者い國家に依りて以て之を爲さんとす而して
所謂國家社會主義は此二者の意想中に於ける中心よして兩極端論い來りて此裡に
湊合す故に個人の啓發に緊要なるものは之を個人主義中に採り人類に發達の好機
を與ふるに緊要なるものい之を社會主義中に擇いんとするよあり
社會主義と國家社會主義との大に相反對する點は彼い全く國家を顚覆せんとし此
い現在の政體を採用せんとするに在り社會主義は在來の政治上の秩序を全く廢棄
せんとするも國家社會主義い之ま反して國家を用ひて經濟上及び社會上の大目的
を完備せんとし嘗てフレデリッキ大王か「各階級各黨派間の權衡を維持するは國家
か宜しく盡す可き大務あり」と言いれたる如き職務も殊に擧て之を國家に委ねんと

するに在り夫のシュモールレル氏は獨逸國の現行政度を賞して且つ謂て曰く「堅固なる君主政府は普魯士王の如く能く『國君の勤むへき義務を承認せよ』と云へる傳說を守りて肯て懈らすんは眞に國家に取りて一大幸福なり」と

個人主義よ關し茲に再ひ之を論すれい國家社會學者は經濟社會中に於て私利我慾の所爲を制限し最大多數か最大幸福を得るの原則を採用し個人の幸福を輕んして社會の幸福を重んせり其希望い物質的繁昌の緊からんよりは寧ろ其廣からんとを欲するよ在り而して倫理い經濟上の議論中に於ける一要素にして必す相離る可からさるものなれい道德上不可なるものは經濟上に於ても亦之を可とするを得さるなり

現に獨逸國々家社會主義學者の大家なるアドルフ、ワグネル氏の說よ曰く「凡そ各人の關係は衆人間に於ける經濟的關係に於て確定するものなり」と又同氏の同僚シュモールレル氏い曰く「凡そ國家主義の目的い下等及ひ中等社會の進步を助長せしめ且つ其道德上物質上高位地を占めんとを保護する社會的立法を採用して以て社會の各階級間に親しき關係を再與し正道に叶いさる者と改正變更し分配的正道の

原則に益接近せしむるにあり」と

國家社會主義なる辭い十年前比斯馬耳克疾か工業立法に附帶して發布せしものにして能く人の耳朶に慣れ又怪むよ足らす而して敢て他に深き意味を有せさるものゝ如く爾り然れ共之より及ほしたる經濟上の變動い廣く社會の諸方向よ擴かれり是れ吾人が必らす記臆せさる可らざる要件なりとす見よ社會的觀念は隨處に赫々たりワグネル氏の說よ據れい「今や吾人は經濟學の新觀念政治上の新思想及ひ人世の新傾向の氣風を帶ふる社會的の時代に進入せり」と夫れ社會の要求は之を個人の要求に比すれい相反し又相優りたるものなれい前條よ陳へし如く之と首位に置かさるへからす故に經濟上の諸制度は衆庶の幸福を得へき立脚地を以て斷定すへく其目標い一個市人の福利如何に在らすして全社會の最大利益に在るなり凡そ制度組織及ひ整頓は國民の社會に於ける價値及ひ社會の幸福を增すへき其腦力よ基き而して其經濟的生活を營み得へき方法に依て之を試みさる可らす經濟社會に廣大なる國家事業を要する所以のものは一よ社會を重んする必要上の結果に出つるあり社會の利益は唯國家か直接よ關係する時に於てのみ完全なる保護を受くるを得

へきか故に國家社會主義の目的は國家經濟上の管轄權を擴張するに在りワグネル氏の說に曰く「現時の急務は國家的經濟否な國民的經濟を作るに在り」と抑も非干涉主義は唯各級各人の不平等をして益大ならしめ而して社會の不整頓及び不公平を增進せしむるものなれゝ之を放擲せさる可からす國家社會學者は又社會學者の如く一定不變の同形なる死物的水平線に人類を導かんと欲するものに非さるなり國家社會學者ゝ各個人間に差異の存するあるを承認し且曰く「此等ゝ全く文明の結果に出てしものなり即ち社會上及び經濟上の制度の結果よりして是れ自然の道理なり」と是に於て各個人の天賦の特性に歸せさる不平等ゝ之を障碍し之を消滅せしめ又之に抵抗すへく夫の比斯馬耳克侯か所謂「生存競爭に於ける弱輩」には其必要に應して以て扶助保護を與へ社會の機關未た强壯ならす且つ無力薄弱よりして欵點ある部分にゝ特別なる國家の注意を與ふるなり然り而して國家社會主義に於てゝ其嚴重なる道德的特性の外に純然たる經濟部あり即ち國家は直接に國民の物質的利益を增さんか爲め計畫する立法上及び其他の政策を採用して或は內外貿易の區域內に保護を與へ或ゝ自から生產及び分配に與かるか如きことをも爲し得るなり夫れ經濟

的事業の如何なる部分も原則上國家と相密接せさるものなし而して國家か一個人の起業と相並んで之れに關ゝるの可否ゝ其便益と公共に對する其利害如何よ於て決するものなれは若し國家か經濟的の職業を企て敢て利益あらさるの場合に於ては其職業は却て公共團體に適するときもあらん而して爾かするも尙ほ集合主義の原則ゝ行ゝるゝを見るなり

國家社會主義派は自由なる經濟學派なれゝ同派中の多衆か共に奉する所の原則の適用に就て敢て其合意を保たんとゝゝ吾人の得て望む可からざる所なり即ち該派中にはワグネル氏シュモールレル氏アルベルト、シヨーフル氏ガスターフ、シヨンベルグ氏及ビヘルド氏等の如き如何に互に相讓るも其細項目に至りては決して一致する能はざる異想を有せる人々を含めり且つ國家社會主義學者も敢て責任を有する能ゝさる疎暴にして而して多少實行す可からざる多くの理論考案も國家社會主義なる上衣を以て其爛布を隱蔽せるを見るなり夫れ國家か經濟上の事件に干涉をなし復た貧民社會よ注意保護を與ふるの諸原則ゝ既に確定するも如何なる程度まて此等の諸原則と施行し得きやゝ明言し難き所なり國家社會主義派ゝ此等の事件

ん臨機應變に依りて以て決定せさる可からすと言へり是よ於てか吾人は尚ほ甚た不安心なる位地に立つなり蓋し如何なる限界を超過せは國家ん利益幸福を得さるに至る可きか是れ常に多少主觀的に判斷す可き事項たらすんはあらす故と以て獨逸國に於ける經濟學者中該派の諸大家の意見を相比較せんよりも寧ろ夫の眞に學理上の形式と基礎とを國家社會主義上に施すとに於て何人よりも與りて力あるアドルフ、ワグネル氏か提出せし重要なる諸說を茲に揭出するん一層有益なるならんか

ワグネル氏は國家社會主義派經濟學者の多數か定めたる區域を超へて政府の干涉區域を擴張せんと欲し而して經濟上の諸制度の終局ん殆んと測る可らさるとを主張せり抑も經濟學上の諸原則を深く玩味するに當り政府ん干涉をなすへきものなるや否やに付ての疑問は甚た稀に起る所にして其起る可き問題ん寧ろ其干涉區域の多少よ關するの事項なりとす而して國家か爲すへき職務の制限ん敢て地球の基礎か動す可からさるか如く昔日より一定せるものにあらす左れん政府の主權は原則を以て之を定むへき事項ならすして唯時の便宜よ由るものなり是に於てワグネル氏ん

カント氏の國家說か國家の主權を定むるとの狹隘なるを以て全く之を排斥し又現時に適用す可きものとして敢てウォルフ氏の幸福說をも採用せさるなり蓋し氏はカント氏か社會の事々物々に對し國家ん干涉を爲す可しとの極端說にも與せさるなり是に於て之し亦ウォルフ氏か國家ん干涉を爲す可しとの極端說にも與せさるなり是に於て之を見れん氏ん社會現在の地位を以て其立脚地となし當時行ゐゝ社會上經濟上の制度及ひ民法を承認して一層の機關的發達を加へんとを服膺せるものなり之を要するに今氏か言を借りて之と言へば氏は破壞よりもあらす停滯にもあらす退步にもあらさる改革を爲さんとを主張せるあり社會問題に關して氏ん實に勞役社會の改良をなさんとを決心せり而して其國家をして經濟社會に大事業をなさしめんとするん專ら勞役社會の利益を謀れんなり夫れ自助の心ん尊重希望す可きものあれん氏は百方之を奬勵し又勞役者に同盟の權を與へ且つ獨逸國に於て職業聯合及ひ協力仕組を發達せしめんことを望めり共同團結ん勞役者と資本家間の戰爭に於ける銳利なる武器にして資本家か自由競爭說を唱ふるか故に勞役社會をして相聯合せしめさる可らす而して其已むを得さる場合にん同盟罷工を許すも敢て理なきに非

さるなり國家ハ此の經濟上の目的を得んとする勞役者團結を停止するの權利もなく亦利益よもあらす唯其國家か當ヨ爲すべきものハ其過激亂暴脅迫を防き且つ之を罰するに在るのみ夫れ自助そのものハ固より嘉す可しと雖も未た以て十分ありとすへからす何となれハ若し勞役者に補助を與ふる徹せは彼等ハ孤立して到底資本家の拘束を脫する能ハさる可し是に於てか則ち國家の補助必要を感するに至る而して實に無限の方法を以て之を補助せさるへからすワグネル氏か自由競爭說を以て純乎たる福利あるものとあさいる所以の者豈に偶然ならんや自由競爭說は固より其利益大ならんにせよ從來世人か之を信すると浮誇に過きて其許多の弊害を伴へるを知らさるなりワグネル氏は現今制度中最も善良なるものをも悉く之を棄却して敢て會社制度を復舊せんとするものに非さるなり否な夢想だもせさる所なり唯た夫の一國の爲めに利あらさる都府に於ける人口の過殖を防く可き移住及ひ殖民なり又輕卒なる早婚の弊を禁す可き婚姻なり加之一層熟練精巧ある物產を製造せんか爲め手藝等の如き諸事項に關して一箇人の自由を束縛するハ果して有益ならさるや否やは氏か考究を費す所ありとす

ワグネル氏ハ德義の要素を以て經濟上なり社會上なり其改革を施さんとする方案中に於ける大思想となせり凡そ此德義心は經濟上の問題を確定するに當りて苟もすへからさるハ氏か平素の持說にして世人か今日經濟問題を講するに當り敢て此德義を等閑視するは氏か尤も慨嘆慊惡する所なり故に夫の勞力ハ之を賣買するを得又勞力の報酬として賃金を給與し或ハ之を受領すと云へる如き議論ハ未た以て其可なるを見さるなり吾人ハ須らく雇者と被雇者並に生產者と消費者との關係は實ヨ人類と人類との關係なるとを知らさるへからす蓋し氏ハ勞力を商品視し賃錢を價錢視するの意見を以て獨り基督敎主義に悖れるものとなすのみならす亦以て人情に近かさるものとせり氏か明言したる說に曰く「余の目的とする所は世の文明を進むるに大に與て力ある職工社會をして其文明の利益恩澤に沐せしめんとするに在り」と夫れ職工社會は啻ヨ國民か建てたる普通敎育を受くへき權利を有するのみならす尙ほ大量なる物質的幸福を享有すへき至當なる權利ありとす換言すれは其一國の所得より大なる配當を受く可き權利あるあり然らは即ち如何にして此物質的の幸福を享くへき乎此望を達せんには(第一)國民勞役の生產力を增さハ職工は

其利澤を得へし然り而して此事たるや甚た迂遠よして不確實ある方法たるを免れされハワグネル氏ハ職工の地位を高むるよ一層効力ある他の方法を主張せり(第二)勞役者ハ資本家の消費を以て利澤に浴するを得へし語を換へて之を言へハ上等社會の消費ハ以て下等社會を利す可きなり即ち彼れ資本家ハ勞役者に給するに一層好良なる賞與と一層高直なる賃錢を以てして其已れの利潤利子及び種々の貸賃の幾分を減す可し以上の二法是なりワグネル氏か社會學者に異る所は他なし社會學者ハ社會上の不平等を破棄せんとするも氏ハ唯之を減却せんとを望むよ在り氏ハ富者より取りたる物を以て貧者を利せんとするの意見を有するとを敢て隠匿せさるなり是に於てか富者ハ爲めに不平を鳴らすやも知る可からすと雖も是れ採るよ足る可き道理ならさるなり何となれは今富者より取りし所のものハ職工等か從來有せさりしものにして其彼等か嘗め來りたる幾多の艱難ハ富者か些少の金錢を失ひたるか爲め將來に釀す可き損害の比に非す且つ富者の地位は尚ほ勞役者よりも數等優れるものなれはなり

今ワグネル氏か社會に要求する個條を詳説せんよ氏ハ勞役社會の生活の度を高め

んか爲めに產業社會に於ける賃錢の貴からんとを欲し又其体力を節約し而して餘暇には心意の開發及び滿足なる快樂を得せしめんか爲めに勞役の時間を減せんとを欲し且つ道德宗敎の利益を受けしめんか爲めに日曜日の勞役を廢せんとを欲せり故に氏ハ國家か勞役時間を制限し又百般の勞役日をも制定するのとに於て敢て反對する所なくして苟も此事を處理せんよは裁定局及び勞役會館を設くるを良策なりと思考せり即ち勞役の狀態を嚴重に監督せハ從て勞役時間を制定するとを得且つ衛生上なり道德上なり有害物を排除して以て勞役者の身心を保護するを得可きなり現今獨逸國に於て實行する工業保險法は元よりワグネル氏の贊成する所にして氏ハ實に此法律發布以前に於て多年勞役者か疾病厄難老耄等の時よ當り生計を給する諸法律を裁定せんとを促せしとあり夫れ賃金契約ハ必す公平ならさる可からす而して凡そ制度は勞役者に與ふるに可成的繼續す可き職業を以てするとを謀らさる可からす若し其職業廢れたるの場合に於ては國家ハ須らく大なる注意を與へさる可からさるなり故に氏は英國の協力仕組を基礎としたる分產よ於ける協力仕組を嘉納し尚ほ之を生產上にも及ほさんとせり氏ハ社會學者ラッサル氏及ひ

ロッドベルタス氏の社會主義に奬勵せられ勞役者をして直に起業家たらしめ職工をして直に資本家たらしめ以て職工をして生産事業の株主たらしめんとを主張するに至りしも亦敢て怪む可きにあらず實に氏ハ尚ほ一歩を進めてラッサル氏の國家信用貸付案さへも之を採用しなバ大に利益あらんとを言へり而して又同時に氏ハ之か實施上に障害の存するあるを承認せり即ち組織上及ひ施行上ヨ於ける困難なり必要なる國家の監督を執行するの困難なり及ひ國財を以て運用する諸事業間の關係を制定するの困難等の如き是なり氏ハ數年前に出版したる著書中に國家ハ試に鑛坑及ひ鎔鑛事業を工業組合に換へよ而して其好成績を得たらんにハ一私人の事業も强て之を協力組合に移すの不可なきとを說けり之を要するにワグネル氏の諸方案は職工に對する資本家の勢力を制限して以て勞役者の幸福を增進せんとを望むに出てたるなり即ち資本家か其生産上の方術に對するの勢力を制限するヨ在りとす

夫れ勞役社會を救助するの手段は尚ほ他に多くの方法あるあり彼等の租稅を輕減するも亦其一なりとすワグネル氏は元來熱心ある間稅論者にして勞役者に課する

租稅を輕くするは是れ收稅の本旨なるとを說けり是を以て穀物、麥酒、砂糖、茶、珈琲、食鹽及ひ家屋に課する諸稅の徵收は宜しく中庸あるへくして之ヨ反して富裕者の贅澤品には重稅を課するを可とせり又直稅に關しハ勞役者の收入にハ成る可く之を免稅し中等社會にハ之と比較上多くを課し又所得ヨ課稅するには自から區別を立て即ち商業及ひ身体を勞して得るものハ輕きを以て論し土地其他投入資本より得る收益にハ重稅を課す可し元來租稅法は其如何なる所得たるを論せず累進法を取らさる可からされは國庫ハ遺產稅より更ヨ一層多くを徵收す可し而して國家は遺產相續人を監督して以て其遺產を繼かしむるものあれハ其十分の報酬を得るハ當に然るへきなり遺產稅は遺產者の親疎及ひ遺產の多寡に應して累進法を立て而して其疎緣者には相續權を與へすして國家をして之を相續せしめんとす且つ又勞力を要せすして其價を增加するものにハ重稅を課し又株式交換及ひ賭博技等より

ワグネル氏の課稅並に國家の干涉に關する意見にして國家社會主義の眞性情を洩したるものは各種の不動產ヨ關するの所論なりとす氏か財產ヨ關係する諸種の契

約に於てハ財産取上けの權の個條を含畜せさる可からすして此等契約の執行は一に社會の意思及び要求の如何ヨ属すとの説は殆んどサヴィーンニー。ラッサル兩氏の既得權の説に髣髴たり且つ氏ハラッサル氏に反してサヴィーンニー氏と同しく所有を沒收するの場合に當て適當の辨償を與へんとの説を有せり又土地の所有に於ける絶對的權利説に於てはサムテル氏と等しく強く反對する所なり夫れ土地ハ人工の生産物に異りて敢て之を增加する能はす如何に勞力を用ふるも現存するものより他に多くを創造するを得さるなり斯の如く土地ハ獨占的の物質にして之と同時ヨ大なる天然の生産力を有し又以て人命の維持者なるが故ヨ土地に關する經濟的及び法律的の諸制度上に於てハ一個人の利益は固より社會の爲めに必す犧牲とならさる可からす夫の私有制度ハ敢て之を廢除す可からさるものなれとも國家的及び集合的の所有制度ハ亦之を許可し之を希望せさる可からさるなり而して財産の孰れの種類か一個人の所有に歸し孰れか社會の所有ヨ歸し孰れか一個人と社會との共有に歸す可きやは便宜と經驗に於て之を徵すへきなりワグネル氏は左の諸種の不動産ハ國家又ハ公共体か便宜上有益上之を所有するの可なることを云へり

(一)國家及び公共体は風土並ヨ歲入の理より條件無くして森林を所有すへし蓋し獨逸國に在てハ森林の一半ハ既に公共の掌握ヨ歸し國家ハ之より大なる所得を收るなり若し國家若くハ敎會か其土地を所有すれは公共及び一個人ヨ非さるの所有者は社會的源因より生する所謂勞力なくして增加する利益を收得するを得へし夫のハノーベルか普魯士國に合併せられたる時に當り領地內の借地料を修正し其多くは四割乃至十二割に騰貴せしめたり此增加したる所得ハ以て公共の租稅を輕減するを得たり

(二)ワグネル氏ハ耕作地に關して小耕地は固より一箇人の私有に屬せしめさる可からされとも大耕地ヨ至てハ徹頭徹尾私有を許す可からすと云へり凡そ多積の土地か少數人の掌中に歸すれハ勢ひ從て公共の用役を減少し小耕地ハ大耕地より比較上大多數の人に供給するに至るか故にワグネル氏は國家か小作地主の爲めに大地主の土地を取上くるの權を有せんとを主張せり

(三)府城地の私有は甚た危險あるものにして破德の投機業を導き又富を恃みたる

地主をして社會の財源を收斂して遺す所なきに至らしむるなり抑も土地ハ獨占の性質より成立つものなるを以て地價は不可信的の高價に騰貴し地代も亦之に準し而して夫の投機的の建築家及び家屋所有者ハ借家人の膏血を絞りて自から富裕と ならんのみ故を以てワグネル氏は家屋建築地に於ける投機は啻に經濟上不可なるのみならず道德上よ於ても亦許す可からさる所有權の濫用なりと論せり且つ氏ハ之を矯正せんか爲めに市街の家屋所有權を一私人より公共の手に移さんと欲し茲よ二箇の方法を提出せり即ち地方政府か土地並に建築物を所有し以て將來居住人の需要に供給せん乎或ハ國家か土地を所有し而して地方政府か建築を所有せん乎と云へるとを是なり此方法を採用せハ社會は果して投機者流の押奪を脫るゝを得又將來土地より自然に生する利値を享有するを得へし但た市街地か永く一私人の掌中に在る間は期節の評價に基きたる課稅の良法を採用し以て夫の不勞增加の利益を社會に與ふ可し是れ獨りワグネル氏か主張する所にあらすして亦サムヲル氏か專ら唱道する方案中の一なりとす

(四)道路鐵道及び運河の如き交通の機關ハ國家又は公共体に屬せさる可からす殊

よ鐵道及び運河は徹頭徹尾國家に屬せしめさる可からす夫れ鐵道の目的ハ財利上よりも寧ろ實益上に在れハ鐵道を以て收利の者たらしむ可からす其目的は公共の便利を謀るに在るなり若し鐵道か國家の所有に歸しあはワグネル氏か斷言して社會上並に道德上に於て有害なりとなし非常に之か攻擊を加ふる所の夫の投機業も之を防遇するを得可し是よ於て公共は敢て利益を收斂さるゝとなくして又此財產より得たる理財上の利澤は社會を霑すへきなり且つ國家所有の鐵道制度を用ふれハ種々の利益を擧くるを得可し即ち管理上の整頓と節約とを得ると及び軍用に備ふると其他に於ける如き利益是なり

(五)且つワグネル氏は石炭及び食鹽の如き日用品を產出する鑛坑は國家又は公共体の所有に歸せしむ可しとの說に贊成せり夫の工業上の麵包と呼ハれたる石炭の如きハ殊よ然りとなす然りと雖とも鑛物の坑山の如きハ大なる勞力を要するを以て亦同日に論す可からすして却て一私人の掌中に放置するを可とせさるものあり ワグネル氏は更に進んて箇人主義論者か注意して私設業たらしめんとする生產部內に於ても國家ハ之に干與する可なりと主張し則ち火酒及び烟草の如きは之を以

て國家の獨占業に歸せしめんとせり同氏か此の論を唱ふるに至りしは獨り歳入上の理由のみならすして若し國家自から此等の物品を製造するときい大に消費者に取りて利益あるを知ればなり何となれバ今や贋造欺詐著しく世に行はるゝも庶人は敢て之を防ぐ能いされはなり而して夫の保險も亦國家が當に爲すへき事業なれはワグネル氏は生命及ひ身体(怪我死亡老年等)の保險に止まらす動産に至るまで公共の保險ヲ擴張せんと欲せり動産の保險ヲ關する方案は數年前バヾリア及ひサキソニーの兩國會に提出せられ其提出者は國家か競爭の建設を創めんとを望めり然れとも憲法第四條に保險の事い帝國の立法及ひ監督に屬すとの明文あるを以て如何ともする能いさりしなりワグネル氏か主張する共公保險の利益い第一、善良なる安固を得ると第二、利金を配當するの必要なきを以て此制度は費用を廉ヨし且つ一層節儉なるを得ると是あり

ワグネル氏か國家社會主義の學說上に抱懷する大趣旨は大畧上に陳へしか如し批評家の多くい反駁して曰く「氏の國家社會主義は實に單純なる社會主義に過きす寧ろ一歩を進めて論理的の結局に發達せしめない或い社會主義たるに庶幾からん」と

又批評家中の一人なる氏か友人は獨逸國現今の經濟學者中未た嘗て「ワグネル」教授の如き刻薄なる非難を受けしものわらさるを視るや即ち謂て曰く「ワグネル氏か敢て社會共和說の極端に陷るの恐あきい確實なりとす然れとも其議論は自から其標準とする所の中庸を得さるへし」と之を要するにワグネル氏か當時代の經濟制度を全く破壞したるい何人も已に異論あき所なり氏い一身を擲ちて經濟上の諸說及ひ諸制度の誤謬を反對攻擊し且つ又國家干涉主義か未た世に浸潤せさるの時に於て經濟上自由主義の舊秩序に抵抗し自から卒先して毅然反旗を擧けしい其功績決して爭ふ可からさるなり

ワグネル氏は實ヨ國家社會主義大學者及ひ實際的立法の部内に於て此主義を奉するの人々より遙かに相超過せり蓋し氏か死後數代間の大勢を精確に看破し得たるや否やい今日之を知るヨ由なきも國家社會主義の諸說か之を數年前ヨ比すれい獨逸國に於て其攻擊を受くること少きに至りしい著明なる事實なりとす最早國家社會主義の大要い世の承認する所となり輓近ヨ至る迄國家社會主義い是れ今日流行する自由主義の秩序に相反したるものなりとて攻擊を加へたる經濟上政治上の諸黨

派も今や相容れて却て此主義を待つに穏和を以てせんとを勗むるに至れり抑も夫のウヰルリアム帝の晩年間に於て發布したる有名なる社會的立法い大に此運動をして人口に膾炙せしめたるや必せり且つ改良一たひ行はるれは尚ほ他の改良之れに繼き假令同等なる重要に於てせさるも尚ほ同一なる精神を以て啓發せらるへきい是れ今日より確に豫言すると得可きなり獨逸國近代の社會發達に就きて熱心ある贊成論者の語に曰く「夫れ國家社會主義の發達は斯の如く確實なり國家社會主義は實に方今全帝國の立法を支配する心神なり此主義は既よ世上の信仰の箇條となれり而して今や世人か以て生活し以て呼吸する心意的大氣の一成分といなれり」と

第二章　普魯士往時の經濟政略

吾人は前章に於て學說上より國家社會主義を論したり此經濟制度の重要なる特性い以て國民的觀念を承認するに在り故に國家社會主義は個人主義に反したる集合主義にして亦世界主義に反したる國民主義なりとす抑も此主義は國家の專務い國民の幸福を保持增進するに在りと云へる確言に胚胎せり此よ次で重要なるものは國民の必要に應じて國家の臣民に保護救助を與ふる義務なりとす夫れ國家は一般市民の權利を保護するのみならす社會の薄弱者にい特別なる注意を與へさる可らす若し薄弱者自立する能いさるの時に當りては國家か之を救助するは固より其義務なりとす抑も國家社會主義い獨逸國に於て既に普く採用せられたるも立法上に於てい理論は概ね實際より遙かよ進歩するを以て國家社會主義派の學者をして滿足せしむるに至らしめんにい尚ほ爲すへきの事項甚た多しとす國家社會主義を採用して特よ一層有力なりしは立法上なり今其部門を揭くれい左の如し

一、製造所其他一般の工藝よ關する諸法律

(甲)勞役時間　(乙)勞役の狀態　(丙)女子及び兒童の爲めよ設けたる特別法
(丁)勞役者の保險
二、商業上の保護(關稅)
三、租稅
四、殖民及び商業の增進
五、國家の諸企業
(甲)鉄道　(乙)獨占業

新帝國興立以來獨逸國か採用したる國家社會主義の政策ハ普國過去の社會的政治の政策と共に之を熟考するに非ざれは決して推測理解する能ハさるなり比斯馬耳克矣の帝國立法を觀察する衆人ハ概して國家社會主義は獨逸國の一新物にして其起原ハ偶然に出で或は惑亂したる政治家か一時の必要より創設し全く近代よ至りて成長したるものなりとの思想を有すれとも是れ大なる誤謬なり此等の點より國家社會主義を觀察する者ハ二十年前獨逸國に於て採用せし社會上工業上及び商業上の諸政策を回顧せハ假令び全く之を了解する能はさるも思半ハに過るならん然れとも立法の繼續ハ尙ほ英國よ於けるか如く獨逸國に於ても亦自然的作用にして敢て經濟上の一新面目を啓きたるには非すして其諸政策ハ固より傳來の政畧を繼續し或ハ之を恢復したるに過きす即ち比斯馬耳克矣の經營は普國の大撰王フレデリツキ、ウヰルリアム一世及ひフレデリツキ大王の創設よ係る社會上及び政治上の制度を發達せしめたるに外ならすして矣ハ實に石下よ埋伏せる糸線を拾ふか如き政策を取れりと謂ふ可きなり夫の奴隷解放戰爭の後危急ある必要より發布せるスタイン及ひハーデンベルクの諸法律中よ制定せられたる政策は自由貿易並に個人主義に實際上の反對を著はせしものにして且つ往時の普魯士君主國の精神を獨逸新帝國に浸潤せんとを務めたるものなり吾人は獨逸立法を採用せし過去二十年間所謂國家社會主義の時代に於ける種々の政策を熟考せば以て其形跡如何を知り得へきなり

普魯士王室か戀々する所ハ實に國民的思想に在り卽ち各人に斷へす正義を進めしめんとを務め且つ貧民の幸福を增進するに注意せしを以てホーヘンツオルレン家ハ果して臣民の間よ莫大の人望を繫くを得て十七世紀十八世紀間普國史上國家存

亡の秋に於ても尚ほ臣民か王室に對するの忠節ハ毫も渝はるとなかりき普魯士君王國は多くの事物に於て他の歐洲諸王國に異れり殊に民主主義に同情を表せさるに於て著しとす夫のフレデリッキ大王か「朕ハ貧民の王者なり」と揚言し且つ國民全体の繁榮幸福を注意し殊に弱者の幸福に及ほすか如きハ是れ皆常に普國王政の模範とする所あり斯の如くなれハ人民も亦王室を欽慕し四十年前の擾乱に伯仲せし一千七百八十九年の政變に際しても敢て確然として其志を移さす一意王室ヨ嚮ひたり

吾人は國家社會主義の思想ハ始めてフレデリッキ大王の法律及ひ殊に其諸勅令中に顯はれたるを見るなり夫の國家警察もフレデリッキ大王の治世に於て始めて完備するを得たり抑も大王ハ自己の本領として衆庶の安寧ハ無上法律なりとの格言を採用し内治に於ては裁判の權衡を公平に保持し有効節約なる施政をなし強を挫き弱を扶けて以て貴族の專權を禁制せんことを務めたり其治世中重商學說盛に行はれ經濟上の諸法度は國民的國家を創建するを以て目的となせり而して政府部内に商工務の一省を設置せり此省に向て發したる勅令ハ極めて夥多なりき且つ又獨り

輸入稅を課するのみならす輸出品にハ賞與をなし外國品と競爭す可き製造品ヨハ直接の補助金を與へ以て自國の產業及ひ自國の商業を保護奬勵せり

大王は自から收入を得るの目的ヨあらすして唯自國を富まさんか爲めに自から工業上の諸企業を創建せり一時(千七百八十三年六月)皇室費より二十六万「ターレル」を出して普國採壙冶金制度の改革を謀れり又商業上の特權を與へ國家か粗生品を輸入し廉價を以て之を賣却し或ハ工藝上の改良に賞金を與へて以て諸工業を奬勵せり且つ商社をして工業上の進步を妨けさらしめ道路運河を開鑿し國家郵便を採用し其他種々の方法を以て國民の商業心を振起せりブローエン。フヰノー。スワイネ及ひブロンベルグ等の諸運河スワイネムンデの築港市區改正及ひ其他の大工事は悉く是れフレデリッキ大王の企業にして諸工業の未た成立せさるものハ大王皆之を創設せり先つ諸種の技師を和蘭若くハ佛蘭西より聘し來りて普魯士に移住せしめしを以て此等の技師等か齎らしたる貴重なる工藝上の智識は忽ち普國に於て隆盛なる諸の新工業上ヨ現ハるヽに至れり傳へ云ふ一千七百八十六年即ちフレデリッキ大王崩御の歳に於て移住者若くハ其子孫は普國住民の三分の一ヨ下らさりし

と又外國貿易を振起せんかため諸法度を施行せり則ち其目的を以て土耳其、波斯、和蘭及び合衆國等の數ケ國と通商條約を締結し十八世紀の晩よ當りて織物、鐵、鋼鐵、眞鍮青銅及び革具ハ普魯士より陸續諸國よ輸出するを見るよ至れり又エムデネルハンブルス會社（一千七百五十一年）シーハンドラングス會社（一千七百七十二年）の如き外國貿易事業者も政府の救助を受け而してシーハンドラングス會社は一千八百四十八年後普國の大藏大臣と相結托せり普國諸先王殊にフレデリッキ大王の普通經濟上の政略に關し權勢ある記者は左の如く評せり

「ブランデンブルグ撰王ハ夙に自國の經濟事情に特に注意せり而して夥多の法律を發布せしかとも皆好成績を得さりしなり顧ふに何れの國を問ハす國君の勢力強き處にては保護制度非常に發達し政府ハ細大の事業を擧けて悉く之を管理せり……當時（十七世紀）各國政府中に於て全社會の幸福に汲々たるものは蓋し普國政府を以て第一とす普國は此目的よ向て全力を盡くし夫のフレデリッキ大王の晩年謂ひしか如く人民を監護するを以て君主の本務なりと做せり……假令謙辭を用ふるも國民組織の改良は大撰王の一大功蹟ありと云ハさる可からす大王ハ荒漠ある地方に

殖民せんか爲に外國人を本國に誘引し又佛蘭西新敎徒に數年間家屋、土地及び免稅を許與し國庫金の保護をも之に支給せしかは此移住よ依りて農業は再興し工業も亦殊に其發達をなせり……或はフレデリッキ大王の本領に贊成せさるものあらんと雖とも大王か普國經濟事情を改良するに勉めたるハ言語の能く評し盡し得可きよあらす大王ハ農工商に向て同等なる注意を與へたり又各地方に外國人を招き所よて以て濕地を乾かし荒地を耕すか如き農業上の勞役を給せり……大王か農業上の利益を增進せんとに注意せしハ其數多の敕令を發せしを視て以て之を証するに足るへきなり且つ耕作の良法を適用し又其小作人の爲めに下したる敕諭は甚た好結果を得たり……王か屢々空地に果樹を植付け蛇麻園を栽培し又葡萄、西瓜、菌根、大青、葛縷子種、茴香種等を耕作す可しと臣民に命したるは就中最も賞讃す可きものなりとす然れとも王は貴族の反對ありしか爲め農奴及び世襲奴隸等を廢するを得すして唯小作人の抑壓を被りたる狀態を改良するに止まりしハ豈に惜む可き事ならすや」と

フレデリッキ、ウヰルリアム二世の時代に至り普國の國威は政治並に商業上に於て

大に毀損したり蓋し普國諸王中自巳の空望を遂げんが爲めに國用を濫費せしものあり獨りフレデリッキ、ウヰルリアム二世のみは斯の如き空望を有せざりしなり夫れ前代よ於て商工業に加へたる刺撃ハ尚ほ未だ廢弛するに至らざりしも茲に普國の爲め暗黒時代到來して奈破烈翁時代と共に燐然たる盛運の光輝ハ其飲蝕を見るに至れり

普國か公共政署の部門に國家社會主義の觀念を採用したるものよして尤も顯著なりしは貧民救助と勞役社會の幸福を謀るに在り曾てフレデリッキ大王に食肉及ひ麺麭税の裁可を請ひしに大王ハ「朕ハ實よ貧民の保護者なり決して貧民か要する所の麺麭及ひ食肉の價格と騰貴せしむることを許さず」と書して其奏請書を下せり而して此精神ハ後嗣の諸王よ至りても徹頭徹尾之を奉して渝ふる所なかりき

一千七百九十四年フレデリッキ、ウヰルリアム二世か布告したる普國普通法ハ普國王室の自然の仁恕より更よ一歩を進めたるものなり此法律ハ數代間計畫せし所にしてジョーハンヲヨルン撰王(一千五百七十一年より一千五百九十八年よ至る)始めて之を起草しフレデリッキ、ウヰルリアム撰王及ひフレデリッキ、ウヰルリアム一世

次て其業を繼きフレデリッキ、ウヰルリアム二世に至りて大成し一千七百九十四年七月一日より實行せり乃ち此法律ハ人民の懶惰を懲戒し各人の勞役權を明にし併せて國家ハ貧民社會の保護者たることを布告せるものなり左に揭くる者ハ即ち其律中の條欵なり

一、自立する能ハさる人民を扶助保養する爲めに貯蓄をなすは國家の務なりとす

二、自巳及ひ其隨從者の爲めよ生計を得る手段機會を失ひたる者には其氣力才能に相應したる職業を授くへし

三、懶惰放蕩邪癖等より生計の手段を授かるも敢て其職を取ることを欲せさる者は適當の監督を用ひ壓制刑罰を以て有用の職業に服從せしむへし

六、人民の貧困を防き過度の濫費を禁するの法度を施すは國家の當に爲すへき權限なり

十五、各地の警察署は何等の方法を以てするも自活し能はさる總ての貧困者を扶助すへし

比斯馬耳克侯か一千八百八十四年五月九日帝國議會に於て勞役者の勞役權に對し

承認を宣言せしい全く以上の條欵に據れり

奴隷解放戰爭後に出てたるスタインハーデンベルグの立法中にい尙ほ一層重要なる一の下等人民改革案あり此改革案中に含包する種目は即ち土地の拘束を免し封建的の特權を撤去し小作人をして自由の農夫たらしむるの制を設け會社組織を改革し過度の關稅及び國產稅を廢して個々の資力よ應し課稅する主義を採用して課稅をして一層平等ならしめたり元來スタイン氏の此の方案い氏か在世中よい世上に非難せられしも今日に至りてい何人も敢て之を賞讃せさるものなきか如しバヾリア邦よては一千八百八年の往時に在りて既よ社會改革の運動起りて奴隷の制度を廢止し土地平分律を一般よ寬大ならしめたれとも更よ著しき進步を見る能はすして一千八百四十八年の革命破裂するや國王い自から其改革に着手せさるを得さるよ至れりと云ふ後スタイン氏及びハーデンベルグ氏の逝去に次て反動の時期到來し即ち個人主義派の觀念い權勢を得て自由競爭及び自由貿易の說は當時政治上の網領となり十八世紀の國家警察制い其名聲地を拂ふよ至りたり

普國に於て始めて自由貿易主義の運動を取るに至りしは一千八百十八年の立法に

刺衝されたるなり舊獨逸國に於ては均一なる經濟政略あらすして國內は幾多の邦州に分裂し各自巳の法律習慣を採用せるを以て一の國民的經濟政略を布かんとするも得可からす實に當時成立せし制度は互に他を破壞するの制度に外ならさりしなり而して各邦皆自國の商業の繁榮を謀らんにい隣國に對し嚴密なる保護政略を採用するに在りと信し實際其利害を同ふする國柄の人民に對しても屢苛稅を課せり獨り輸入品に關稅を賦課するのみならす亦往々禁止稅を課して以て輸出をも防害せり斯くの如く各邦皆關稅競爭の爲めに大よ困難を感したり是に於てスタイン、ハーデンベルグの改良案出てゝ普國工商業の進步を碍くるものは務めて之を排斥し大に其匡正を謀りたりしが其目的は畢竟內國製造業を保護奬勵するに在りしを以て國內稅は廢されしも境界稅は尙ほ依然たりし一千八百十八年五月廿六日發布せる法律よ曰く「外國貿易及び外國品の消費よ適當なる關稅を課するい內國の產業を保護し併せて商業を妨くるとなくして通常商品並に贅澤品の課稅より得たる國家の歲入を增すを得可し」と故を以て國家の專賣品たる食鹽及び骨牌を除くの外其他の物品の發賣或い專賣を禁止せさりしなり輸出業に關して國家い直接に之を保

譲せさりしも大に其束縛を減しフレデリッキ大王が制定したる粗生品免税主義ハ之を存用して唯半製品に相當の稅を課せり而して手工の業は自由に人々の撰擇就業ヨ任せり是れ八年前即ち千八百八十年十一月二日の布令を以て告示せる所なり要するに一千八百十八年の法律ハ徃時の政略を捨てゝ茲に新面目を啓きたるの端緒にして蓋し此法律ハ普國商工業の元祖とも稱すへきフレデッリキ大王の經濟主義とは辭意共に變化したるものなり

一千八百八十二年六月十四日比斯馬耳克侯は帝國議會ヨ於て演說して曰く「保護制度は余か之を創建せしに非す唯帝國舊來の政署を採用したるに過きすフレデリッキ大王の治世中ヨリハ租稅會の時代より保護一層盛に行ハれたり而して其保護を廢せんとするの希望は唯近世虛搆の說なり」と蓋し知言と云ふへし然るに一千八百十八年の法律通過され普國人か自由貿易說ヨ左袒すと揚言せしや當時英國の經濟學者ウヰルリアム、ハスキスソン氏ハ斷言して曰く「普國の政署ハ英國及ひ全世界の當に以て摸範とすへきものなり」と嗚呼自由貿易說の一般に行ハれしと推して知るへきのみ

普國の新保護稅法に則りて爰に租稅會なるもの設立されたり是れ即ち獨逸聯邦各國の商業同盟なり而して此の聯邦中の中心骨髓とも稱すへきは實に普國なりとす是より先き此の如き小同盟屢起りたれとも其聯合全からすして皆瓦解に歸せり抑も此大同盟の目的は同盟國內の關稅を廢し輸入品にハ國境ヨ於て課稅し而して是れか收入を各國の人口に應して同盟諸邦に分配するヨ在り

一千八百三十四年此の租稅會に加入せしもの十八ケ邦にして廣袤七千七百十九平方英里人口二千三百五十二平方英里人口二千五百万の多きに及へり一千八百五十四年該條約か第二回の延期を爲せし時ヨ於て墺太利とランクフホルトの四邦之に加入し廣袤八千二百五十二平方英里人口二千五百万の多きに及へり一千八百五十四年該條約か第二回の延期を爲せし時ヨ於て墺太利とヘスホンブルグ、バーデン、ナッソー、ブレーメン及ひ自由都府も悉く此同盟に加入せり斯く多數の聯邦か商業上の同盟をなせるものなれは經濟上の問題ヨ於ては大に其意見の差異あるハ固より免る可からさる自然の道理なれとも自由貿易說の精神ハ一時盛に行ハれ一千八百四十年に至るまていハ輸入稅を輕減せんとするの勢ありフリードリッヒ、リスト氏の如きハ一千八百十九年獨逸商工會を設立し其目的ハ商業の

競爭は相互のものなれは外國の競爭者に與ふるに內地に於ける商業の自由を以てするよ在り是れ以て當時の風潮の一斑を窺ふに足る然るに一千八百四十年後に至りては却て保護政畧に傾き諸關稅增加して二倍三倍甚しきハ四倍の多きに及へり此大保護說の傾向は延ひて一千八百六十年の初め英佛通商條約の結了せし時に及ひたりしか一千八百六十五年の新稅法に因て關稅の多くを廢止し又其他の課稅をも輕減せり一千八百六十九年一千八百七十三年一千八百七十七年に於て相躍て一層の輕減を施し殊に一千八百七十七年よハ當時存在せる鐵稅をも全廢せり是を以て之を觀るに獨逸國即ち現今の聯合帝國か當時自由貿易の政畧を採用したるや明けし

第三章　比斯馬耳克侯の社會主義

前章よ於て既に陳へしか如く獨逸帝國の國家社會主義立法を正しく了解せんには須らく先つ普國傳來の經濟政畧の沿革を知らさる可からす是れ帝國の立法ハ普國經濟政畧に基因するを以てなり而して之と同しく其立法を制定するとに於て何人よりも與て力ありし彼の比斯馬耳克侯の所置を吟味せんよは侯か其立脚の地とし たるものゝ果して何たるやを知るを要す語を換へて之を言ハゝ即ち社會及ひ國家に關する比斯馬耳克侯の意見ハ如何なるものなるや侯ハ社會と國家との相互の義務を如何に解釋したるかの問題にして凡そ侯か社會的政治上の政畧を正當に判斷し得たらんにハ以て此等の疑問を解す可きなり夫れ侯ハ舊君主專制政体の再興を目的とするものなりとするハ大なる誤謬に失するものよして敢て取るに足らされとも動もすれハ侯の所置を以て先見なきものとなし非難するもの屢之れ有り然れとも侯か公衆に向て吐露したる意見及ひ施政上の行爲に徵するに一として其非難の當れるを見す蓋し侯の目的とする所ハ政治上よりハ寧ろ社會上にあるなり侯は

實に反動的事業を成したるものにして即ち經
に對するの反動にして即ち個人主義に次て起りたる連合主義の反動是なり
比斯馬耳克矦の所說は獨逸國ハ基督敎主義ヨ因りて制度を立つるの國なりとの說
に胚胎せり一千八百四十七年六月十五日普國聯合國會に於て矦ハ左の如く云へり
而して此の如き語ハ未た曾て黯愚なる議員中に得て聞かさる所なり
「余か持論に依れは基督敎國なる觀念は神聖なる前羅馬帝國並ヨ歐洲諸國に於ける
か如く舊くして且つ此觀念は此等諸國か依て以て興りたる根原地とも云ふへく又
他と相爭ふの時に當りて國家か確然永續し或ハ獨り存在するを得んと欲するにハ
宗敎上の基礎に據らさる可からす……余ハ基督宗の敎法を實施せんとする國を以
て基督敎國なりと呼ふは至當なるを信す而して我國か其實施を成功する能はさり
し所以ハ昨日代議士ヴィンキー男爵か經典の眞理及ひ普通法の章句上より双々說
明せし所ヨして其說は余か宗敎上の見解に符合するのみならす寧ろ一層優れるを
見るなり」
其後三十年餘を經て一千八百八十一年四月二日矦ハ獨逸帝國議會に於て同一なる

意見を陳へて曰く「假令諸君ハ基督敎國たる名を排斥するも此の獨逸國民の多數は
基督敎徒より成れるものにして宗敎の原則殊に隣人を助け老者及ひ貧民の運命を
憐察するか如きとは能く人心に貫徹せんとを余は希望するあり」と
再ひ矦ハ其社會上の政略を辨明したるとき演說して曰く「若し吾人か爲したる盡力
に向て名義を下さんに余か敢て嘉納する所は即ち無名有實なる實際的基督敎と云
へるとを是なり」と而して復た一千八百八十二年一月九日の演說ヨ於て謂て曰く
「吾人ハ吾人か私行上の羈絆として基督敎の命令を承認するも吾人の當ヨ盡す可き
義務中最も主要なる範圍即ち四千五百万の人口を有する國の立法上に於てハ敢て
之を放棄して又顧みるを要せすと云ふか如きハ余の了解し能はさる所なり余か持
論ヨ於てハ我默示的宗敎の結果に於ける余か信仰ハ道德法の形式に於て十分あり
とするのみならす將た此問題に於て皇帝陛下か取り賜ひたる位地に對しても充分
確にして我國か基督敎國たるか將た基督敎國たらさるかハ敢て關する所に非さる
を余ハ公然自白する者あり余ハ國務大臣として基督敎徒として天帝の前に到り毫
も疾しきとなしと自から信する所のものを敢て決行する者なり」と

比斯馬耳克侯は國家に關し斯かる觀念を有せるを以て侯の社會上の政畧ゝ大に宗教上の思想の爲めに皷舞されたりと云ふも更に怪むに足らさるなり夫れ國家は行政權力を有するものなりとせゝ固より全社會の利益を謀らさる可からす故に社會の組織をして活潑なる狀態を保たしむるは是れ國家の本務なりとす而して其活潑なる狀態ゝ社會の諸階級か相互よ義務を盡くし互に相依賴し又互に相救助すへきの原則を實行するの時よ於て始めて之を得へきのみ凡そ此等の諸原則か國民的生活の基礎中に在らん限りゝ社會万般の事秩序整然たる可きも之に反し此等の原則を放棄して敢て顧みす嫉妬害惡を以て同情同感に代へ以て社會上に盡すへき義務を飲さたらんにゝ社會の機關は圓滑なる運轉を爲す能はさるなり此理より推論せゝ社會に不平等の存在する時に於てゝ國家ゝ國民生活の秩序的運動に對し責任ある機關として社會の講和安寧及ひ進歩を謀らんか爲めに之に干渉せさるへからす是に於て簡單よ比斯馬耳克侯の意見を述ふれゝ下の如し曰く「國民に課するよ社會的義務を以てし而して社會か果して其義務を能く誠實に盡したるやを監視するゝ是れ國家の義務なり」と

獨逸國批評家の一人は比斯馬耳克侯よ適切なる批評を下たせり曰く「侯ゝ現今の社會組織ゝ其基礎正當にして敢て攻擊す可からさるものとなし且つ又其道理上及ひ必要上より來りしものと做せるもの、如しと盖し侯を以て見れは富人も貧人も資本家も勞力者も實際上必要なるものとせり」と而して社會にゝ貧富共に兩存するか故よ侯ゝ富人に說くに其隣人を愛する義務あることを以てするも富人は往々故らに其義務を盡さゞるとあるを以て遂よ國家の力を假りて之に强ふるの己むを得さるに至るあり

比斯馬耳克侯の同情同感及ひ其目的は完全なる國民的にして且つ眞正なる平民的なることは一千八百七十一年以來侯か取れる帝國政畧の方針と相結托する社會立法を見れば無論明白なりとす而して其早年及ひ晩年に爲したる演說中には國務に於ける侯の目的よ關するもの少からす一千八百八十一年二月廿四日帝國議會に於て侯は演說して曰く

「余か爲めに羅針盤とも北斗星とも稱すへきものは唯公共の幸福を謀るの一事にして是れ余か進路を定むるものなり余ゝ政治界よ身を委ねてより以來は粗暴輕卒の

行爲を爲せしとも數多なるへしと雖も餘暇ある毎よゝ如何にせゝ余か奉侍せし普國皇室の爲め又今日の獨逸國の爲めに最も緊要に最も便利よ且つ至當ならんかとの疑問を講したり余ゝ生來持説を固執する空論家に非さるあり夫の諸黨派か爲めに離合聚散する諸組織の如きゝ余に取りて第二着のものよして余か最も先にする所のものゝ我國民なり即ち外國に對する其地位は如何其獨立ゝ如何及ひ吾人か世上に於て自由に生息し得へき組織如何を講するにあり」と

吾人ゝ比斯馬耳克侯を以て世の確説に反し陳腐の傳説を起し慣習約束の筌蹄を脱し政黨の主義綱領を顧みす又科學をも敢て重んせさるものと云ゝさるを得す侯ゝ「眞理豈に用を爲んや」と云へる激烈果斷の議論を以て再三學者の批評を鎭壓せり且つ侯は貴典上に定まれる原則定式よ拘ゝらすして已れか見解智識を以て社會に施し以て其判斷を擇ふものなり侯よ取りては事實の一分ゝ理論の一貫よも値し實際上よ存する蒼蠅は假定上に於ける善良なる天使よも優れり夫れ人世の實際上の見識及ひ經驗は侯か以て社會的政治及ひ政事家の最高地位に達する嚮導となせる所あり若し學理と實際と相一致せんか實に學理に取りて至幸なるへし若し一致せさ

るの時に於てゝ不幸之より甚しきはなし侯ゝ一千八百七十九年五月二日帝國議會に於て稅關制度の改革を辨護して曰く「總て此等の經濟上の問題ゝ余か他の機關的諸制度を判斷するに於けるか如く敢て學理に拘泥するとなささるなり我外科術は過去二千年間大なる進歩をなせり然りと雖とも內科醫學は肉眼を以て視る能はさる身体內部の事情よ關するを以て更に進歩せす依然として尙ほ面目を改めさるなり國家の機關的搆造も亦之よ同し是を以て科學上の抽象的學說ゝ以て余を聳動するよ足らす余ゝ吾人か得たる經驗よ從ふて判斷を下す者なり夫れ自から保護するの國は築へ自から放任するの國ゝ衰ふるに非すや彼の絕大なる英國を見んか彼は尙ほ勇士か筋肉を强壯にし以て決鬪場に投し來り誰か敢て余と決鬪せんや余ゝ何人にも敵すへしと云へるか如き形勢あり然るに此英國にして尙ほ漸々保護稅主義に恢復しつゝあるを見るなり庶幾くは數年ならすして少くも英國市場を維持するよ必要なる部分ゝ保護稅を採用するに至らん乎」と

又一千八百八十五年二月十日侯は再ひ演說して曰く「唯學問や又正確爭ふへからさる議論やゝ皆是れ以て國の進歩を謀る能はさると尙ほ內科病よ於ける醫療上の助

言の如く常に誤謬よ陥り易きものなり而して余は自ら吾か判斷と信せさる可し又他人の判斷を信するも些少に過きさるのみ」と

比斯馬耳克侯か判斷の獨立を守り且つ政黨の主義綱領に近似する物い何物たりとも之を容赦せさるは以て侯か對議會策よ於ける進路をして屢善良の地步を保たしひるを得たり侯は曾て云へるあり「余は國務大臣となりし以來未た曾て一の黨派よも屬せしとなし否余い之に屬する能はさりしなり」と夫れ侯い隨處に同盟を求むる者にして其已れの政策を成就せんが爲めには今日自由黨と謀り又他日保守黨と計れり故に侯を評して便宜を重んする者ありとするは未た以て盡せりと云ふ可からされとも侯い「立憲政治界の基礎い終始和合するに在り」と云へり侯い普國の國家主義及ひ其國家制度の眞誠なる尊敬者として又辯護者として政治界に立てり一千八百四十七年六月十五日普國々會に於てしたる演說に曰く「余か僻見を有するい躬自から許す所なり余い母の乳と共に之を吸入したれい必す之を脫却する能わす」と確信の多くは之を破壞せさるを得す

侯は曾て猶太人に同等の民權を與ふることに於て熱心に反對せしとあり又國會に於て私婚制度い唯物論者の妄說にして宗教幷に國家に取りて等しく危險なるものなりと排擊せしとあり然れとも侯の最初此の「セミチック」人種を嫌ひし僻見も輓年に當り遂にい其猶太人を國民に編入するを許すの政策を講するに至れり又一千八百四十九年に於ける私婚制度の排擊い一千八百七十三年普國をして遂に其制度を立法とせざらしめたり蓋し此政策は固より便宜上或は採擇上より爲せしものに非すして全く必要に逼られたる結果よ外ならさるなり比斯馬耳克侯か國家の組織に關して取れる此等及ひ其他類似の事項に於ける意見い一千八百七十五年四月十日普國々會に於ての演說を見い明なりとす曰く「國民の憲法は國民の生活上に起りたる變化よ從て改正を加へさる可からす」と是れ侯か政治上の格言としたるものなり比斯馬耳克侯い政治家としても又立法家としても其功績實に大なりと雖も若し如何なる事も敢て爲し難きとなしとの決心と固執とに因て以て吹噓されしに非すんは總て其奇才も其健固なる常情も其和合力も爲す所無くして止みしならんのみ侯か問題を解し又其行爲の如何を決するよ果斷なるは如何なる反對と雖とも其銳氣

を挫く能ハさる所なり一千八百七十九年七月九日佚ハ帝國議會に於て演説して曰く「余は敗を取らん乎又敗を取らさらん乎將た創建すへき乎例令ひ創建すへからすとするも余か國務大臣たる間は容易に吾か力を弛むるを爲さゝるなり余か模範とする所は蜘蛛の説話に於けるロバートブルース是なり夫のブルースハ蜘蛛か幾回となく落ちては又再ひ昇るを見て以て自から勇氣を皷舞し假令其希望を達せさるも苟も祖國の爲めに正當にして且つ利益なりと視做す所のものハ敢て之を放棄せさりしなり而して余か企てたる方案の前途ハ苟も不良なるものにあらす又敢て失望すへきものにあらす余か持論に據れは余は手を下し得へき時に當りて却て我目的を妨けんとするものに同意せハ余か茲に祖國の名を代表し且つ輕々しき結托をなさゝる原因に對し遂に自ら反逆たるを免れさるへし」と加之ならす一千八百八十一年二月四日同處に於て演説したる語は一層人を感動せしめたり曰く「余は一髪の間隙たも肯て其進路を轉せさるへし疲勞すれハ休憩すへきも苟も退歩するとを爲さゝるへし而して斃れて後に已まんのみ若し死に至らハ是れ天命なり亦何をか畏れん」と

比斯馬耳克侯の立法の基礎たる原主義並に侯か國會に於て多數を得へき活事業を導ける規則及ひ其謀略ハ以上論せしか如し今や吾人は侯の人となりを知り得たるを以て侯かなしたる事業を能く理解し得るよ庶幾からんか

國家社會主義時代の立法ハ次章よ於て必す之を論すへけれハ此章に於ていハ唯其要領を説くを以て足れりとす抑も該立法は終始個人主義及ひ放任主義に反對したるものにして比斯馬耳克侯ハ國家か經濟に干渉すへからすと云へる舊主義を一掃したるなり然れとも獨逸帝國議會並に普魯士王國々會に於ける進歩黨ハ侯か社會上の政治的立法よ於て採り來りたる各地歩に向て反駁を加へたり而して尚ほ其説く所ハ盡く正理正道に叶ひ且つ國家か經濟上の事項に干渉するハ以て其當を得すとおせり當時侯ハ反對者に贈るに科學及ひ理論を以てし而して徐々已れか歩を進めて曰く「若し國家か社會に對し其本務を盡さんには兵事上の保護の種類よ於るより尚ほ更に多く盡くす所のものなかる可からす」と夫れ國家か國の内外を問はす其平和を維持するハ固より可なれとも政府の爲すへきもの豈に啻に之よ止まらんや國家は其人民か安穩に生活するやを監視するのみならす可成的社會の狀態をして

滿足幸福を增進するに足らしめんことを注意せさる可からす斯の如く政府の本務とする所ハ臣民の權利を保護するの外ハ即ち個人か適當に得へき權利ハ如何なるものなるやを決定するに在りとす蓋し國家の職務ハ受動的に非すして自動的たり比斯馬耳克侯は此主旨に關し曾て帝國議會に於て進歩黨首領の批評に答へて痛言せしことあり其演說に曰く

「ヘルヒテル」君ハ國家か其爲す所のものに對し責任あることを說起したり然れとも余か意見を以てすれハ國家ハ其爲さゝるものよ對しても亦責任ありと云ハんとす余ハ放任主義所謂政治上の純正自由主義よして語を換へて之を言へハ自主自衞主義にして即ち自立する能ハさる者ハ之を打擊して蹂躙すへし之を有する者には與へ之を有するを得さる者よりハ其有せる者をも之を奪ひ取る可しと云ふか如き此等の學說か國家殊よ君主相傳國に於て適用さる可きを思ハさるなり之に反し國家か弱者の保護に干涉するを恐るゝの輩ハ一派の利益を謀らんか爲め或ハ自他を壓制せんか爲めに或ハ黨派の威勢を披露せん爲めよ資本の力にまれ文學の力にまれ其他何にまれ自家の力を利用せんことを欲せり而して其計畫にして果して政府の

行爲よ因て妨けられんか彼等ハ直に痛苦を感するに至るは敢て疑ふ可きにあらさるを余は信するなり」と

比斯馬耳克侯か社會的政治上の立法を創建せし十數年前に當り侯は普國總理大臣として國家の爲め即ち王室の爲めに勞役社會を助けて其職權を使用せしことあり一千八百六十三年侯か英國に在るや協力制度の洪大にして且つ成績あるを視て大よ感する所ありて生產同盟會の所措を探究し歸國の後普王に勸めて其方法を採らしめんか爲め是か實施に多額の金を投せしめたり然れとも好結果を奏するを得すして遂に政治上の原因より其業を放棄するに至れり當時社會黨首領ラッサル氏ハ一般獨逸勞役者同盟會を起さんとて普國を煽動せり比斯馬耳克侯は其協力生產の趣旨を贊成したるのみならす數回ラッサル氏と商議せしことあり而して此協議に於てラッサル氏の國家保護よ成る生產同盟會の大計畫は其結果を得さりしも其後久しからすして比斯馬耳克侯ハ普王に勸めてシレシヤ織工の一團體へ皇室費より金員を交付して協同製造所を設立せしめたり此事たるや決して輕々看過すへからさるものなり一千八百六十五年數百の職工は三名の總代を以て國王よ

請願しけれは總理大臣は之を延見せり此輩はシレシヤの山間ゟ住するウェルテギールスドルフ村の者にして一見以て其恒產なきと雇主の酷薄なるとに因りて以て多年哀むへき慘境に陷りたりしを知るに足る此等の職工は概して一日十二時間宛働き非常なる勤勉を以てするも一週間僅に三志六片の賃金を得るに過きすして最も熟練にして且つ能技を有するの職工に於てゟ通常の職工ゟり僅に三志の多額を得るに過きす是ゟ於て比斯馬耳克侯は其協力主義を實驗す可きの機會を得しや皇室費ゟりシレシヤ職工に資本を供給せり普國々會の進歩黨議員は例の如く此事項に付て大に論する所ありて總理大臣の此處置ゟ四面ゟり攻撃を受けたり侯は其非難を辯し演說して曰く

「余ゟ如何なる權利ありて此等人民か國王ゟ對するの途を閉塞するを得るかを敢て諸君に問はんとす夫れ普國の諸先王は決して自から好んて富民の王者たらさりしなり彼のフレデリッキ大王か東宮に在りしとき云へるとあり「我れ登極せゟ必す貧民の爲めに眞の王者たらん」と之を見るゟ大王か貧民の保護者たるを希望し賜ひしや知るへきなり而して此主義は近代の諸王か皆紹繼する所にして故ゟ貧民の疾苦

ゟ常に諸王の庇恵を蒙り且つ聖聽ゟも達せしなり……我諸先王は農奴の放免を保護し勤勉なる農民を養成し殆んと好結果を奏するを得たり兎角其勤勉ゟ以て勞役社會の狀態を稍改良するを得たり左れは此等勞役者か皇帝に哀訴するを拒絶するは決して吾人か爲す可き正當の道に非す況んや之を爲すゟ余の本務に非らさるを や爾後人或ゟ質問する者あらん凡そ輔弼たるものゟ國王ゟり金錢を受け次きするを以て其自から利する所果して幾何ぞや」と比斯馬耳克侯ゟ彼の失意の職工に皇室費を下附するや其君王の仁恵か果して一般の賞賛を得さりしを見て敢て驚かすんゟあらす乃ち謂て曰く「我叡武皇帝か目下の一大難題に接するや一の產業同盟會の繁榮ゟ必要ある條件と並ゟ其失敗に遭ふ可き危險ゟ果して如何ある暗礁の伏するあるやを實驗に依りて知らんか爲め自ら損して以て其計畫を企られたり余以爲らく是れ須らく感謝せさる可からさるものなりと我王ゟ實ゟ此意を以て壯嚴洪大なる方法を採用しウェルテンブルグ其他地方の職工ゟ恩恵を施せり……議員か此恩賜金の處分ゟ關し皇帝陛下の爲め助言者あかるへからすと唱道するゟ余は敢て無禮なる擧動をなしたりとて待たるゝの謂あらさるなり當時余ゟ實に助言者なり

しも余ハ其輔翼の道を過てりと思はさるなり」と

比斯馬耳克侯は種々の政策を以て勞役社會の利益を謀り深く資本家の財囊に籠食したりと雖とも侯を以て資本家の敵と爲すは當れるものに非す一千八百八十二年六月十四日侯は帝國議會に於て演說して曰く「余ハ資本家の正當なる要求よ反對する者に非す又敢て反旗を翻さんとする者に非す然れとも亦勞役者も之を重んせさる可らさるの權利を有するなり」と侯ハ又他日地主は正當なる地料を取り資本家は正當ある利子を取るへき權利を有するとを明言し之に附言して曰く「勞役者も亦同等に勞役權を有す」と是を以て之を觀るに侯は富の蓄積を賛成するの意見を有し敢て確說的社會主義の偏頗說に一致せさるなり蓋し富ハ冀ふ所のものよして富有社會の發達ハ是れ全社會の恩惠なれハなり

侯ハ曾て帝國議會に於て演說して曰く「余ハ望む吾人か直に數百の富豪家を養成し得んとを爾かせんには彼等ハ國內に於て其金を融通するならん其費ハ以て治く勞役者を利するを得可し彼れ富豪家は固より其資金を耗らすものに非す唯た其利子を以て濫費に供するものなり之を要するに政府も人民と共に富裕となるを得は豈に賀す可きにあらすや則ち獨り政府のみならすして社會全般も其利澤を蒙るや必せり」と經濟學者ハ侯の此意見を以て虛誕なりとせんも其說く所の理論は到底侯を說て比斯馬耳克侯か資本家を嫌惡せさる所に至り侯か亦地主社會の敵にも非るさは訝るに足らさるあり侯ハ躬自から地主社會の一人あるも敢て其利巳の觀念よりするに非すして更よ高尙至重なる考を以て土地の所有者並に耕作者の繁榮に必要なる許多の立法的政策を增進せしめたり彼の保護稅なり租稅改良なり及ひ高利よ關する諸法律なり皆此政策の種目中に屬す侯は大地主か其義務を忘れす又其權利のみに汲々たらすんは之を賞讃すると其富豪家に於けるよりも尙ほ一層甚しきとす一千八百八十五年二月十四日侯ハ帝國議會に於て演說して曰く

「田舍に住する大地主は極めて有害なるものハ巴黎羅馬若ハ伯林等の如き都會に住居して唯其領地より或は代理人より地料を收め帝國議會或は地方議會に於て其領地の代表者たるをなさす其又甚しきに至りてハ地料の幾許あるやも知らさる如き大地主是なり大地主の弊害ハ實に茲に存す夫れ田舍

に住する地主か大土地を有するは概して大なる恩澤あるものにして有用なるものなり故に若し英國か現行穀物令を拘住し大地主をして漸次零落せしむるに至らは余は其結果か地方の將來あり又管内人民の幸福に取りて果して有益なるやを信せさるなり然る時ハ大地主ハ一定の所得を取るの人とあり夏冬共に都會に住し偶ま都會を距りて田舍に赴くも愉快なる佃獵を爲すのときのみにして更に田舍の事情に通せさるに至らんか夫れ中等社會の多數か終年田舍に住居して自から農業に從事するハ是れ我獨逸國の最大長所の一なりとす人あり若し烈日ヨ曝れたる田舍紳士か星を戴きて已れの田畑を馳驅し額に汗して以て土地を耕すを見は必す云ふならん「天帝よ生涯田舍に住居する斯かる地主を長く保護し玉へ」と故ヨ彼の常に都會に住して土地を借し唯地料の送金をのみ望むか如き人ハ余の大に注意を與へさる所なり是れ實に故意上より爲すにあらすして亦偶然爾かせさる可からさるものあれハなり余は社會黨議員ヘルベルト君と協力して以て彼等の手中に土地の兼併せらるゝハの弊を拒かんと欲す然れとも余は眞正の農業者にして其自已の殖産上預備の目的を以て土地を購入する大地主ハ我國に取りて特ヨ余か住するの邦ヨ取りて

恩惠者と視做すなり若し諸君か此大地主を撲滅せハ爲めヨ我全國の經濟上政治上に憊疲の結果を來すや知るへきなり……然り而して天帝か尚ほ我獨逸帝國及ひ普魯士王國をして長久あらしむる間は諸君か如何に多くの同盟を得るとも土地所有者に反對する此の戰爭は到底成功するを得さるなり」と

比斯馬耳克矦か小作人を稱譽するの熱心は鮮少ならすと謂ふ可し彼の獨逸國の舊諺に言へり「小作人にして金錢を有するを得は其餘の衆人ハ皆之を有するを得可きなり」と矦は此言に徴して勤勉なる小作人ハ經濟上の繁榮を謀るに於ても亦國家の鞏固を謀るヨ於ても善良なる保護者なるを信せり

矦ハ一千八百八十五年二月十六日帝國議會ヨ於て演說して曰く「小作人大地主等ハ相共に地主社會なる同一の階級を作り而して農業上同一の業務ヨ從事する者たるを承認せり……概して之を論せは地主ハ獨逸君主國の補助者にして彼等全體の性情ハ現政府の成立を賛くるものなり而して諸君は地主と政府か漸次間斷なく相一致せんとするを喜ハさるの故を以て其間ヨ不平の種子を蒔かんとを試みたり抑も此の不平の起るや即ち立法か健全したるの結果に出てしものヨして第一特權と有

する社會の多數人が其痛苦を感したれゝなり是れ其立法に於て大地主及ひ殊に舊士族の法律上及ひ通理上の全特權を廢止したるよ據るなり吾人大地主ゝ今日我殖産上に於て小作人の大なる者に異ならずして小作人ゝ所謂小地主なるを見るへし實に多くの小作人にして自から呼ふに地主を以てし或は農夫と云ひ又田舍人と云ふものあるなり」と

夫れ比斯馬耳克侯ゝ自から地主社會よ傾心するも財産所有の絶對的權利說に至りては決して之を承認せさるなり之よ反し侯ゝ地主も總て他人民の如く財産を保つを得るも若し公益の爲めよ勸解を要するの場合にゝ其使用並に其處分ゝ國家の干涉よ從はさる可からさるとを主張せり又比斯馬耳克侯はスタイン及ひハーデンベルグノ土地法改正に熱心なる賞贊者の一人なり而して土地法改正は是れ國家か私權干涉の發端なりとゝ侯の屢唱說する所あり一千八百八十四年三月十五日帝國議會に於て演說して曰く「若し現在定めたる諸權利よして社會の公益よ反對するの時に當りては國家は之よ干涉し且つ健全ある新條件と造らんため尙ほ外科醫か小刀を以て切斷を施すか如き權利を有するものなり」と

勞役及ひ勞役權の問題に關する侯の意見ゝ大よ進長したるものあり夫れ資本家及ひ地主社會は双なから勞役者に對し大よ相倚賴す可きを以て獨り之を寬待す可き義務あるのみならす國家も亦勞役社會に對し特別の義務を負ふものなり是れ勞役者は一般よ資本家の限外の權力と威勢とに對し自から保護する能ゝされはなり侯は一千八百八十四年工業保險問題よ就き演說せし時更に進んて勞力權の說をも公言せり五月九日に於てしたる演說よ曰く「勞役者か健康なる間は之に給するに勞力權を以てせよ若し疾みなゝ之に給するに看護を以てせよ而して若し老衰しあゝ之に活路を給せよ若し諸君か此等の事を爲し又自から其犧牲となるとを恐れす又敢て國家社會主義を省みて忽ち老年の爲めに準備せよなる語を喚起したらんにゝ即ち語を換へて之を言へゝ國家か勞役者の爲めに少しく基督敎主義の注意を施すに至りたらんよゝ社會共和黨主義を奉する諸紳士ゝ其喋々辨論を費すも到底無益に過きすして且つ之れよ黨與せし勞役者も政府及ひ立法部か其已れの安寧を謀るに汲々たるを見ゝ忽ち相離る可きに至るを余ゝ信するなり」と

侯ゝ反對黨の嘲笑に對し演說して曰く「然り余ゝ徹頭徹尾勞力權を承認する者にし

て余か現職に在る間ハ之れに助力すへし然り而して余か之に加勢する所以のものハ所謂比斯馬耳克内閣と共に起りたる社會主義に據るに非すして全く普國普通法に基きて爾るなり……夫の勞力權は實に普通法發布の時に於て公布せしものに非すや茲に同市人の前に來り余は健康なり余ハ力役せんと欲すれとも唯職業なきを奈何せんと言ふの人ありとせんか其人ハ實に復た余に職業を與へよ且つ國家は職業を給するの義務ありと言ふ可き權利ありとす而して此の如きは是れ豈に我社會の諸整頓中に於て悉く備れるものよ非すや」と而して反對黨ハ「夫れ然り然れとも洪大なる公共事業ハ更よ之より急務ならん」と駁論せり俟ハ再ひ之に答へて曰く「洪大なる事業ハ固より之を起さゝる可からす豈よ之を起さゝるの理あらんや是を爲すハ實に國家の義務なり」と然り而して俟は尚ほ今に至るも未た此語を實行する一の計畫をもなさゝるなり

第四章　新帝國

比斯馬耳克俟の經濟的立法は二個の原因に起源せり第一原因ハ獨逸帝國再興の初年間獨逸國の貿易工業及農業か零落せし不幸の狀態是なり此衰頽や固と一朝一夕に起りたるにあらすして遠く源を數年前に發せり夫の一千八百七十年佛國戰爭に於ける著しき軍功よ依て以て大に人心の激動せしと及ひ其政治上に起りし結果とハ以て此衰頽を遮斷して數年間を維持するとを得しも遂には疲徹振ハす一千八百七十九年比斯馬耳克俟か獨逸國經濟的制度の改良を計るのときよ當りては國民の衰運實に憐む可き狀態に陷りしときなり第二原因は純正なる社會的問題にして即ち二個の主意を含蓄せり一は勞役者不幸の狀態一は社會主義の勃興是なり今此等の諸原因を左に精密に論究すへし

吾人ハ六十年前已に自由貿易主義か普國官吏部内に行ハれたるを知るなり其後佛國政府も亦同一の方向を取り英國ハ殆んと二十年前に於て此の自由貿易を採用せり抑も普國か自由主義を奉する者として世人よ知らるゝに至りしハ實よ一千八百

五十八年ゴーサに於て開きたる經濟會議より始りたるい疑を容れさる所あり抑も此議會は獨逸聯邦各國より撰出されたる代議士を以て組織するものゝ如して自由貿易主義を擴張す可き方案を討議せしが首尾能く之を決行したり而して該會議い敢て空理空論を戰いすに止らすして同會の主義目的を各自聯邦に告知するの方法を講するは是れ代議士たるものゝ本領なることを信し且つ彼等の多くい其義務を盡くして好結果を奏せり元來此經濟會議い農業及ひ土地に於ける利害を代表するに非すして專ら商業航海及び資本を代表せるなり故ゝ普國の經濟的立法は紀元十七世紀の半ゝ至る迄は大に同會の精神を採れり吾人は比斯馬耳克侯か自著中ゝ記したるを見るに曰く「予は獨逸國に關しては決して自由貿易ゝ同意を表すること能はず」と侯は又宣言して曰く「自由貿易い絕對的主義としてい全く誤謬たるを免れす」と然れとも侯は經濟上の問題に就き自由主義の流行する間い唯意を國家の重要事件に注き敢て孰れか正しきや孰れか邪なるやを探究せすして唯其成されたる所を以て甘んせる而已此時に當り侯の身邊に在る內閣諸公は皆自由主義を執る所の人ならさるなし故ゝ夫の普國及其後新帝國か自由貿易に類似せる政策の採用するに至りしい

皆彼輩の力なりとす而して一千八百七十八年若くい一千八百七十九年に至る迄敢て自由貿易的の政略を變するとなく之を繼續せり

然れとも自由貿易論者は永久其氣勢を張るを得すして却て反動的の勢は漸次堅固となり遂にい人事を左右するに至れり一千八百五十八年ゝ於て夫の貿易者富裕者等が自由貿易主義を擴張せん爲め一の組合を建てしか如く農夫仲間及ひ保護論者等い普國の舊保護政略に復古することの必要を政府及ひ國民に知らしめんか爲め一の協會を組織せり此の所謂社會的政治の協會い一千八百七十二年エイセナック邦ゝ於て開設されたり之れを見るゝ稍學派的の氣風を帶ふる所あるゝ非すと雖も其過去十五年間ゝ於ける社會的政治上の諸法律に及ほしたる勢力は盛大なりとす蓋し夫の政府の權限い唯法律を維持し內治外交上の平和を增進するに止るとの僻論を有する放任主義派も當時該協會の網領に至りて殆んと之に抵抗する能はさるなり其綱領ゝ曰く「商業工業及ひ農業を保護奬勵し普通敎育を增進し職工の狀態を改良す可き計畫をなす等總て政府の義務たらさる可らす」と

茲に種々の事情は以て保護貿易派に好運を與へたり且つ殊に有名なる千八百七十

三年の泡沫時代に次て起りたる商業上及び財政上の厄難も大に其恩澤を受けたり彼の佛國戰爭は政治上の結果より大に獨逸國民を激動して已に廢りたる舊物を再興し百事茲に一新するを得たり而して佛國か獨逸國に降服して出したる其償金ハ以て大に普國の商業を助け數十億の黃金ハ國中ヨ散布し金融市場の現狀は投機業の狂熱を釀すに至れり斯く世の好景氣ヨ連れて亦妄想の競爭行はれ一般人民は皆爭賽場裡に身を投し貴族製造人官吏四人より猶太人希臘人舖家工匠輩に至るまて悉く銅臭に戀々せさるハなし終に全國の經濟事情一變して生產ハ著しく增加し株式投機業及び其他の事盛に行はれて殆んと空前絕後の景情を呈し富人ハ縱ヨ金錢を浪費し而して博奕をなすにも借金若くハ疑はしき手形を以て賭するをせす凡そ數年間ハ事々物々大ひに好運に向ひ恰も商業上の陶朱時代に到着したるか如く多くの富豪輩出して其既ヨ廢弛せる諸工業を起し益々繁昌に赴かしめたり且つ賃金は騰貴して勞役者も數年間ハ高尙なる新生活を得るの地位に達せり獨り奈何せん此の隆盛ある光景ハ忽ち憐む可き慘狀を現ハし遂に反動を生するの已むを得さるに至りしを曩きに佛國より得たる數十億の償金ハ悉く之を消費し與業大に弛み商

業繁榮の再興は却て欺騙の狀を呈し貸金市場ハ全く紊乱し多くの企業も不法なる冒險者の爲めに蠶食され又無經驗者流の資金を以て起りたるものにして遂に引火木の如く破壞したり又高尙熱心ある人の手に成りたる他の諸企業も同しく此の痛痒を感せり夫の泡沫會社の計算書を排列するヨ資本の多額ハ皆散乱して其痕を留めす唯其利益を蒙りしハ陰謀者のみなりしなり而して商業及び工業も亦同一の不幸に遭遇し製造人は市場ヨ於て既に恢復の望を失ひ物貨ハ需要額を超へて濫造され國の內外に於て顧客を得る能ハす失敗相續き製造所ハ營業を停止し機庫ハ全く鎖閉され工業上の運命ハ唯其辛ふして得たる利益の蓄積を以て漸く之を維持するに過きすして猶ほ積雪の日光に於ける如く忽ち消失するを見るなり且つ勞役者ハ資本家に比して一層不運に陷れり曩者俄に騰貴したる賃金も今や下落して職業の停止中僅に家族を養ふことを得たるのみ

農業も亦長く塗炭の苦を受け租稅は高貴し物價ハ下落し各地に於ける穀類も今や外國の輸入額大に增加したるか爲め利益の途を塞かれ耕作地ハ非常に減少し魯西亞に接する普魯士の國境を經或はバルチック海より來る所の裸麥、大麥、燕麥等の輸

入額は二年間に於て殆んど二倍の額に達せり今之を示せゝ左の如し

	裸麥	大麥	燕麥
一千八百七十五年	六、八六九、三二四、	五三〇、一〇七、	二、三六八、六六三、
一千八百七十六年	一一、三六一、一四四、	五九四、三一二、	三、一九六、〇九四、
一千八百七十七年	一三、二六六、二〇三、	一、九二〇、七七八、	三、六二〇、四四七、

（但し「ハンドレッドウエート」を以て單位とす）

亞米利加よりの輸入穀物も亦大に增加せり

此年代間獨逸國か經過したる商業上の危急存亡の秋ゝ以て保護政策の運動上に大なる刺激といなれり保護主義派は必死の力を盡して議會よ演說に新聞よ雜誌に論策に於て種々の方法を以て自由主義の誤謬を國人に知らしめんとよ汲々せり然れとも尙ほ未た其成功を奏するを得す比斯馬耳克矦ゝ其記錄中に書して曰く「一千七百七十七年ゝ是れ經濟的及び社會的問題に關し余か生涯中に於て斷然我主義を決す可き時期なり」と爾後矦は深く經濟學を研究せり而して演說して曰く「余か國務大臣たりしより最初十五年間ゝ常に身を外交政略に委ね獨逸帝國の內治政略に

關しては未た少しも手を下さゝりしなり又手を下すの時期なかりしなり余は內治上の施政其措置宜きを得たりと思へり後余か補助を仰かんと信せし所の補助者を亡ふや自ら進んて種々の事項を管督するの已ひを得さるに至れり後余か補助を仰かんと信せし所の補助者を所ありしよ拘らす余か立法上に於ける豫想ゝ毫も實際の結果を奏するを得さりしより一千八百六十五年自由貿易制度の唱道せらるゝや吾人は不運に沈淪して實に五十億万人の膏血を盡くして以て漸く其弊を防禦するを得たり而して之か治療法を講究するの必要を感するに至れり」と

一千八百七十六年に至るまて比斯馬耳克矦は國務大臣デルブルック氏に全く一國の經濟政畧を委任せしも其歲に當り氏は其職を辭せり氏の辭職ゝ保養の爲なりしも是れ全く意見の行ゝれさるよりして遂に比矦を殘て掛冠するに至りしゝ已に世人の知る所なりドクトル、デルブルック氏か職を辭するや大藏大臣ハーカンフアセン氏も次て辭職せり後二年を經すして商務及び內務兩省の二大臣も亦辭職せり今や經濟上の新時期を創ひ可きの時代となり百事其面目を改めたり茲に於て比斯馬耳克矦ゝ一千八百八十一年二月四日普國下院に於てデルブルック氏の繼續者とし

て演説して曰く

「余ハ自ら關稅問題ヨ關係せさる前に當りて敢て余か意思を陳述するをせす余ハ此の位地ヨして此人ありと信任せし所の同僚デルブルック氏の意見を陳述す可し如何となれは余は就職後日尚ほ淺くして余か意志を定むるの暇なけれハなり……デルブルック氏の辭職は余をして意志を定め且つ演説せさる可らさるの已むを得さるヨ至らしめたり余は曾て現在の持説に異りたる説を有せしとせし若し余か或る學理上の問題に關し彼此の意見を有せしとせハ諸君ハ余の意見か果して彼なりしや此なりしやを論議する可なり余ハ實に商業的政畧に關し一定の意見を作すへき邉と有せさりしなり故ヨ其別に意見を有せさりしの故を以て予か前説は現時の説に反對せりと言ふは余の敢て拒む所なり余ハ實にデルブルック氏の腹心の弟子ヨして余か吐きし所の意見ハ即ち是れ氏か意見なり然れとも今や氏ハ内閣を退きたれは余は余か自説を陳述するの已むを得さるに至れり而して余か説は多少氏か意見に異なるとあきを保せすと雖とも余は今其説を變したる如き反對説を最初より有せしものに非さるハ確然なりとすと

比斯馬耳克侯の他の新政畧は社會的なる語の狹隘なる意味中に胚胎せり侯か爲に感動されたる所以ハ勞役者か不平の極絶叫して社會主義を發生せしめたれはなり此の不平たる或は政治或は經濟或は工業上の諸原因より起りしものにして而して獨逸國の社會主義ハ凡て政治部内に發生したる他國の社會主義とは大ヨ異れり夫れ當時代に於ける種々なる社會の要素ハ大に社會主義の搆造發育を助けたり而して其原因の種子たる可きものは皆政治上より來りしものなり蓋し此社會黨に始めて明白なる激動を與へしハ一ヨ前世紀に於ける佛國革命なりとす然り而して獨逸聯邦即ち舊來の專政々府の衰頽ハ一千七百八十九年ライン河畔に蜂起したる彼の無法律論者をして其勢力を逞ふせしめたり翌半世紀に於ける獨逸國民の政治思想ハ益々强勢となれり夫の一千八百三十年及ひ一千八百四十八年に於ける革命の運動は獨り他國人民に大に刺撃を與へたるのみならす尚ほ一層の刺撃を諸政府に與へたり

獨逸國か社會主義を容れたるは一千八百四十八年なりとす從來共産主義社會主義及び革命の勢力ハ相合して現時の政治組織を顚覆せんとせしか聯邦の多くヨ許す

に各自憲法を制定するを以てせしかゝ遂に政治上の騒乱は衰微し而して社會主義の擾乱茲に起れり抑も此の社會主義なるものは猶ほ地震颶風及び大火後に於ける遺物の如く旋轉擾乱の年代間に發生したるものにして是れ國民の慾望より來る大願なりとす蓋し種々の事情ゝ大に社會主義の新運動を鼓舞せり夫の一般市民の平等權は法律上に於て其學理を實際に移したるの故を以て勞役者ゝ政治上自由の民となれりと雖も工業上の進歩ゝ爲めに反對の結果を現ゝせり是れ勞役者をして益々永く經濟上社會上に於て服從の地位に立たしめたれゝなり乃ち資本家組織ゝ益擴張され社會不平等は愈其甚しきを加へ法律ゝ之を平等と認むるも資本家組織ゝ爲めに不平等を生し此の如くにして勞役者の地位ゝ曖昧不可思議の淵ゟ沈淪せり彼れ勞役者ゝ市民即ち一國の臣民としてゝ各最も貴重なる國民權を有し全く自由の民たりと雖とも工業社會中の一人としてゝ實に獨立自由を失ひたる地位ゟ居る勢ひ此の如し世の擾乱を起さゝらんと欲するも豈に得可けんや

現世紀の央に當て到る處賃金低落し勞役者の生活の度も低下せり今當時の統計表ゟ據れは過度の勞役及び勞役時間の長きこと並に粗食品等の結果を以て勞役者中

死者の多き之を英佛に比するに其數甚だ超過せり抑も勞役者の運命をして斯く不幸の地位に到らしめしは全く社會上及び經濟上の不平等より來たせるものなりと

ゝ是れ社會黨の大ゟ唱導する所にして一時マークス氏及びラッサル氏等の如きは之れか有力なる辨護者たり夫のシュールズ、デリッヒ氏ゝ勞役者をして互に同心協力して以て安心立命の地位を求めしめんとを誘導し一千八百四十九年ゟ一千八百五十三年間に於て首尾能く數多の協會を設立せり此時に當て氏の黨與は隆盛を極めたりしか氏か運動は全く勞役者中貧民にゝ其關係を及ほさすして專ら利益を蒙りしものは工匠及び小資本と有するの人に過きさりしなり是を以て氏の計畫に係る社會黨の餘毒を除去す可き所謂解毒劑たる夫の協力說は遂に其功を奏するを得さりき恐くゝ彼の獨逸社會共和黨の泰斗たるファージナント、ラッサル氏か強敵としてゝ見ゝるゝ微せはシュールズ、デリッヒ氏も庶幾くは成功せしならんのみ蓋しラッサル氏の公共上に於ける短簡なる行爲ゝ紛乱時代の前半世紀間よりゝ社會主義の味方ゟ取りて其効大なりとす一千八百六十四年ラッサル氏死去せしかは氏か組織に係り且勢力ありし社會黨ゝ今や其主領の空位を生せしを以て忽ち卓越ある

黨員い吾れ取て之か主領たらんと互に不名譽の爭乱を開けり斯く兄弟相鬩くに拘らす其黨與い速よ盛大に赴けり

一千八百七十一年社會黨い帝國議會に二名の議員を選出せり其後三年を經て其代表者は九名に增し一千八百七十七年にい社會黨代議士の數い十二名に及へり選擧名簿に記載したる社會黨の投票は一千八百七十一年に於てい全票數三百八十九万二千百六十票の中より十二万四千六百六十五票にして一千八百七十四年に於てい全票數五百十九万二百五十四票の中より三十五万千九百五十二票なり而して一千八百七十七年に於てい全票數五百四十万千二十一票中より四十九万三千八十八票の多數に及へり一千八百七十七年帝國議會に於て代表されたる政黨の數い實に十四なりしか社會黨い國會代表者の點に於てい第八位を占め投票數の點に於ては第五位よ居れり比斯馬耳克侯い一千八百七十八年に及ふまて社會黨の勢力益々隆盛に赴くを配慮せしと雖も敢て之か撲滅法を企てさりしか其年に至り始めて二政策を案出せり其一は五月十一日其二は六月二日に於て之を頒布せり是れ共に老帝ウヰルリアム陛下の存命中に案出せしものなり而して犯罪者は一般に恐懼及ひ激怒

を抱きたるを以て之よ因て以て起る可き社會黨の擾乱を遮斷せんか爲めに一千八百七十八年八月十九日比侯い遂よ其撲滅法を實行せり是時よ當て侯は帝國議會よ於て該法律案を通過せしめんか爲め保守黨の力を藉れり而して侯及ひ贊成者い必す其目的を達し得可きを信せり

自由黨の首領ヘルツヒテル氏の豫言い實に其當を得たるものと謂つ可し氏い撲滅法の發布に先つ二日前人に告けて曰く「余い此の法律の出つる却て社會共和黨の起らんとを恐る」と蓋し知言なり然れとも該政策い百四十九に對する二百二十一人の多數の最終決を以て遂に可決されたり今氏か知言の違いさるを知らんと欲せは國會議員撰擧の報告書に徹せい明なりとす即ち一千八百七十七年に於ては全投票數の一票い四十九万三千二百八十八票なりしか一千八百八十五年に於ては全投票數の一割以上即ち七百十万三千百二十八票に增加し一千八百九十年に於てい一百万以上の投票を有するに至れり

撲滅令の通過するや比斯馬耳克侯い此法を以て緊要なる社會改良を爲すに伴ふ可きものとせり侯は一方に於てい温和の手段を用ん強硬の方法を取り他方に於てい

とせり夫れ獨逸國勞役社會か尚ほ社會主義を奉せりとい矣の信せさる所よして矣は寧ろ彼のベベル氏レイブネクト氏等の配下に在る人々い皆是れ卑賤の徒に過きすして其勞役社會中名譽を重んじ能く事に從ふの輩は尚ほ此の撲滅法を遵奉して敢て現今の社會組織を破壞するを欲せさる旨を主張せり又矣か工業の改良を謀る目的は唯彼等か訴ふる所の慘情にして如何よも正當なる分い漸次之を改良し以て社會黨擾亂者を刈除するに在り矣は一千八百七十八年十月九日帝國議會に於て演說して曰く「余い必す勞役社會の現狀を改良す可き種々の計策を講す可し……且つ此の勞役社會の境遇を改良す可き名計案にして社會黨より出つるとするも余い好んて之を調査するを厭いさるへし加之余は常に自營自立するを得る人民よも尚ほ國家は補助を與ふ可しとの說を有するものなり」と

皇帝陛下い一千八百七十九年二月に開會したる帝國議會に於て勞役社會の改良に就て演說して現今勞役者の衰頹を挽回し以て社會の改良を謀らんとを誓へり此契約い後二年間屢々之を發言せしか遂よ一千八百八十一年二月十五日よ至り勅使を以て勞役者保險法を速かに帝國議會に提出すへしとの命を傳へしめたり

之を要するに比斯馬耳克矣の國家社會主義の政策よは二の原因あるあり其一い經濟的にして其一い社會的なりとす抑も商工業及ひ農業か齊しく皆衰頹に陷り社會い勞役者の悲嘆及ひ不平に掩はるゝの時に當りてや衆目擧て政府に救濟を仰かんとするものゝ如し是れ他なし各自躬自ら護衛扶助せんとするも奈何せん此の恐るへき艱難に處して其地位を維持すること能はされいなり斯の如く人民は個人主義か永く不運不幸の境遇よ陷らしめたる其荒野中に彷徨し今や塗炭の苦を救はんとを政府よ求むるよ至れり是に於て獨逸國い普國往時の經濟的及ひ社會的政策よ復古するの時期とはなれり而して第一に着手せしものは關稅問題なりき一千八百七十七年比斯馬耳克矣い獨逸國の經濟組織を變化するの必要なるを決心し而して國民か已れと意見を同ふしたるを見るや直に之を實行す可しと云へり矣か改良案を通告するや自由黨い驚駭措く所を知らさるに至る此の際に於て獨逸國の經濟政略を革新す可き其政策は業よ已に帝國議會に提出されたり

第五章　自由貿易の廢止

自由貿易廢止前に於ては保護論者は從々帝國議會中に於て孤立議員の爲めにも妨碍せらるゝの勢にして有力議員にして之が挽回策を講ずる者とては有らざりしなり一千八百七十五年十二月七日の討議中鐵貿易の運命危急に迫るや議會は一千八百七十三年七月七日の法律を以て廢止したる關稅(後一千八百七十七年實施されたり)を與さんことを要求せり然れとも政府は國務大臣デルブルック氏をして之に干與せさる旨を言はしめたり再後亦該問題の起りしを聞かず一千八百七十七年春比斯馬耳克侯は又議會より商業及農業の現狀調査を說明せんとを求められしが當時一として其說明を與へさりき後久しからずして政府は其意見を動かすの已むを得さるに至れり保守黨國民自由黨及び羅馬教黨派の二百四名以上の人々等は經濟及び財政改良に關する問題を探究するの目的を以て帝國議會中に於ける自由經濟協會に加入せり一千八百七十八年十月を以て此等の人々は關稅法則の修正を請求する意見を發行し各近隣諸邦か採用する所の敵對的通商改略と併せて其農商業を苦む

る所の嚴制に就て論述せり而して同月十七日を以て之を出版せり後一週を經て政府は此の問題に就きて意見を叩かれしかゝ比侯は聯邦政府ゝ未た如何とも決定せし意見を有せされとも余ゝ此の經濟協會の趣意を贊成するものなりと答へ且國內の經濟制度を檢査せさる以上ゝ如何なる通商條約にても之を締結せさる旨を誓約せり

然れとも此時に當り政府か嚴重ある保護稅を採用せんとを講したりしやゝ未た以て明亮ならさるなり是より先き八月獨逸聯邦の各大藏大臣等は帝國財政の現狀を議する爲めハイデルベルグに會合し諸の國庫稅を以て帝國歲入の增加を計らんとを企てたり今や比斯馬耳克侯ゝ早く天下の大勢を察し其提出したる改良案の目的を擴張せんとを決心しハイデルベルグ會議の意見ゝ暫く之を差措き先つ總ての關稅則の修正を議する委員を撰定せんとを聯邦會議に要求せしが其議衆の容るゝ所となり其年の終りに當り廿五名の委員撰定されたり茲に於て一千八百七十八年十一月十五日比侯は重要なる書簡を認めて之を委員に送附せり是れ侯か始めて租稅及び保護策の計畫を發表せしものなり其書簡に云ふ「財政の改良ゝ余か第一着の

考よして且帝國歳入は直稅より寧ろ間稅の方法を以て之を增加せんとを欲す而して余は一千八百十八年以來普魯士稅關法中に定めたる總ての輸入品よ關稅を課するとの主義を回復し尙ほ一千八百六十五年よ至るまて租稅會の關稅則に由て收斂せる一般の輸入稅をも爾かせんとを希望す唯此關稅を拂ふ可き義務に例外としても獨逸國よ產出する能ハさる綿花の如き工業上必要欲く可らさる粗製品と又事情の爲め其分量及ひ性質に於ても充分國內よ於て產出するを得さる如き粗製品にハ課稅を免除せんとす而して殊に此特許を蒙らさる總ての物品ハ其貨物の價値に應し且內國生產物の要求に應して各種の稅率よ基き之か差等を立て輸入稅を課するあり此の如くして定めたる關稅率ハ現今の關稅則の如く物品の重量よ應して課稅せさる可からす而して物体の性質上稅金の負擔は一個一個(假令は家畜に於ける場合)又ハ其價値よ應して(即ち鐵道列車及ひ鐵橋に於ける場合)課稅す可からさるの故を以て以上の方法を取らさるを得す」と

一千八百七十七年の輸入品は實よ三十八億七千七百万馬克の額に上りしか二十八億五千三百万馬克の價ある物品は皆關稅を免除されたり比斯馬耳克矣ハ以上の新

法に依れは免除す可き物品は十四億万馬克に過きすして異日輸入稅か價格に據りて平均五分に上るの時に於ていハ關稅より得る所の歳入ハ年々七千万馬克の增額を國庫に納るゝを得るに至るとを商量せり然れとも財政上の論議ハ啻に稅則修正のみならす猶經濟及ひ貿易に關する問題の存するあるなり

又其書簡中に曰く「彼の自由貿易の學理上より論する如く國際商業上相互の間に全き自由を許すハ果して獨逸國の利益なるや否やの問題ハ余未た之を決せす然れとも吾人と商業を營む國の多くは各關稅なる城壁を設け而して其城壁ハ尙ほ其數を增さんとするの傾向ある間ハ獨逸國生產か外國生產物の右に出つる能はさらんを畏れて我財政上の欠乏を充すと得すと云ふは余か視て以て正當となさゝる所にして且つ國民の經濟的利益にも非さるなり現今の「ベリイン」稅則中にハ純粹なる國稅及ひ工業上の利益を計るか爲めに設けたる適當なる諸の保護稅をも含有せり凡そ此等の諸關稅の廢止或ハ減少ハ工業の現狀に取りて殊に合宜とも見へさるなり夫の艱難を受けたる諸種の內國工業の利益を謀り又牙錢の增加を謀る爲め數種の物品に再ひ關稅を課し又ハ現今の稅率を增加するは或ハ可なれとも一私人的工業の

爲めにする保護稅にして若し其歲入上の所得に關ハりて課せられたる制限額に超過するときは是れ特許を與ふるよ等し而して保護を受けさる生産者間には嫉妬を起すよ至る是れ特許の常に免る可らさる所なり然りと雖とも內國生産を悉く保護して敢て外國產をして內國市場に跋扈せさらしむる所の關稅法か歲入上の利益に因て課稅內に在る間は決して此の不幸なる嫉妬を起さゝるに庶幾からん又斯の如き組織ハ其關する所唯一部に留まらさる可し如何となれハ其結果たるや保護稅法か各派孤立工業者に於ける場合よりも却て國內の諸般の產業區域に波及することゝ大なる可けれハなり而して彼の消費のみを事とし一の生產を爲さゝる少數の人口ハ陽に此全國生產を保護する關稅法に依て以て損害を蒙る可きも如斯き方法に因れハ國內生產價額の總數は增加して而して又一國の富ハ概して其多きを加ふれハ不生產的の人民殊に一定の所得に由る總ての官吏も終に其利益を受くるに至るへし如何となれは全き輸入品に課稅する關稅擴張の結果は生活よ必要なる物品の價値をも騰貴するよ至るを以てかゝる場合に當て此艱難を調和するには社會自ら之か處理の方法を講する所あれハなり尙は又低額なる關稅を以てするも必要品の價

値は恐くハ消費者か思ふ如きの下落を見るに至らさるへし例令は彼の寺領地內よ於ける精米所及ひ屠獸所は其稅を免るゝも麵包及ひ食肉の價値ハ著しく下落せさるか如し蓋し內國に產出せすして且つ必要欠く可らさるの輸入物品よ課稅せる眞個の歲入稅ハ獨り一部消費者の仕拂ふ所となるなり之に反して其分量と質分とに於て國內の消費に適應する物品を產出するを得るの場合に於てハ外國產出者にして獨逸國市場よ於て競爭を試みるものは已れ其課稅を負擔せさる可らす之を要するに內國需要の或る部分にして必らす外國の供給を仰かさる可らさるの時に於てハ外國生產者は一般に少くとも課稅の一部若くハ全部を負擔すると屢々なり斯くして其負擔額ハ是れ其利益中より減除す可き損耗なりとす」と

以上の理由に基き關稅則の修正ハ之を行ふ可きあり蓋し獨逸帝國財政上の必要に上よも保護を與へさる可らさるなり比斯馬耳克侯の演說に次て皇帝陛下は一千八百七十九年二月十二日に於て立法上に於ける先見を演說せり其說よ曰く「聯邦政府は立法上の政策を改良せんとを企てつゝあるなり少くとも吾人か困難を感する經

濟上の弊害を減少せんとを計りつゝあるなり朕か我同盟聯邦に向て發表し且つ發表せんと欲する方案ハ新稅源を以て帝國に供給し聯邦政府及び聯邦國會か收斂上困難を感する如き租稅を廢し得へからしむるに在り全國の經濟事業は關稅及び租稅に於ける立法上の規定か與へ得へき限りは其輔助を要求す可き權利を有するなり而して其輔助は我か通商貿易をなす諸外國に於てハ恐くハ要求す可き實額を超へて與へらるゝを見るなり凡そ一般の利益に伴ふ以上は洽く獨逸國市場よ國產を以て供給せしむへき政策を採用するハ朕か義務よして我今日の關稅立法ハ彼の半世紀間租稅會をして隆盛なる行爲をなさしめたる保護主義に回復せさる可らす該主義は一千八百六十五年以來重要なる特點に於てハ我商業政畧中より棄却されたり而して此主義を廢したる關稅政畧の變化は必す實際の成功を來したるか是れ朕か許す能はさる所なり」と

其後數日を經て即ち二月廿一日に於て比斯馬耳克侯は保護論者としての意見を公然演說せり其說に曰く「余は一千八百二十三年より一千八百六十五年に至るの間に於て輿望を博したる所の方法に復古せんとを主張せすんハあらす吾人ハ實に近年

此法を廢したりき」と又「克巳ハ敢て一個人の尊重を增すに足らさるとするも余は甘して余か前過を自白せんとす如何となれは國家の利益上よりして自白せさる可らさる必要を感したれはなり」と是れ比侯か明白に陳述せし所なり抑も財政々畧を變せさる可らさるの必要あるや侯ハ躬自ら之を變するに躊躇せさるのみならす又收稅を擔任する人々等をして亦之を爲さしめたり代議士リヒテル氏ハ侯か普國の總理大臣となるに當り其一千八百六十二年に於て密に保護貿易論者と欵を通せしとあるを呵責したり此の時に於て侯は敢て遁避するとなく一場の申開をなし以て寃を雪けり曰く「余ハ實に一千八百六十二年に於てハ百般の經濟上の趣意を有せしとを誇稱せすんハあらす然りと雖とも余ハ自ら愧を顧みす聊かも爲す所なかりしを自白せさるを得す」と夫れ然り而して當時よ在りてハ侯は實よ普國の經濟的政略を講するより更に他よ重要なる勤務を有せしあり即ち侯は帝國に關する大問題なり又將に起らんとする夫の憲法上或ハ外交上の問題なり或ハ國家を富强ならしむるか或は毀損せしむるかの一に出てさる可からさる夫の軍事上の計畫等に就て研究中なりしなり侯ハ演說して曰く「余ハ獨り經濟上の問題に固着せさるへし若し卓越

なる政治家として好んで余か企てたる事業を助くるの人あらハ余は其人の爲めに勗むる所あらんとす余ハ必定ヘル、デルブルック氏の經濟上の意見を支持せさりしなり吾人ハ其說に同意するを得すと雖も尙ほ又余ハ吾人の間に於ける種々の問題か如何に決定す可きやをも知らさるなり然り而して余は十中の八九ハ氏か說に服從せさる可らさるを既に想像するなり如何となれハ余ハ政治上又ハ自家の私見上孰れに於ても余か委ねたる味方に非常に有功なる協力を保持する爲には一身を犧牲にするを厭ハされハなり」と

關稅修正案は五月二日に當り帝國議會に於て第一讀會を開けり此修正案に附帶して立法の理由を說明せし大部の口供書あり書中に政府は嚴重なる保護政策を取らは國內の市場をして自國の工業及ひ農業に供給せしむるを得へしとの意見を記載せり是の時に當りて鐵貿易は衰運に赴きたりしかハ鐵製造者は概して鐵稅の再收及ひ其一部の稅金增加は依りて以て此衰頽を救治す可しと考へり機械家具器皿及ひ其他の製造に從事する工業上の代表者も齊しく保護貿易を望めり又彼の穀類市場ハ如何と云ふに全く外國產を以て充たされ內國製造者か殆んと競爭し能はさる

程の割合に於て賣捌をなせしかハ內國產出者ハ實に破產の位地に陷れり是に於てか穀類製造者を維持するは獨り農夫の利益のみならすして全社會の利益に關するを見るなり

比斯馬耳克侯は財政に關する政府案を說明する爲め論議を開きたりしか其要求したる多額の歲入ハ尙ほ未た國用を給するに足らす何となれハ工業の若きは徹頭徹尾之を保護せさる可らされはなり從來獨逸國は實際上自由貿易の政策を採れるの故を以て全世界の貨物ハ茲に堆積し其結果ハ內國品の價格を墮落せしめ且つ內國商業を破壞せしめたり侯は演說して曰く「吾人の窓戶を密閉し稍高き城壁を設け而して獨逸工業品を以て獨逸の市場に給せしめんとを計らさる可らす見よ今日廣大なる輸出貿易の機運は實に覺束なくして最早新たに發見すへき大國なく世界を周遊せんにも吾人は更に購買力を有する大國民を發見する能ハさるなり彼の通商條約なるものは事宜に依りてハ實に外國貿易上に好運を與ふるものなりと雖とも若し一朝此條約にして鎖閉さるゝの時に際してハ何人か能く其墻裡に入るを得可きやは是れ研究す可き一の問題にあらすや而して果して能く其裡に入るとを得るも

のハ固より同盟中の一人なるとハ天理上爭ふ可らすして唯其孰れなるやは數年の後に非されは之を知るに由なきなり」と矣ハ猶ほ「國内の經濟制度を變革せんには猶り其國の利害を熟考せさる可らす」と云へり

比斯馬耳克矣ハ穀稅の增加案を辨護せし時に於てドクトル、デルブルック氏か穀稅增加の結果ハ農業を利せすして獨り穀價をして騰貴せしむるに留るとの說を反駁し「穀價の卑きハ經濟上の弊害なり」との意見を陳へたり蓋し農夫の位地ハ其產出品を賣却したる所得の如何に依るものなれは國民全体の經濟的生活か繁榮なるよ從て農夫自身の位地も一層好運なるを得可きあり

矣の說よ曰く「若し穀價の低廉か果して吾人か望む所の正皓なりとせハ吾人ハ既に數年前に於て地租を廢せさる可らす抑も地租なるものは國内に於て穀物を產出する農產業よ課するの稅にして即ち吾人か仰く所の二千七百万乃至三千万の輸入に對し四億萬「ハンドレッド、ヴエート」を產出する我か農產業か負擔する所のものなり然れとも此の如き暴論ハ何人も敢て夢想せさる所にして既に今日の如く理論の一定したる時に於ては余か知る所に據るも地租は却て獨逸國と通して漸次に增加するを見るなり即ち普國ハ一千八百六十一年以來殆んと三割强に當り三千萬より四千萬馬克に增加せり」と

矣ハ「内國市場ハ内國の農夫の爲めに貯ふる所なかる可らす」との意見を有せり今や穀價は低落して農業か成立し得るや否やを疑ハしむ矣は謂て曰く「若し穀物の耕作か利益を見さるの時よ至りおハ獨り農業者のみならす普國及ひ獨逸帝國も相共に滅亡に歸せさる可らす然りと雖とも此の如き不祥ハ決して有られさるなり何とな れハ獨逸國二千萬人の農夫は自ら滅亡を招くを肯せさる可し彼れ農夫輩ハ必すや其目前に橫ハる所の弊事を覺知す可くして又立法及ひ憲法上の方術を以て自衛せんとを勉む可けれハなり」と

過激黨は政府案に反對したりしか國内の輿望は關稅修正案を贊成し而して遂に一千八百七十九年七月七日に於て可決せり是れ獨逸國か自由貿易に訣別せし秋なりとす獨逸國ハ實に比斯馬耳克矣の意見よ從て愚直漢とならさるを得たり此の投票の結果ハ新關稅案を贊成する者二百十七名にして之に反對する者は百十七名なり き即ち保守黨僧侶黨國民自由黨員の十六名及ひアルサース、ローレーン撰出議員等

ハ所謂此の賛成者にして過激黨國民自由黨の多數及び社會共和黨ハ皆反對者なりとす

比斯馬耳克侯は徹頭徹尾保護主義を取る者なりと想像するは大に誤れり侯ハ唯た時と場合ヨ從ひ自由及ひ保護貿易の其一を擇ふものにして敢て之れを原則視して何れの時にても應用す可き眞理なりと爲さゝるなり蓋し一國に於ける良主義も他國に於ては不適當なることありて其採否の善惡ハ一定不變のものヨ非す唯た其時の便宜如何ヨ關するあり侯か自由貿易の元祖たる英國を評したる言に曰く「英國か今日の如く破竹の勢を以て世界に雄飛し此戰鬪場裡に來りて余に敵する者果して誰かあると公言するに至りしハ全く保護の結果にして斯の如く强大と爲る迄にハ實に甚しき保護と加へたり是に於てか英國か利己の爲めヨ自由貿易說を取るか如く獨逸も亦利己の爲めに保護主義を採用せしなり」と侯ハ又太た學問上の道理を以て其行を左右することを嫌ひ嘗て「經濟學中に於ける絶對的の學理ハ余措て關せす余か判斷の標準ハ唯た實驗に在る而已」とまて公言せり是を以て之を見るに侯か熱心なる愛國者にして其農工業の衰頽甚しきを見て獨逸の經濟政略を變せんとし極端な

る政策を挽回するに至りたるハ敢て怪む可きに非らさるなり

請ふ是より一千八百七十九年ヨ採用されたる保護政策より起りし輓近の變更に就きて論せん爾後二年を經て比斯馬耳克侯ハ愈已れの大企業か必す成績ありしを確信し即ち一千八百八十一年三月廿八日帝國議會ヨ於て演說して曰く「我稅則を發達せしめんか爲めに余ハ自由貿易に傾きたる諸般の改革に盡く反對せんとを決心せり余ハ全力を奮て非常の保護を加へ且つ境界稅よりして其從來得たるより更に一層多額の歲入を得んと欲す」と而して三年後即ち一千八百八十四年十一月一日侯ハ又議會ヨ於て「商業新政略の結果ハ久しく貧血に惱める我獨逸國を救濟するを得て商業工業の繁榮ハ一般ヨ盛大に赴けり」と宣言せり當時の形況を見るに內外商業ハ一層廣大と爲り海港船舶の出入ハ頻繁と極めたり獨り農業ヨ於てハ增稅の爲めに利益を蒙らさりしかとも工業ハ振起して著しく好結果を奏し一千八百七十八年の製造品輸出高ハ十億二千六百五十萬馬克なりしか一千八百八十年に至りてハ十三億六千八百三十萬馬克と爲り三ヶ年間の增加三億四千百八十萬馬克にして即ち三割三分以上に當れり此より一層好景氣なりしハ勢役賃錢なりき一千八百八十年に

於て製造品の多數の價格下落せしとありしも賃錢ハ依然として騰貴せり尙ほ一千八百八十五年に至りては一層の進歩を見たり試みよ國中に於て一百〇三個の大工業會社の利潤を見るよ一千八百七十八年より七十九年間にハ唯た二分二厘九毛の利割なりしか一千八百八十四年より八十五年間には五分三厘よ增加せり又二百〇六ケ所の溶鑛所及ひ機械製造家か使役したる勞役者を比較するに一千八百八十五年に於てハ一千八百七十九年より四割五厘の增加を見たり又其得る所の賃錢も實に增加せり而して此製造者中の八十九ハ會社組織を作せるものにして一千八百七十九年よ於て其事業より利潤を見るものは其中唯た五十五なりしか一千八百八十四年に至りてハ七十九の多きよ達せり又獨逸鐵鋼製造會社の報告書を見るに其使役する職人の數一千八百八十四年に於てハ一千八百七十九年より增加せると三割半にして現在の總數ハ二百四十七人なりと抑も此大事業ハ大に航海上に其結果を著ハせり獨逸國中の瀛船及ひ帆船の噸數は新稅則の可決前年に於ては百十一万七千九百三十五噸なりしか一千八百八十五年にハ百二十九万四千二百八十八噸に增加せり而して瀛船の競爭に堪へすして帆船の數は非常に減却し廢船の多き瀛船を

以て償補しても尙ほ未た足らさりし程なり而して航海瀛船の數ハ大に增加して一千八百七十八年には艘數三百三十六艘にして其噸數十八万三百七十九噸なりしか一千八百八十五年に至りてハ艘數六百五十艘にして其噸數四十一万三千九百四十三噸となれり一千八百七十五年中に獨逸諸港に入港したる獨逸船ハ二万千四百七十二艘にして其噸數ハ二百五十万五千七百七十九噸なりしか一千八百八十五年には其噸數四百五十一万三千六百九十二噸よ達せりハ其艘數三万六千百十五艘にして其噸數一万八千二百二十三艘に又其出船を計算すれハ一千八百七十五年に於てハ其艘數三万四千二百十一艘にして其噸數三百九十八万九千〇五十二噸の多きよ至れり夫れ「移住民の增加ずるハ其國の繁榮を來す兆候なり」とは是れ比斯馬耳克侯か持論の一にして侯の說に曰く「移住民にして若し他國に居住を定めんとするも尙ほ其故國を去るには相當の資本を所持せさる可らす而して其資本ハ必す貯蓄の結果たる可し故に移住民の少き所以ハ畢竟するに內國に倦みて他國よ出てんとするもの其旅用等を辨し得るもの少けれハなり」と蓋し比侯の移住論に從へハ新稅則の發表以後

の年は必す繁榮ならさる可らす何となれは一千八百七十九年に於て獨逸諸港及ひアントウェルプを經て移住したる人數は三万三千三百二十七人なりしか一千八百八十年ハ十万六千百九十人其翌年ハ至りては二十一万五百四十七人に達せるを以て證す可し而して其後一千八百八十四年には減して十四万三千五百八十六人となりしは固より例外なりとす

此の如く一千八百七十九年の保護政策に依て商業ハ大に利する所ありしかとも農業は更ゟ進歩をなさゝりしハ確然なりとす比斯馬耳克侯は新稅則討議中に於て新稅則を行ふとも食物の價格ハ決して騰貴するとなけんと明言したりしか果して其豫言違ハすして穀價は騰貴するとなく却て下落せり其故は外商か一時の挫折に屈せすして競爭の地位に立ち內國の穀物耕作者を抑制したれハなり夫れ獨逸全國に於て小麥の平均價格は一千八百六十七年より一千八百七十八年に至る十二ヶ年間ハ百「キログラム」に付二十二馬克七ゟして一千八百七十九年より一千八百八十二年に至る四ヶ年間は二十一馬克一ありしか獨り普國に於てハ一千八百八十三年に於ては十八馬克五となり一千八百八十四年に於てハ十七馬克三ゟ下落せり又裸麥ハ

十七馬克七となり或は七十七馬克五となり或ハ十四馬克七となり或ハ十四馬克五となり或ハ十五馬克四となり或ハ十四馬克六となり或は十四馬克九となれり燕麥は十五馬克九となり或は十四馬克七となり或ハ十三馬克七となり或は十四馬克四となれり事情此の如くなれは獨り農業社會か穀稅を騰貴するとの必要を感せしのみならす比斯馬耳克侯も亦直に爾か感せり是ゟ於て一千八百八十五年に於て穀稅騰貴を擧行せり其新稅則の理由書に曰く「一千八百七十九年の保護策ハ一般に有益なる結果を與へ且つ獨逸國の經濟政略をして邪路ゟ陷らさらしめたるハ皆人の知る所なるか尙ほ其當年に於て主張したる目的を完成せんと欲するには今其稅則を自然に發達せしめ且つ之を修正せさる可らす」と又當時の統計表ゟ徵すれは外國生產ハ仍ほ獨逸の市場に其地步を占めたり即ち小麥の輸入額ハ一千八百七十八年より一千八百八十四年間に於ては從來より五割下落し裸麥ハ少しく其輸入の數を減せしも大麥は尙ほ依然として變るとなく而して燕麥及ひ玉蜀黍ハ稅則改正以前より却て多額の輸入を見たり是ゟ於て政府は穀類木材家畜幷に織物の二三種類及ひ二三の雜貨に課する稅を增加せんとを主張せり而して帝國議會は再び保護貿

易説を以て耳目を聳つるよ至れり聯邦諸國は各其國會よ農產關稅增加案を出たせしか大に皆國內の贊同を得たり比斯馬耳克侯は此討議に於ては尤も扳群の行爲をおせり而して侯ハ夫の一千八百七十九年カスサンドラ(歐地に在る土耳古の半島)人等か諸の預言をなし以て第一期の稅則改革を妨けんと務めたりしを罵詈せり一千八百八十五年二月十日比侯ハ演説して曰く「重稅の結果ハ穀價を著しく騰貴せしめ又之か爲めに社會の危殆を來すの恐ありとは皆人の唱道する所なり偖諸君ハ六年前實に此會堂內に於て一部の人々等か異口同音に以上の語を豫言せしとあるを記臆するならん又其人々等ハ現今に於ても尙は其說をおしつゝあるなり吾人ハ又傳へ聞けり稅を重くせハ物價非常に騰貴して勞役者ハ爲めに其所得及ひ食物を減少せさるべからさるに至り吾人か驅除せんと汲々たる社會の危殆を却て自ら招くに至る可しと然れとも今日より之を見れハ以上の豫言ハ皆全く虛誕に過きすして一も其竅を穿てるものおし當時の穀物條例は到る處其恩澤を與へさるおし唯其然らさりしは一の場合を除くに過きす其好結果を來さゝりしは恐くハ反對なる道理の在て存したるか爲めおらん此反對の點は余か期せさりし所にして余か考ハ未

た茲に及ハす即ち新稅則ハ農產物の實價を改良すると能はさりしなり之に反し穀價は未た曾て有らさる所なり噫此の如し論者か豫言ハ一も其當を得さるなり余ハ若し稅を三倍するおるも果して豫言の如くなるを信せすして唯辛ふして左もあらんかと考ふるに過きさる而已若し夫れ一步を讓りて論者の言の如く物價騰貴するも尙ほ且つ可おり如何となれハ農夫は物價騰貴に因て利と得へけれはなり万一物價騰貴するとなしとせんか關稅は單に外人の負擔となるとハ確實なり而して今米魯の兩國か快く此の關稅を支出せんとするに我獨逸帝國の大藏大臣は何か故に之を受理せさるや……若し此の法律か物價を騰貴せしむるとも如何なる場合に於ても余は敢て其法律を嘉納せんとす如何となれは農夫の位地を增進するハ國人全体の利益とおり且つ敢て他者を害ふの患なきを以てなり」と

比侯ハ信せり獨逸か他の氣候地味及ひ賃錢等に都合好き諸外國に對して獨り自國の農業に十分の保護を與へたらんにハ獨逸國か需要する所の總ての穀物ハ國內に於て之を產出するを得可し加之其耕作にして收支相償ふに至らハ從來より更に一

層多額を産出し得可しと是に於て侯は再ひ穀價を騰貴せんとの希望を以て左の演說を爲せり

「余ハ穀價の貴からんことを望む者なり否之を必要とする者なり而して國家か之か騰貴を計る可き期限なかる可らす卿等は我裸麥の價五十布に下落せりと想像せよ而して實に今日彼の魯西亞內地の時價を見るに往々一馬克を値せるなり嗚呼夫れ此の如くんハ勞役者及ひ總ての資本家か共に依屬する所の我か農業は全く零落して最早其成立を保つ能ハさるに至るや瞭々たり夫の農夫は都人士の知る如く固より卑賤の者たり而して今之を分離して全く顧みさるの時に於てハ都會ハ農夫中に購買者を失ひ又勞役者は事業を得ることなくして都會に流落し來る可きなり簡端に之を陳ふれは日常活計の必要物たる穀物の價下落して農夫か殆んと耕作し得さる程の價格に至らは實に國家の大難たるへし故に余は穀價には制限ありて經濟全部內の零落を見るの時に非されは其制限下に低落するを得すとの格言を眞實なりと信するなり而して今や穀價か此の期限に達したる乎否やは是れ一疑問なりとす國務大臣パシアス氏の統計に據れハ既にその期限に達したるものゝ如し然れとも是れ

未た以て當れりと爲す可らす何となれは既に其期限に達せりとせんか時既に遲きに過きて又業に已に大損失をも蒙りたる可けれハなり……假令ハ裸麥の價下落して其穀價を以て耕作し得さるに至らは吾人生活の狀態ハ實に衰頽すべきなり而して此の衰頽は尙ほ吾人か貯蓄せし財產を使用して多少其一時を維持し得可きも其既に守り難きの地位に陷るは識者を竢て後に知らさるなり」と

之と齊しく亦被害し易き部分の山林を保護せんか爲めに木材稅をも計畫せり此の課稅の目的は主要に墺太利及ひ瑞典に對するに在りシレシヤの山林職工等ハガリシヤの木材を搭載せる列車か其山林を通過するを見て失望の色をなせり此の如く外國の競爭盛にして內地の木材業は將に收支相償はさるに至らんとす故に新稅法は鋸を以て截りたる木材を國內に入るゝことを禁し輸入者をして粗木の儘木材を輸送せしめんことを期せり一千八百八十五年二月十日比斯馬耳克侯は演說して曰く

「吾人は板の輸入を瑞典に仰かさらんを欲するなり然れとも其粗材のみハバルチック海岸ホールスタイン及ひ北海々岸に於ける木材工業に供給せんか爲めに寧ろ從來より多くを仰かんと欲す吾人は粗材を削り又其木挽きより鉋削る等の職に至る

まて苟も木材よ關する工事ハ總て之を我勞役者よなさしめんとを望むものにして此れ吾人の計畫なりとす然れとも是れ尚ほ十分の成功を見さる可し如何となれハ現にライン河上流の地方よ於てハ既に稅を重くしあるも保護未た完全なるを得されはなり」と

帝國議會は矣の建議を贊成して稅則騰貴案は終よ百〇五に對する百九十九の多數を以て五月十三日可決せり而して此の年三月三日に於て通過したる他の關稅政畧に依てブレーメンはハンブルグの例に倣ひ其自由都府たるとを止めたり元來稅關管理に對し自由都府か其獨立を保ち得さるは是れ既に世人の知る所なり而して自由都府か敢て其自由を放棄して租稅會よ加入したるは此の帝國再興に次て起る可き自然の勢なり獨逸國中の自由都府は一千八百八十八年に至り總て其跡を絕つに至れり然り而して茲よ尚ほ記載すへき一事あり即ち一千八百八十七年の冬に於て穀稅を一層增加せしむ可き問題起れり普魯士政府は其年の始め帝國政府をして農業に一層の大保護を與へしめんとを國會より迫られたりしかは農務大臣ドクトル、ルシアス氏ハ之に答へて曰く「穀稅よりの歲入ハ千四百万馬克より三千万馬克に增

加したれとも其稅ハ農業上よ取りては何の用をもなさゝるなり」と是に於て其年の終に當りて復た穀稅と增加し或るものハ十割の多きに至るものあり是れ實に八年間に於ける第三次の增加なりとす自由新聞ハ曰く「現今の穀稅は彼の殆んと狂したる田夫即ち比矣か一千八百七十九年頃に當り騰貴せしめ得へしと信したる額よりハ一層騰貴せり」と而して又人心を感動せしむ可き問題起れり普魯士政府は其年の始め帝國政府をして農業に一層の大保護を與へしめんとを國會より迫られたりしかは農務大臣ドクトル、ルシアス氏ハ之に答へて曰く「穀稅よりの歲入ハ千四百万馬克より三千万馬克に增

りて曰く「時移れハ稅も亦變化す」と

獨逸の保護制度は果して成功ありしか抑本書ハ商業の歷史に非す將た商業的運動の歷史にも非れハ自由貿易說か愈廢棄されたる過去十年間よ於ける獨逸商業の發達に屬する問題に論及するは全く本書の目的外なりとす獨逸國は一千八百七十九年保護の政畧に依て經濟上の利益を得たるの故を以て數年前に在りて保護貿易家の議論を是非難陸するハ甚た困難にして且つ成し難き事なりしならん而して其保護政略の効力及ひ便宜に關する當時の爭論ハ實に激烈にして蓋し現今の比に非さりしなり即ち黨派的の爭議は紛々激昂して敢て其黑白を判するよ苦むなり然れとも現今に至りてハ該問題ハ歷史的冷眼と公平を以て之を觀念するを得可けれは從

て正當にして誤謬なき說を成すを得るなら今や贊否兩造に於ける証跡い大に擧かりたれは曩者にい唯推測と下すより外ならさりしも最早確固たる多くの事實を得るに至れり之を要するに獨逸に於ける經濟制度の改革は工業の奬勵と商業の繁昌とを計りたるい疑もなきなり夫の生產の費用を減する藝術の改良及ひ其他の諸原子に因りて以て概して物價い騰貴せさりしも賃錢及ひ勞役の狀態よ關して勞役者の地位い殊更好運に赴けり而して之に反し農業い其恩澤を蒙むると甚た些少にして穀價い騰貴を見すして却て下落せり是に於て關稅を重くするにあらすんは農產物の價い以て收支を償はさると今日より甚しきに至らんとの說い保護貿易論者の抱負する所なりしかとも是れ未た以て當れりと言ふ可らす斯く引續き下落の傾向を呈するは全く外國の競爭よりするの結果なりと謂ふ能いす試に商法會議所の報告書を閱すれは獨逸現今の保護政策の良好なるを認むると同時に又多くの不都合あるを發見するあらん是を以て之を觀れい保護の爲めに諸工業か大なる利益を得たると同時に他の者は又其利に伴ふ所の損害を蒙りたるや明けし數年前のダスセルドルフ商法會議所報告書に曰く「工業部內の事情を探檢したる所を以てすれは此

の邦に於ける關稅の勢力は其稅則に關いりたる諸工業上に概して利益を與へたることい吾人か確に保證する所にして其證跡は大商會の計算書並に職工の增加したるとを見れい明なり」と然るに之よ反して粗材及ひ半製品を他國に仰く所の諸工業は之か爲めに大に困難せり唯其販賣の增加と藝術の進步とよ因て漸く其困難を防くを得たり

一千八百八十七年よ於て前よ述へたる獨逸鐵鋼製造會社か鐵稅再設の前後年に於て使役したる職工及ひ支出したる賃錢の額を調查するよ其結果甚た著しくして一千八百七十九年一月い二百三十三ケ所の大製鐵場に於て使役したる人員い十二万四千二百六十二人にして其一ケ月の賃錢七百六十八万一千二百九十一馬克(平均一人の收入い六十一馬克八三)なり一千八百八十七年一月にい十六万二千三百二十人を使傭せり之を前年よ比すれい三万八千〇五十八人即ち三割六厘の增加にして其賃錢一千〇七十四万〇〇五十六馬克(一人に付六十六馬克一七)あり前年よりは三百〇五万八千七百六十五馬克即ち一人に付四馬克三四を增加せり一千八百八十六年にい職工(大人小兒を含む)の賃錢い保護策再興以前よりい一人に付五十二馬克〇八

を增加せり此の如き高價の賃錢を仕拂ひ得るは一千八百七十八年より七十九年迄に於ける其純益配當ハ株券資本の二分一厘五毛にして一千八百八十五年より八十六年迄は其利三分九厘四毛に當れるの事實を以て証す可きなり

一羽の燕飛ひ來るも未た以て夏を卜す可らす獨逸の保護政策は好結果を生せりとの一證擧りたりとて未た以て盡せりとなす可らす苟も此件ゟ關する證跡は實に夥くして若し公平なる心を以て之を見は前十數年間に於ける獨逸の經濟的地位は特殊なる性質を有するものにして其取りたる保護策は大に工商業を奬勵維持したるを知らん然とも藝術上なり及ひ商業上の實驗且つ才能に至りてハ獨逸ハ遙か英國及ひ佛國に及ハさるなり元來獨逸ハ他國生産物の大消費者なりしか今や進んて外國の市場に馳驅して自ら輸贏を爭ハんとするに至れり一千八百七十八年に於てハ獨り工産物のみにして其輸入五億七千万馬克なりしか新稅則實施の初年に於ては三億九千五百万馬克の輸入にして即ち三割一分の減少に當れり而して其年間に於ける工産輸出高ハ實に十億二千六百万乃至十三億六千八百万馬克に騰り殆んと三割三分を增加せり此の如く獨逸ハ英國ゟ異り工業商業共に之を創業せさる可らす

斯く其工業の幼稚なるを以て其安全確實なる地歩を占め得る迄は保護策を用て之を誘導し諸外國の熟練と雄圖とに對して自ら衛る所あらんことを決せり

第六章　國家獨占業

一千八百六十九年比斯馬耳克侯ハ重稅を課するに尤も適當なる物品を逐一擧して其表中ヨ烟草及ひ火酒を揭けたり是より先き侯は此二品を以て國家の獨占事業となさんことを務めたりしか其功空しかりき然れとも侯は之を以て成功の望絕へて無しとて敢て失意する者にあらさるハ吾人の信する所なり請ふ是より比斯馬耳克侯の生產製造及ひ商業に關する國家社會主義を論せん

夫れ國有の原則ハ鐵道買上よりして近代普國に於て始めて唱道されしものにして其發達遲々なれは悉く此主義に改革するハ容易あらさるあり初め國家は困難なる鐵道會社に補助をなすに止まりしか遂にハ進んて自ら其線路を買ひ或は之を布設せり而して國家か鐵道を所有するは一國の政畧上正當なるものなりとするヨ至れり

鐵道を以て國家の所有とするは普魯士ヨ於て三十年以前に始まりしも烟草又ハ火酒獨占業の如き商業上に國家か密接ある關係を有するに至りしハ數年前まて未た

其說あらさりしあり比斯馬耳克侯か前年より爲せる演說中に於ても國家社會主義なる此烟草及火酒獨占業の事に就きてハ未た嘗て說及ほさゝりしか侯ハ一千八百六十七年前に當り烟草專賣問題に關してハ既に決定する所ありしとなり侯か此の如く久しく其腦裡に蓄へたる說を公然發表せしハ實に一千八百七十八年なりとす』

其年二月二十六日帝國議會に於て侯ハ烟草稅增加案ヨ付て傍若無人の演說をなして曰く「此議會中に烟草專賣者あらんも計り難しと雖も予は公言するを憚らす且つ蛇足なりとも信せさるあり何そや予か目的とする所ハ烟草を以て國家の獨占業となさんとするに在り即ち箇人の專賣權を國家に移さんとするものなり」と而して此建議ハ議會の內外に於ける感情を害することなく直ヨ採用され恰も晴天の霹靂の如き感あり只た此烟草稅增加案に反對せしい議會中の一部分ヨ過きす議員の過半ハ比侯の建議案ヨ贊成せは侯ヨ對するも亦獨逸國に對するも大に盡くす所ある可しとの考を以て贊成を表せり議員等は此の如く烟草稅議案ヨ贊成したれとも該政策か素と只だ綱領策に過きすして國家は早晚烟草業の全權を一手に掌握せんと欲するものなるを知りしかハ爾後獨占業に關する計謀及ひ風說は絕へす人口ヨ膾炙す

るに至れり

比斯馬耳克侯か此種類の如き國家企業に懇々たるい職として財政上の理由に基かすんいわらす侯は宜しく重税を課すへき物品よりして國家の收入を增加し而して其增加の方法は之を以て國家の獨占業となすに如かすと做せり而して又國家か專賣業者となれは彼の利得のみを以て終始其目的とする一私人の商業者より善良にして且つ正直なる商人たるに庶幾からんとの意見を有せり更に又一歩を進めて社會上より論するも人民の大多數か倚りて以て其生計をなす所の工業の範圍內に國家か自から雇主となりて現るれは必す好結果を得可きことを豫言せり一千八百八十二年の議會よ於て侯の獨占業案は社會主義の臭味を帶ふるとて非難を受けしや侯い敢て其宛を拒まずして却て之を容れ且つ謂て曰く「吾人か國家に大幸福を與へんとて採用せる幾多の政策い實よ社會主義ならさるなし而して國家も亦自ら多少此主義を採用せんとせり抑も小作人をして自由ならしめんことを謀れる夫のスタイメ、ハアデンベルグの立法い普國に於て大なる効力ありしとせは今吾人の改革案い凡て社會主義の區域中よ在らさる可らす即ち該立法中に定むる所の彼より土地を

取り來りて此よ與ふるか如き箇條は是れ社會主義にして獨占業案に比すれい豈に一層强硬なる社會主義的の政署にあらすや而して此社會主義の立法か小作人に自由と幸福とを與へたるの故を以て余い敢て其採用を喜いすんいわらす且つ余い苟も此種の立法が亦勞役者を益するの時あらんとを希望せり然れとも世人い主義上よりして余を抗擊し余をして殆んと煩累に堪へさらしむ予は此の如く一般の反對を受くるを以て余か在世中に於て果して其希望を達し得可きやい余の言ひ難き所なり雖然諸君も亦必す醫國の處方中に社會的膏油の數滴を交へさる可らさるを知るに至らんのみ唯其量に至りてい余か敢て知る所に非さるなり……夫れ小作人の自由を起すは即ち社會主義なり鐵道よ各の「エキスプロープライエーション」の權(鐵道を民有地に造築するときは評價人をして地價を積らしめ地主よ賠償を與へて造築するの權を云ふ)を給するも亦社會主義なり彼い此より一層便宜に土地を耕作し得可きを以て其土地を前者より取りて後者に與ふる所の所謂所有地の集合は今諸邦よ行いるい所の法律にして是れ最も擴張したる社會主義あり又此れか彼より好く耕作し得可きの故を以て彼より土地を取りて此れに與ふる場合に於て猶ほ灌漑

等は水利法を以て之を私有と爲さゝる如きも是れ社會主義なり貧民救助なり壓制的就學なり及び旅行者の爲めに所有地内に道路を通せしむるか如き壓制的の道路布設なり皆是れ社會主義あり以上擧げ來りし數多の項目ゝ總て社會主義ならさるなし而して予ゝ尚ほ其範圍を擴張せんとす然りと雖とも諸君は社會主義なる語を以て強て人を驚怖せしめ或ゝ怨鬼を喚起するか如き懼る可きものたるを信せは宜しく余が數年前放棄したる立脚の地を取る可し然り而して余か之を放棄したるゝ全く我か帝國立法に取りて絶對的よ其必要を感したれはなり」と

仝年比斯馬耳克侯は始めて烟草專賣說を公言したり帝國政府は委員を選んで烟草稅に關する諸般の事項を研究せしめ併せて烟草獨占に關する問題をも詮議せしめたり該委員は十一名より成立ち内八名ゝ政府役員にして他の三人は選拔したる老錬家にして一ゝ烟草耕作者を代表し他は烟草製造者を代表し第三者は烟草商人を代表せり而して三に對する八の多數に因て委員會は專賣業案を否決せしとを報せり夫の普國大藏大臣より撰ゝれたる委員すら此烟草獨占業案を非難せり故にその結果として政府は當分只だ烟草に重稅を課するよ留れり而して其議は一千八百七

十九年稅關々則の改正と同時に承認されたり比侯も此等の反對者の爲めよ大に苦しめられしか夫の非獨占論者も亦大に一驚を喫し猶豫なく議會をして該問題に抵抗せしめんとに着手せり過激黨の主領ヘル、エ、リヒテル氏は一千八百八十年四月二十八日下院に於て其決意を陳へて曰く「烟草稅の增加又ゝ烟草獨占の實施ゝ經濟上財政上及び政治上の孰れに於ても不正なるものなり」と然り而して氏の此說は全く排斥され唯之れと同主意にして稍々温和なる修正案出てゝ六十九よ對する百八十一の多數票を以て採用されたり要するに議會の趣旨は前年發布されたる關稅及び國產稅法に因て定められたる課稅主義に基きたるものにして而して政府をして獨占なる觀念を全く放棄せしめんとするに在り斯かるよも係らす比侯は翌年二月普國經濟會議を招集せり是れ農工商及び山林に關する諸政策の討議に就き侯を贊翼するの目的を以て一千八百八十年十一月設立されたる團体ありとす侯は之に提出するよ完全なる烟草獨占業案を以てせしかは經濟會議ゝ此政府案を贊成するとに決せり一千八百八十一年十一月十四日帝國官報に獨占業案よ關する記事あり曰く「稅法改良の一層發達せしゝ近年に始まりしものにして帝國間稅に依て歲入の財源

を求めんとの希望に出てしものなり即ち政府は壓制なる直接國税を廢し貧民の寺領税學校税幷に土地及び人頭税尚は其他の直税よして苛酷なるものを輕減せんとするにあり而して此目的を達する最確なる方法は必す煙草獨占の採用なるとい近隣諸外國の經驗に徴して明なりとす是れ帝國の立法部に向ふて此獨占業案の可決を求むる所以あり」と

該政策は其翌春帝國議會に提出されたり皇帝陛下い議會開會の日よ於て演説して曰く「帝國か課税するよ適當なる數多の物品中にて煙草は其主要なる地位を占むるものなりとの説は何人も敢て反對なきか如し然れとも之れよ重税を課するとに付ては往々反對者あるを見る是れ立法部の裁決を仰かさるを得す我聯邦政府の多くは煙草獨占業案を以て烟草消費者及び耕作者の利益を維持すると同時よ亦生産者に於ける總て他の税法に勝れるものありとせり故に立法部か此煙草獨占を協贊するなくんは聯邦政府は他の方便よ依て之を行はんとす」と是に於て獨占業案は輿論よ上れり之を要するに元來此議案に對する帝の願望い未た熱心なりと云ふ可らす又其議會よ提出したる方法も寧ろ輕卒に失せるか如し故に多くの人い獨占業案を

評して政府は暴虎憑河の行爲をなすものなりと云へり實に皇帝か爲せる演説の活氣あき口調と比斯馬耳克侯か往々此政策に對し冷淡なりしとの嫌い以て獨占業案の成功を妨けたるに庶幾からん而して此獨占業案い一部は佛蘭西墺太利及び伊太利の實驗に基きて五月十日よ於て提出されたり

今國家の掌中に歸せしめんとを主張されし産業上の擴張よ就きて茲に探究をなすい亦價値ある事なりとす之より先き三年前即ち一千八百七十九年前の統計に據れい獨逸國内に於ける烟草耕作地全坪數百七十九万九千七百二十二坪なるに其國内の消費に供する分い八万一千六百七坪にして其栽培の場所い三千四百九十ケ所なり而して煙草栽培者い十五万九千三百二十一人あり煙草製造に於ていい一万五千〇二十八人の職業者之れに從事せり(租税會に加入せさるパンバルグ及ブレメンをも含有す)其使役する職工い十四万〇七百七十五人にして其内製造所よ在りて働くものは二万二千三百〇一人なり又一千八百のい九万九千七百〇四人内職にて働くものは二万二千三百〇一人なり又一千八百七十七年に於て煙草販賣者い七千八百九十八人以上の大商人と又此煙草のみを專業とせさる三十五万九千二百七十五人の小商人あり故に煙草の利益增加するよ從

ひ租稅として政府に納むる所の歳入も實に非常にして現に一千八百七十九年に至るまで獨逸國に在ては毎一人の煙草稅は奇零三四馬克(凡そ四片よ當れり)佛國に於ては五馬克六八英國に於ては四馬克八六合衆國に於ては四馬克三六澳太利に於ては三馬克四一伊太利に於ては二馬克五三の高に當れり而して猶ほ澳國ハ之を除き獨逸國ハ毎一人に付き最大なる煙草消費額を占めたり比矣か一千八百八十一年に於て「煙草ハ爾來培栽し來りしより一層多量を播殖せしめさる可らす」と演説せしも亦深く怪ひに足らさるあり今や矣は煙草專賣に於ける純利益をして一億六千三百六十七万三千百六十七馬克の額に登らしめんにハ年々八百万磅を生せしめさるへからさる旨を主張せり若し夫れ此煙草獨占業案にして果して實行されなは煙草の産出製造及ひ販賣の業ハ總て國家の掌中に歸す可し是れ所謂國家社會主義の政策よして夫の熱心なる政府保護者も爲めよ一驚を喫せし所あり彼れ過激黨ハ忽ち之か駁撃を試みて五月十一日を以て此議案を修正せんと欲し宣言して曰く「一千八百七十九年七月十七日發布の法律に據て煙草稅ハ大に增加せしか後更に又稅法の改良よ因りて煙草業に及ほしたる新擾難は實に不便なるものなり故に四月十七

日皇帝陛下の爲し玉ひたる演説中に於ける煙草稅增加説ハ寧ろ獨占業案を採用するも之を許す可らさるものなり」と此れ實に正論なり過激黨は猶ほ比矣にして租稅の不平等を矯正せんことを望まは在來の歳入を經濟的に整理せは爾か成すを得可しとの決意を以て痛く政府の提出案に攻撃を試みたり

比斯馬耳克矣は五月十三日よ於て委員に交付されたる獨占業案の第一讀會の節には病氣の爲め演説をなさゝりき而して其議案の到底成功の望なきハ何人も能く知る所なり今此の管理法の正當にして且つ困難なき獨占業案に向て放棄者百二十一名と全部消滅論者百六十二名あるを見たり是に於て院の内外ハ物議紛々として賛否兩黨は各演説に新聞よ於て辨難攻撃至らさるなし彼の普國の史家ハインリック、ウォン、ツレーチヒ氏は平素煙草業及ひこれに關係する總ての業務を賤しむの故を以て此獨占業案を賛成し演説して曰く「凡そ中等社會の人々ハ處世の途を知らすして只巻煙草を販賣するか或は新聞紙の論説を作るかの二事を以て徒よ閑を消すのみ」と斯の如く卓越なる人物よして經濟上幷に財政上の趣意より政府の提出案に賛成せしものも少からさるのみか其數實に枚擧に遑あらす

七月十二日比斯馬耳克侯ハ二讀會の討議を開けり而して委員會ハ三に對する二十一の多數を以て之を否決せしかハ是に於て侯ハ演說して曰く「此の獨占業案たる其目的とする所は全く獨占其物にあらすして租稅を減少し、殊ゟ階級稅及び學校稅を輕減するの目的を達する方便に過きさるなり」と又曰く「吾人は獨占業案其物は固ゟり弊害あるを疑ハさるなり而して之を採用するに當り、各新稅法及び各改革の採用に於けるか如し）先つ研究す可き問題は其他に及ぼす可き弊害あるや否やを講するに在り而して此獨占業案は比較上稍々弊害少きものなりとす故に只其功績を論し其之を採用せし所以を思考するなくんハ此の制度は是れ不利益にして且つ不當のものと謂ハさるを得す蓋し該獨占業案は只た政府か實行せんと欲する所の改良法の一方便に過きすして所謂其目的とする所に非さるなり然り而して帝國及び聯邦政府の目的とする所の財政改革ハ凡そ此の方便の使用は聯邦國會の議決に從ひ且つ其條欵ハ帝國議會の決議ゟ從ハさる可らさるの事ゟりして艱難に遭遇せりかくの如くなるを以て帝國議會ゟ於ける政府反對論者ハ大に利益の地位に立てるあり如何となれハ若し協贊を要せらるゝ時ゟ於てハ彼れ必す言ハん吾人は其目的の所

在を聞くゟ非されは總て協贊を表するを得す」と而して又普國及び其他の國會に於ても亦下の如く云ふなるへし「吾人ハ此の協贊か可決せられさる間ハ其使用に就き て裁決する能はす」と此の如くなるを以て吾人ハ更に改革の歩を進むる能はす而して吾人ゟ對する此困難は政府の反對者か從來用ゐて以て其利器とゐしたるものなり」と

又再び演說して曰く「吾人か獨占業案を主張するハ熟議商量したるの後該案か尤も善良にして且つ尤も便宜なる收稅法たるを認たれはなり而して亦他の善良なる政策ありて之を用ゐるの時に於ては固より該案の廢棄を必要とするものなり吾人は獨占業案か輿望を得す且つ故意を以て撰擧の詭計に於けるよりハ一層の不人望を來せしの事實に據て敢て該議案を撤回せしめんとする脅迫を畏るゝものに非す何となれハ該政策は道理ゟ叶ひたるを信すれはゐり余ハ元來政策か人望を博せんとを欲せす唯其道理に合ひ且つ便宜あらんとを望むものなり蓋し人望なるものは今日此に歸するも明日ハ彼れに歸すると云ふか如く唯一時のものに過すして余ハ之を得しとゐり又之を失ひしとゐり余ハ假令ひ之を失ふたりと雖も余は其義務を盡

くせり其得喪ハ固より之れを天命に任するのみ抑余をして狐疑せしむるものは寧ろ興望より甚しきものなく此の興望なるものハ余をして果して懸念す可きものなるやを惑ハしむるものなり」と夫れ比矦の意見を以てすれは此獨占業案の社會に及ほす可き利益ハ廣大なるものなり如何となれは煙草業に從事する職工は私設業者の專橫ある呵責の下に在るよりハ寧ろ政府獨占の下に立ては其生計の路は正確にして從て其位地を增進するを得可けれハなり夫の過激黨の理論は矦か殆んと解しする能ハさる所にして彼れ黨員は煙草職工の未來に就きて非常に懸念するにも係らす曾て數年前に當りて十万の鉄商か妻子と共よ自由貿易の犧牲となりたるときに當りては決して一言をも吐かさりしにあらすや而して煙草職工は實に獨占業案の爲めに大に利益を受く可きものなりとす又曾て鉄道獨占の施行の時に際して荷車の馭者又ハ旅宿の主人を如何すへきやなとの問題は更に彼輩か問はさりし所にあらすや而して其鉄道獨占は實よ一私人の業にして煙草獨占に比すれは一層不良のものなりき

然れとも比斯馬耳克矦ハ夙よ其說の行ハれさるを知れり是を以て矦ハ善良なる外

交家の伎倆の如く曾て自から皷舞したる論鋒を變して謂て曰く「卿等か獨占業案を排除するも余は少くも怨を含まさるあり卿等は余か此案を主張するの故を以て余よ怒る可らす實に吾人ハ憲法上の總ての權利を忽よし又ハ憲法を破壞せし國事犯者を以て目され敢て芟怒に觸るゝの謂なきなり卿等は釀金の方法を講するに當り實益上の問題に就きて豈に憤慢するの理あらんや而して卿等か此獨占業案を排除すると否とハ固より卿等の意中に在りて敢て人の關する所に非す」と矦ハ自ら以爲らく獨占業案の主張よ於て政府の行ハ少しく過きたるの嫌ありと是を以て六月十四日に於て二百七十七よ對する四十三の少數投票を以て獨占業案か否決したるの際に於ても矦ハ更に驚くの色なかりき

かく著しく失敗したるに拘らす政府ハ未た全く失望せさる旨を公言せり而して三年の後大藏大臣ヘルノルド、スコルゾ氏ハ普國々會に於て獨占業案か國內に於て久しく其噂なきも未た全く廢棄されたるにあらさる旨を陳へたり

比斯馬耳克矦か其後國家獨占業となさんとしたる他の唯一の企圖は火酒獨占なりしか是れも亦同しく成功せさりしなり該案ハ一千八百八十六年の始めに於て帝國

議會の協賛に上れり政府は之れよ對して社會上經濟上及び財政上よりして煙草獨占業案の際よ於けるか如く同樣なる主意を以て辨論せり侯か三月廿六日に於て原案維持の爲め演說せしとき議員バンベルゲル氏ハ過激黨的の攻擊をなして曰く「煙草獨占ハ之を該火酒獨占に於ける結果とに比較せハ稍々優る所あるなり」と又國內に反對論者起り其言ふ所亦一理なきに非すヘル、バンベルゲル氏は曰く「余ハ該獨占業案に對し國民か誠心誠衷上より表ハしたる此の如き意向ハ未た嘗て見さる所なり」と蓋し知言あり而して該提出案ハ遂に否決せり是に於て政府ハ翌年獨占の代りに火酒稅を增加することを帝國議會に申出たせり斯く迄も比斯馬耳克侯は其獨占業案を成功する能はさりしなり然り而して侯の獨占主義か許す所のものハ獨り煙草及ひ火酒よ限るとなすハ固より誤謬たるを免れす侯ハ保險制度おも之を國有にするを可とするものなり夫の保險會社を營む所の資本家か社會の費す所を以て其囊中を充たすを見て侯は此事業を移して以て國家を益せんとするものなり侯は勞役者の爲に國民的よして且つ强迫的なる保險法を計畫し之を以て國家の獨占となさんとしたるハ疑も無きなり夫れ政府干與主義の

廣く獨逸國に容れらるゝの曉に於て極端にして且つ贅澤なる種類に於ける數多の立案か政府より主張さるゝに至りしハ亦一驚を喫す可きよ非す即ち政府か穀物を專賣せさる可らすと云へる如きも亦其立案中の一なりとす國家社會主義時代か獨逸國に行はれたるの時に於て時流の文章中よ下文の如き語は屢々之を見る所あり其語よ曰く「凡そ社會的の問題ハ主として食料上の問題ならさるなし而して其採用す可き政畧ハ亦時の必要よ應し又國家の威嚴を損せさるものならさる可らす夫れ未熟の政畧ハ何の用をもなさす過激なる政畧を取らんには須らく命令的ならさる可らす即ち餓者は之よ食を與へて以て其餓を慰さめしめさる可らさるか如き政畧ハ是れ國家か其掌中よ穀物の商權を握り且つ其價格をも一定して高利貸及ひ投機者流をして手を出たす能はさらしめたるの時に於て始めて其目的を達し得可きなり」と噫夫れ此の如き政畧は固より有識なる人民中に多く同意者を有する能ハさるなり而して夫の有力なる社會的政社は永く國家獨占の說を贊成せり該政社の機敏なる會員中には獨逸國有名なる經濟學者の一二を包めり一千八百七十三年に於て同社決議の一に曰く「聯邦若くハ州郡寺領地は總ての公共上の企業に關したる一私

人の計畫を止めさる可らす又會社及一箇の資本家ハ一私人的の生產事業に制限せさる可らす」と蓋し國家獨占業の問題ヨ就きて一私人的の生產ヨ制限すると云へるか如き語か獨逸國に於て唱へらるゝを見るハ亦經ふ可らさるあり

第七章　國家鉄道

鉄道を國有とするも亦國家社會主義中の一策なりとす獨逸ハ此主義を採用して以て經濟的事業の範圍內に於て國家か自から企業するの主義に變したり抑も此主義を啓きたるものハ普魯士なりとす蓋し普國は鉄道に關して從來此主義を取りたるに非さるなり一千八百三十八年の普國鉄道條例は英國に倣へるものにして其條例に據れハ鐵道の布設は之を民業に任ね國家ハ之を企業す可からす唯廣く之を監督し尙鐵道に依て送達する郵便物の專有權鐵道に課稅するの權及ひ鐵道の開設後三十年を經て其負債を償却し買上前五年間の平均配當額の二十五倍を株主に仕拂ふへきの條件を附して之を買上くるの權を有す此條例發布の後七八年間ヨ於て普國ヨ於て私設鐵道の起りたるもの十二を以て數ふるに至れり然りと雖とも普國政府は鐵道時代に於て其採りたる放任主義も事情已むを得すして之を用ふ可からさるに至りたり而して實に此等の鐵道をして有利的に完成せしめ或は運用せしむる爲めにハ或る鐵道業者に利子を擔保せさる可からさるの必要起れり國家か此責任を

負ふに至りしは勿論個々人民の財産に掛念したるに非すして公衆の利益を計らんか爲めなりしなり而して社會の利益の爲めよ政府か鐵道を補助するに至りし當時鐵道の氣運既に其厄日よ陷りたるなり一千八百七十四年獨逸鐵道制度變更の時に當りて普國は其補助の爲め六百九十万八千五百八十七馬克(凡そ三十四万磅計り)を支出せり且つハノーブル及ひネッカル幹線中のフランタフォールト部と合併し又一千八百四十八九年頃よりの或ハ線路を購求し或は之か布設を始めたり一千八百六十六年に至る十年間を一期として國會は鐵道布設の爲めに七億二千五百万馬克(三億五千五百万磅以上)の支出を可決せり一千八百七十五年に於ては獨逸國鐵道の要線六十なるよ其内四十六ハ普國の有よ属し内八線は普國政府の所有せるものにして尚他の八線ハ民設にして政府之を管理せるもの其餘は盡く民設よして民有なり猶ほ此外にバヾリアサキソン及ひウルテンベルグの鐵道ハ必す普國政府の支配に属せり

鐵道問題に關する比斯馬耳克侯の說ハ私設鐵道企業に國家か資金を貸與するの可なるとを主張するものにして其一千八百四十七年伯林に於て開きたる聯合國會よ

於て演說せし所を以て知る可し爾後侯ハ代議士としても國務大臣としても機會ある毎に國家と鐵道事業との密接を計るよ餘念なく而して終には全鐵道を擧けて國有となさんとの目的を有するに至れり夫の獨逸國に於て未た其同盟の行ハれさる時に當り侯か普國宰相として抱負せし所ハ「鐵道ハ普國の爲めにす可し」と云ふに在り而して獨逸帝國再興するに及んて侯ハ其說を變して「鐵道ハ獨逸帝國の爲にす可し」と云へり彼のアルサス及ひローレーンの合併は獨逸國帝國鐵道組合の基礎となれり而して該邦線路の管理を同一にしたるハ諸聯邦國に行ハれたる紛乱を大に減するの助となれり抑も獨逸鐵道に六種あり第一、帝國鐵道、第二、純粹なる聯邦有鐵道、第三、私設私有鐵道、第四、聯邦政府の管理を受くる聯邦有鐵道、第六ラキセンベルグに於ける如き帝國政府より貸與せし鐵道是なり若し夫れ獨逸國か聯邦より成らすして單に一國より成れるものならんよは鐵道管理の復雜なる組織上より起る所の困難は盖し此の如く複雜ならさるへきも各邦各其組織を異にし所謂複雜なる組織なるを以て爲めに起りたる紛乱ハ直に延ひて一國の不面目を來すに至るなり比侯ハ言語上のみならす實際上に於ても其一致を

企てつゝありしに拘らず猶ほ國内に在る鐵道の數實よ六十三の多きに及へり是れ
佚の痛歎する所なり或る記者は曰く「伯林よりカールスルヒに旅行する間に六たひ
獨立鐵道管理の手を經さる可からす而して小荷物等とコングスベルグよりメッツ
に遞送するよ殆んと千五百種の鐵道賃錢を仕拂ふの故を以て其運賃を計算するに
ゝ實に其煩に堪へす」と今同一なる管理法を採用して此混雜せるものを一々秩序的
になさんか爲め比佚の意見中には二つの目的ありて存すその一は商業上の利益と
他ゝ旅行者の便宜とより來れる實利上の目的なりとす若し夫の鐵道の管理均一な
らんか鐵道の最大目的たる運搬業ゝ一層能く其効を奏し得可きなり猶ほ鐵道を國
有となすゝ大よ新帝國の强大を增し且つ其一致を速にし得へきを信するなり而し
て此目的を達せんか爲よ佚は第一着手段として一千八百七十一年四月十六日帝國
憲法を制定するに當り鐵道監督に關する著しき權力を帝國に與ふるの箇條を之に
編入せり其憲法第四條に曰く「鐵道は總て帝國政府及ひ帝國立法部の監守よ遵ふ可
し」と又第八條よ於てゝゝ鐵道及郵便電信の爲に聯邦會議常置委員を置くへきとを規
定せり其第四十一條に曰く「獨逸國防上或ゝ一般の交通上に必要なりと認むる鐵道

ゝ帝國法律を以てし政府の費用にて之を布設するを得但し鐵道の沿道に當る邦國の
國君權を犯さゝる限りゝ聯邦各議員の意見に反對するも敢て關せさるものとす且
つ一私人も亦此の如き鐵道を布設するを得可くして「エキスプロプライエーション」
の權をも有す而して現立せる鐵道會社は新鐵道と其組織を連絡すへし費用は總て
新鐵道の負擔とす又平行線若くゝ競爭線を布設せしめさる命令權を在來鐵道に與
へたる箇條は全帝國中之を廢止す尤も此法律上既得の權を有するものゝ仍ほ舊に
依るへし今後附與す可き許准中に於て該命令權は之を許與せさるものとす」と又第
四十二條に於ては均一管理法を制定せり曰く「聯邦政府ゝ一般の交通上の利益を計
らん爲め均一なる組織を以て獨逸國内の諸鐵道を管理す可き約束を立つ可し是の
目的よ依りて新築鐵道ゝ同一の定式よ據りて之と搆造し及ひ器械を備ふ可し」と第
四十三條に曰く「鐵道の事業は可成的迅速に均一なる整頓を用ひ殊に鐵道取締は同
一の規定を施行するを要す而して帝國は鐵道會社をして常よ公衆の安全を謀る可
く線路を維持せしめ且つ相當なる鐵軌車を有せしむるとを監督す可し」と第四十五
條に曰く「帝國ゝ總て鐵道の賃錢を監督し又鐵道をして可成的均一の規則均一の賃

錢を採用して特に農工業に特權を與へしむ可し」と第四十六條にハ特別なる條款あり曰く「恐慌の場合殊に食物の市價格別に騰貴したる時にハ各鐵道會社ハ其時の必要に應して臨時に特別なる低價の賃錢を採用す可し而して穀類粉類豆類及び馬鈴薯等の運搬よ關する賃錢表ハ聯邦會議鐵道委員之を建議し皇帝陛下の裁定を仰く可し但し其賃錢表ハ其線路管內に生する諸の粗製品に課するものより低下なる可からす」と以上諸箇條の適用ハ獨りバヾリアを除けり但し帝國政府ハ國防上必要なるバヾリア鐵道の構造及び整頓に關して均一の規定を施すの權を有するなり

此憲法の諸箇條は矣の得意なる意見を正當に伸張す可き希望を逞ふせしむるものなり若し帝國議會及び聯邦國會か一よ比矣の心の如くならんにハ固より獨逸國に於ける全鐵道を擧けて悉く之を帝國政府の手に交付するに於て憲法上亦何の障か之れ有らん然れとも果して聯邦か能く忠實なる讓與をなす可きや其淡泊の得て望む可からさるハ是れ從來の經驗に徵して明なる所にして比矣か其已の志の如くならさるは既に自から知る所なり夫れ聯邦各其特性あり又政黨部內に於ても亦各其獨立あり是れ矣の障碍とありしものにして矣ハ嘗て心膽を碎きて之を議論し全力を盡くして之を愁訴せしも徒勞に過きさりしなり故に矣ハ鐵道管理を均一ならしむる目的の第一着手段として帝國鐵道局を設け一千八百七十三年の夏に於て之を開きたり此計畫は帝國議會の一私人議員よりの發議よ係るものなりしか政府ハ屑く之を容れたり當時獨逸國中の鐵道會社ハ少くとも其數九十の多きに達し其賃錢表は一千三百五十七に分れ其組織殆んと戲技よ類し到る處として組織上よ於て欠點あらさるものなし則ち鐵道と鐵道と及び聯邦と聯邦との事務の交涉に至りてハ全く考へ及ハさりしなり是よ於て此困難を除去せんか爲めに帝國鐵道事務局を設けて總ての會社を監督し諸規則の遵奉を視察し猶ほ進んて均一賃錢の法律を布く可き準備をなさしめんとの建議起りたるなり比矣は五月十七日演說して曰く「余か此建議案を嘉納するは猶ほ延首翹足して援兵の到るを迎ふるか如し」と蓋し此意を推測するよ矣は此鐵道局ハ以て鐵道管理を均一にするの目的を實施するに必要なるものにして猶ほ延て以て鐵道を帝國政府の所有となすに屈強なる利器となせるものゝ如し固より當時此意を公言せハ該局の設置よ至らさらんことを恐れ敢て公言せさりしなりと後矣ハ此鐵道局の絕對的よ必要なるを感せしや嘗て國家事業

の振はさる場合に於て其鐵道問題に就き活潑なる措置をなさゝりしを自から謝せり是に於て佛ゝ帝國有聯邦有及ひ私有鐵道の不規則を正すへき控訴院を建てゝ以て現在規律の覩察を一層嚴重ならしめんことを謀れり其言ふ曰く「爾來憲法上の諸箇條に違犯ある時ゝ帝國役員(聯邦會議鐵道委員)ゝ其所轄政府に文書を照會して曰く『其國鐵道管理に於て云々の不規律あり宜しく之を矯正し以て憲法を遵奉し公益を謀られたし』と聯邦政府の之に對ふる返答は唯其利害を感する自已等の探究に止まりて敢て他を顧みさるものなりし此の如くして其應答の局を結ふを以て常例とせり」と一千八百七十三年六月十六日帝國鐵道局議案通過せり而して茲に鐵道局の設置ありて始めて鐵道を輔佐せんか爲めよ大に此局か與りて力あることを知るに至れり翌年三月鐵道局ゝ帝國鐵道條例の草案を公よせり其主意ゝ鐵道局をして國内の鐵道組織に周到なる監督を施さんとするに在り然れとも此計策は啻に世人の贊成を博せさるのみならす之を公にしたるか爲めに鐵道局長ゝ自から輿望に負きたる事務をなしたりとて其職を辭するに至れり一千八百七十五年四月才能出精ある官吏の聞へある當時の鐵道局長後に普國工務大臣たる夫のヘルメイバック氏は前

法案より更に大膽なる鐵道條例を公にせり該法中にゝ獨り帝國政府か監守をなすの主義を定めたるのみならす全鐵道を國有となさんとの意を明に含有せり而して表面上にゝ各自其所有の線路を保持すへきを聯邦に訓令せり此提出案も繼ひて失敗せしかは比矣か鐵道局に於ける信任も稍其氣色を動すに至れり

夫れ試驗的の政策ゝ無功なるのみならす却て損害あるゝ明なりとす從來帝國政府は非國有鐵道論者を警駭せしむへき行爲を爲したるとなく而して政府か採り來りたる承引し易き温和的の手段も一般よ其功あらさりし是を以て比斯馬耳克矣ゝ今や英斷なる政策を取るよ決し容赦制限なく直に聯邦の全鐵道を擧けて帝國政府の掌中に歸せしめんとを欲し而して先つ普國を以て其着手の嚆矢となさんとす抑も普國は往時國家合同の方法に歩を讓りしとあれゝ矣は普國か帝國の爲めよ自から犧牲となり其實例を他の聯邦各國に示さんとを再ひ普國に愬訴するを得可きを知れり一千八百七十六年四月廿六日普國の鐵道所有權及ひ其他の鐵道上の權利を總て獨逸帝國に讓與する議案の第一讀會を普國々會に開けり過激黨は慘酷にも此政策を攻擊せしか比矣ゝ自から辨護の位地に立ち無事よ兩院を通過せしめたり比矣

ハ過激黨主領ヘルヽリヒテル氏に答辯して氏か「獨逸國の自由及ひ合同なり世界の平和なり東方問題なり財政上の困難なり商業上の不景氣なり是れ皆獨逸帝國若くは普國政府か鐵道を得るの多少と又此等の鐵道にして普國の所有に屬するか將た獨逸帝國の所有に屬するかの孰れよ於て決す」との意見を嘲笑せり蓋し比矣は獨逸國の自由及ひ合同か帝國鐵道の出來たるか爲めに敢て消失するを畏れさるものゝ如し之を要するに鐵道問題ハ單に經濟上の一問題なりしなり尙ほ其他に矣か勤めんとするものは從來死文よ屬したる憲法を起して活箇條となさんとするに在り矣の演說に曰く「帝國憲法ハ獨逸帝國の商業上及ひ鐵道辨理に關し附隨する總ての事物上に大に貴重なる契約をなせり予ハ帝國官吏の資格を以て尙も帝國法律就中最も重んす可き憲法を施行する帝國行政に對し敢て責任を負ハすんハあらす予は代議士リヒテル氏か憲法上の要部に就て輕々たる判斷をなせる顰に倣ふ能ハさるあり氏ハ平素彼の如く憲法よ潛心するに拘らす憲法第四十一條を論するに當りて恰も之を以て死文とせるか如く加之ならす輕侮的の口調を以て之を論せり此の如きハ予か實に國務大臣として普國若くは帝國官吏の何れの箇條を論するの時に

於ても肯てし得さる所なり夫の獨逸帝國を創建するに當りて北獨逸聯邦の憲法か採用されしときよ於て聯邦諸政府及ひ之と協力したる者ハ憲法上の如何なる箇條よ於てもリヒテル氏の如き輕侮的の口調を用ゐるを爲さゝりしなり之に反して該憲法よ對してハ未來に於ける大希望の伴ふありて其希望は殆んと熱心に餘りある程なりしなり凡そ事物を計畫するにハ先つ常に其發達を注意せさる可からす故を以て予ハ當時大に諸政府に注目して夫の聯邦諸政府か計畫せし「聯邦政府ハ獨逸鐵道をして同一の賃錢を採用して之を管理せしむるを勉めさるへからす」との箇條を一層嚴重に注意せんとを期望せり又憲法上の此箇條は實に普國商務大臣の草案に係れるの故を以て普國政府ハ就中特に注意すへきを期望せしかとも予か期望は空しく水泡よ歸せしなり是に於て予ハ帝國鐵道局を置きて之を管理せハ以上の弊事を矯正し得へきを信せり然れとも之を實驗よ徵するに獨逸帝國弱くして地方聯邦の強きを奈何せん是に於て帝國鐵道局は一の訓令商議請願の府たるに留り而して大よ爲す所ありしよも拘はらす何人も敢て之に注意せさりしかハ其事務に從事する能吏か熱心精勵するあるも遂よ能く其効を見る能ハすして余は彼輩をして殆ん

と失望せしめさらんとを勉めしか實に容易ならさりしなり」と矣ハ憲法上ヨ於て望みし所の均一及ひ協力は其功績を見すして却て唯紛雜を來たせしとを慨歎し演說して曰く「鐵鐵交通ヨ關して吾人は中世紀後獨逸國に流行したる形勢に達せるを見るあり予は信す獨逸國に於て六十三個の道道州を有するを而して是れ未た以て其數を盡くせりと云ふを得す夫れ鐵道ハ之を州郡に比するに却て獨立の地位を占むるの故を以て予は之を呼ふに鐵道州を以てす而して就中四十個ハ恐くハ普國に屬するあり抑も此等の地方政府ハ各自充分に主權若くハ關稅及ひ通路稅を以て自から備へ又自巳の財囊を利せん爲め商品に任意なる運賃を課し加之ならす亦任意なる賠償の權をも有せり吾人は今日夫の鐵道會社か鐵道及ひ株主を利せすして所謂兒戲の狀をなし相互ヨ多額の金錢を費す所の戰爭を賭けるを見るなり而して所謂其戰爭は財政上の競爭にわらすして他に比類なき權力上の戰爭に過きす嗚呼夫れ此の如し是れ豈に帝國憲法に依て求められたる本意ならんや然ハ如何せハ之を矯正すへきや若し全鐵道か直に帝國政府の掌中ヨ移らさらんか普國ハ實に合併の運動に於て其嚮導たらさる可からす而して其所有する鐵道を擧けて帝國政府の掌中

に移さゝる可からさるなり吾人か獨逸帝國に盡くす可き忠節上より之を見るヨ帝國の强大を謀りて敢て大普國の權勢を進むるを爲さす語を換へて之を言へハ若し吾人か爲す有るとすらも獨逸帝國中の最大强國なる普國をして其經濟部內に於て大ある偏重の地位に達せしむるを許さすして唯此偏重の要素を以て之を獨逸帝國に捧けしめんと欲す是れ豈ヨ吾人の義務ならすや吾人は爲し得へき限り其義務を盡さんとす予か說を以てすれハ以上の意見こそ是れ帝國憲法を實行せしむる唯一の方法ありと信するなり」と

然りと雖とも矣は若し普國か果して其讓與をなすあるも帝國議會か之を嘉納す可きを思ハさるなり然り而して假令ひ議會か之を拒むあるも普國は獨逸帝國に對し其義務を盡くしたりと謂はさるを得す實に比矣ハ其完全なる帝國鐵道制度の目的ハ到底生存中に之を達し得可きを期せさりしなり

比矣ハ演說して曰く「發達をして徐々たらしめ紛擾をして洪大たらしむるも凡そ重要なる功績ハ如何なるものにても此紛擾中若くは實に其紛擾を貫かすして得るものとてハ有らさるなり故ヨ紛擾をして洪大ならしめ又困難ならしむるも吾人ハ既

に意中に於て善良ある目的なるを自覺するものなれは敢て紛擾の爲めよ畏怖せさるなり又其氣を弱くし其勇を失ふを爲さるなり如何となれい若し輿論にして予か持説の如く一旦正しき思想を擁守せい苟も其實行を見るに至る迄い敢て時日の經過の爲めに之を消失するを爲さゞれいあんあり語を更へて之を云へは予か諸君の前に其代表者として立つ所の夫の帝國憲法にして其鐵道箇條か愈其實行を見るよ非さる限りい敢て之を消失するあらさるなり」と

鐵道議案い比俠の黨與か曾て豫期せしよより大多數を以て上下兩院を通過せり然りと雖とも此案や俠の所望に相戻るに非されとも未た以て俠の野心的の計畫に取りて不幸たるを免れす何とないれは該政策い一の死文たるに過きすして帝國い普國の所有鐵道を擧けて帝國の手よ移すとに就きて未た謀る所あらさりしを以てなり此問題に於ける聯邦會議の紛擾を來たせし源因い中央獨逸諸邦殊にバヾリア、ウルテムベルグ、サキソニー等は全鐵道か帝國の所有に移りない其政治の要件上よ於て苦辭を受け而して普國い一層繁榮なるへしとの恐怖を抱きて此提出案を嫌惡したるに在り該法律より來る直接の結果として普國政府い私有線路の買上に着手せり即

ち一千八百七十九年より一千八百八十二年よ至る一會期間に於て九千五百「キロメートル」の鐵道を買上けたり而して二千百五十九「キロメートル」い私營より政府の管理に移れり此の如くにして今や鐵道の轉移は愈成功の域に近つきたり

普國々會に於て國有主義の政策よ頑乎として反對せしものは獨り過激黨を然りとす保守黨い渝いるとあく政府に同意せり僧侶黨國民自由黨極論黨は大勢上私有主義を贊成せしと雖とも常に其分裂を見たり

獨逸國の記者は普國鐵道の國有案を評して比俠の名譽上に一段の光彩を添へたる政策なりと云へり夫れ財政恢復の意見を以て一千八百七十六年に於て實行されたる鐵道國有の政策は果して其大功を奏したるとい明なりとす凡そ鐵道の轉移上より得たる結果い普國々庫に百万馬克を納むるに至れり是れ從來株主の財嚢よ落ちたるものにして今や之を以て國内の租稅の幾分を減少するを得たり鐵道長官い滿足の餘り謂て曰く「若し鐵道を國有若くは國家管理にしたるか爲めに得たる所の利益をして鐵道公債の償却よ充つるを得は普國は七八十年後に於ていい利子を要せさる財產を所有するに至らん而して旅客及び貨物の運賃は總て近國よりも低廉

あるを得へし」と比矣ハ又國有鐵道の制度を採用するの趣意ハ獨り歳入を增加するのみよ非さるとを云へり然りと雖とも矣か普國々會をして國有主義の政策を取らしめたるときに當り矣の方寸中にハ正しく財政上の思想を有せしや固より疑ふへきに非す而して國家鐵道より直に其利益を得んとは矣の豫期せさりし所なり矣ハ一日演説して曰く

「予ハ鐵道を以て主として財政上競爭の目的とし之を計畫せしよわらさるなり予か意見を以てすれは鐵道ハ財政上より寧ろ貿易の爲めに謀る所ありて之を計畫せしものなり夫れ然り而して鐵道は財政上の利益を齎らさゝるものなりと言ふハ固より愚あり夫の聯邦政府か收むる所の純益と又配當金として株主の手よ入る所の剩餘金とは是れ實に聯邦政府か其特權を用ゐて商業に課し得る所の租稅なりと謂可し而して私有鐵道の場合に於ては其剩餘金は總て是れ株主の掌中に入る可きものなり」と

以上比矣の説と同一の意見を有せしハ國務大臣ヘルメイバック氏なり蓋し氏ハ現時に至る迄普國々有鐵道を終始成功を以て管理し又公共事業の要樞を握りし人なり氏は一千八百八十八年二月廿二日よ於て演説して曰く「予は鐵道ハ歳入を得るものにあらす左りとて損失を取るものにもわらすとの主義を以て常に其事務を處理せり」と氏ハ又國有鐵道の均一管理よ關して一千八百八十七年二月四日普國下院よ於て演説して曰く「今年ハ吾人ハ一歩の四分の三の負債償却の外に五千一百万馬克の剩餘金を得たり又次年に於てハ四千九百万馬克の剩餘金を望めり是れ以て他の國用に充つるを得へし昨年吾人は二千九百万馬克以上の剩餘と以て普國々債の全利足を拂ふを得たり而して吾人ハ次年よ於ては鐵道線路を完成し種々の小線を撤遣したるの時に於て猶ほ大なる剩餘を得んとを望めり今年吾人ハ我所有に歸せし私有鐵道役員の給料を改革せんか爲めよ七十八万四千五百馬克を備へたり而して其給料の全額は九百七十万馬克なりしなり加之ならす吾人は日曜日に於て鐵道備夫よ休業を與へたるか爲め非常なる財政上の損失を來たせるなり若し夫れ國內を廻り鐵道の國有ハ果して人民よ利益ありしや否やを問はゝ必すや大多數の人は高聲に其利益ありしを言ふを聞かん殊に保守黨なとハ一層稱讃の意を表すへきなり數年後吾人か盤根錯節を經て鐵道轉移の功を奏したるの時に於て吾人は始めて國

有鐵道の管理上に於ける利益を說くを得へきなり之を要するに予ハ今日迄爲し得たる結果を以て敢て全く不滿足なりと云ふに非されとも向後尙一層完全にせんとを思へり」と

夫れ普國ハ概して鐵道の私有より國有に移りたるを以て能く滿足せるとハ是れ疑もなきとなりとす然り而して之れか爲め曾て預期せし如く工業及ひ商業上の利益擧かれりと云ふに非されとも其管理にして首尾能く又儉約的ょ鐵道を辨理せんとの本望ハ之を達するを得たり夫の英國人にして獨逸國に居住し或ハ旅行する者ハ聯邦政府の鐵道及ひ其他の部局を見て官吏は公共上の便宜を計るを以て其最目的とせさるとを驚くならん然りと雖とも獨逸國に於ては英國に於けるか如く輿論を以て神論ょ齊しきものとして之を重きを措かすして或る國に於けるか如く輿論に待つと有らさるは須らく之を服膺すへきなり

獨逸國に於て鐵道國有說に反對の論起れり是れ必す自他の國に於ても亦起る所なり反對論の起るハ或ハ政治上よりし或ハ經濟上よりす其言ふ所ハ非常なる中央集權は弊害ありとなすょ在り夫れ獨逸國の如き聯邦諸國を以て成れるの場合に於て

ハ該說の跋扈する亦當然なりとす如何とならハ帝國の強大は是れ普國の強大なる所以にして其二者同功一体のものたるとは勢より推すも疑を容れさる所ょして又敢て拒む可からさるの理なれはなり抑も普國は帝國制度の增加ある毎に自から利する所ありて敢て大に他邦に卓越するを見るなり比侯は平素特別主義を蔑視するに拘らす普國を除きて他の諸邦か國家社會主義の採用されしかため箇人主義の遺物なる鐵道を失ハんとを畏れ反對を表せるを以て毫も怪まさるものゝ如し茲に又過激黨か最も主張する議論は帝國鐵道組織の制度は中央政府の掌中ょ怖るへき政治上の權勢を增加せしむると云ふに在り蓋し鐵道ハ憲法中の財權を代表する帝國議會かなす財政上の制裁に向て敵對す可き屈强の武器たり從來政府は國家の財囊を保管する議會の指揮の下に立てり故に政府として財政上議會より獨立せしむるとハ帝國議會議員の多數か常に贊成せさる所なり此の如くなるを以て政府か新に各種の租稅を免するの時に於ては因て生する歲計の幾百万の不足を充たさんか爲めに聯邦より寄附を仰かさるを得さるに至る然りと雖とも今國內の全鐵道か帝國の手に歸しなハ因て得らる可き莫大の歲入は若し憲法と變更するに非すんハ政府

い議會の監督を離れて曾て期望せしより一層大なる自由を得可きなり又一の反對論あり曰く帝國鐵道の制度は大に政府の官吏を增員し政府い再び國內の政治上に於て畏る可き勢力を得るに至る可きなりと曾て比斯馬耳克侯い省局自治の望しからさるの故を以て勞役者强迫保險法を行ふに當りて帝國保險局の設置をも拒みしとあり然るに今や論者は比侯か國家鐵道說と唱ふるを見て侯は大に省局自治の主義を採るものありと倣せり夫れ政黨內閣の行はれさるに當りてや官吏社會い只一の管轄權を承認するに止る行政權則ち是なり語を更へて之を言へは皇帝陛下に依て任命され又終始陛下よ對して責任を負ひ全く國會の監督を離れたる主權是なり是を以て政府官吏い政府の權限內に於て一箇人として又官吏として其威權を振ふい亦自然の理なりとす而して之に反し獨立政黨は常に大なる不利の地位に立てるなり是を以て政府は國有鐵道より生したる政治上の權力と用ゐて與みし易き代議院を作らんか爲め撰擧の時に於ては壓制を施すを得可きなり是れ過激黨か大に激論する所ありとす過激黨い夫の鐵道大臣ヘル、メイバック氏か數年前に於て「鐵道の官吏は政治の擾亂や又政治上の謀計に關いる可からす若し爾せすんは政黨の旗色

に從て其職を盡さいる官吏を生するに至らん然り而して此の如きは之れあらしむ可からす」との演說を容れたり然り而して今や此超然主義い既に放棄され官吏は高下の差別なくして皆自黨の利益を謀らんか爲めに一の反對論あり鐵道國有い經濟事業を私激黨か痛く論駁を試みる所以なり尙茲に一設業中より奪去るものなりと此說を有する者は曰く「經濟部內に於ける國家の起業は固より例外たらさる可からす而して一箇人若くは會社にして社會よ利益を及ぼす可き商業を營むに於ては如何なる部分と雖とも多少之を專有視するも國家は敢て之に侵害す可からさるなり」と又曰く「凡そ競爭を廢せい公共の利益は顧みられさるよ至る可し夫れ國家い固より私設企業の以て根株とする私利に眷戀す可からさるなり而して施政をおす官吏は公衆の期望を滿たすよりも寧ろ自巳の欲する所を行はんとするは免れさるの事なり」と然り而して今や國家は鐵道を儉約的に辨理するに適せすとの議論は是れ學理上より寧ろ事實上の問題として既に消滅に屬せり而して普國鐵道か國有となりたる其結果い殆んと反對論者をして閉口せしめたり故に比斯馬耳克侯の帝國鐵道制度の實行よ於ける反對論よして取るに足る可きは

二三の理論に過きす然りと雖も眞理ハ彼此孰れに於て存するやハ未た之を知るを得さるあり抑も一國自から其特性あり訓練あり因襲あり及ひ習慣あり故に獨逸國に在りてハ英國よ於ける如く個人主義か敢て其嘉納を見る能ハさるハ大よ之を許容せさる可からすして鐵道か私有より國有に轉移したる變化ハ素より經濟上の一時の激動より來りたるものと謂ふを得さるなり夫の國有鐵道の善惡よ就てハ獨國よ於て大に議論あるも今や國有鐵道ハ一般の規則となり而して國內又一の例外あるを見す尙將來の發達ハ聯邦國有鐵道か帝國政府鐵道に轉移するの一事なりとす普國ハ業に已に該案を發表し而して其善惡に頓着せす聯邦諸國か普國の摸に倣はんとを他の諸邦よ示せり

獨逸國の郵便及ひ電信に就ては數言以て之を盡す可し郵便及ひ電信は總て帝國の制度に成る唯ハバリア及ひウルテンベルグハ憲法第四條に據りて管理上大なる獨立權を有せり總て郵便電信よりするの剩餘金ハ帝國々庫に納まり而して之を以て經常費の節減よ應用せり一千八百七十一年の郵便法に於ては書狀及ひ新聞紙等は總て帝國郵便に依らすして各地よ之を送達するとを禁し唯一私人の設立する市內

郵便ハ此の限にあらすとせり是に於て數多の大都會よ於てハ二三の地方郵便局を設けて書狀及ひ出版物を交付せり而して府城地方に於てハ一般の委托所を設けたり伯林よ於てハ殊に帝國郵便局は地方の競爭者ありしか爲め大なる損害を受けたりしか之れか爲め又更に郵便法の改正を爲さゝるなり數年前よ當り少くとも三箇の市內郵便ハ會社を組めり而して其設立ハ帝國郵便と同時にして大に營業上の好結果を得たりと云ふ一千八百七十五年十一月の法律は元來の帝國郵便法を補修して郵便電信を合併せしむ可き數多の個條を設けたり此法律に於てハ公共上の便宜を計るため國內の鐵道に向て大なる要求をなせり夫れ郵便の整理大に進歩したるは各國中獨り獨逸國を以て嚆矢となす而して此貴重ある制度は其翌年七月に於て實施されたりウヰルリアム第一世皇帝ハ一千八百六十八年に於て歐州諸國よ聯合郵便の法を用ゐんとを勤めたり而して普佛戰爭ハ該聯合か所謂國際的平和事業をして却て其成功を速にせしめたり賢明なる獨逸國遞信大臣ドクトル、フォン、ステファン氏ハこの便利なる文明事業の採用に於て大に與て力あり今や獨逸は均一なる郵便制度を有せさるも姑く時日を經ハ必す之を有するに至る可きなり而して獨逸國

內郵便管理の種類ハ凡そ十七に分れたりしか一千八百五十七年ヨ於テ大改革を行ひ郵便條例ハ兎に角全帝國を通して一樣となれり之を要するに電信郵便ハ各國に於ける如く獨逸國に於ても其聯絡を見たり而して電信に關しては特別なる議論をなすを要せさるなり

第八章　工業立法

勞役社會の爲めに比斯馬耳克侯か立案發布せし特別なる工業立法ハ二種の目的あり一は農工業を問はす製造所の職工及ひ一般の勞役者の境遇と改良する適宜の方法と取り他ハ技師の社會上に於ける位地を進歩せしむるを以て目的となし其技藝をして以前の器量及品位に恢復せしめんとを務めたり比侯ハ嘗て此範圍內ヨ於て成功せし社會改良法を以てスタイン、ハアデンベルグ兩氏の創設ヨ係る土地改良法ヨ比較せり即ち奴隸解放戰爭後小作人に自由を與へたる如く新帝國ハ又工業社會に於ても爾かせんとを望めり侯ハ謂て曰く「此趣意ハ是れ夫の薄資にして自助の力なき者を顧みさる放任主義とは全く正反對なるものなり」と

第一　會社制度の恢復

夫れ物質的結果の成功せし以上は先つ手工者及ひ技師の地位を改良するを目的となす所の政策及ひ手段を講するハ至當のことなりとす工業上の自由即ち工業者か自己の撰擇に從ふて業務ヨ服從し得へき權ハ一千八百六十九年の北部獨逸商法か

帝國律令となりし以前曾て獨逸に於て普く行はれたるものにして普魯士は仍ほ之か端緒を啓けるものなり曩者一千八百十一年スタイン、ハアデンベルグの法律ハ會社の特權を廢し且つ各人の嗜好に任せて職業に從事し易からしめたるを以て會社組織ヨ不幸なる妨害を加へたりしも爾後工業上に自由を與ふるの運動ハ着々其歩武を進め一千八百四十五年に通過せし普魯士商法ハ其實際避く可らす且つ改む可からさる制度あるを承認せり然りと雖も一千八百四十八年及び一千八百四十九年に起りし政治上の動搖は終に一部分の反動を惹起すに至りしも其勢の盛なるを見て一千八百四十九年の普國内閣ハ技師長は三年の修業を經て後試驗を行ひ傭工も亦之れに同しかるへきことを公布せり此時に際し比斯馬耳克侯は一箇の政治家として普魯士國會に於て技師の濫出を防き又永く其安寧幸福を維持せんか爲めに强迫的に會社を設くるの必要を演說せしも試驗は實際上價値ありと考へたるに非すしてかハ好結果を奏する能ハさりし蓋し其試驗を行ふの要點ハ給料を指命するに在りしなり國會に於ける過激黨の現主領ハ次の如く云へり「一千八百六十一年ヨ於て予はランドラス官署に從事せし際當時

の内閣ハ一千八百四十九年の商法の結果如何に關し管下に諮問したるとあり七人の府知事より予の許に贈りたる報答ハ各大に其意見を異にし或ハ非常に商法を賞讃するあり或は批評的疑惑を揭くるものあり予ハ充分なる詮議を遂けたるの後一千八百四十九年の此商法の全部か其地方に行ハれさりしことを容易ヨ發見せり乃ち最初に試驗委員を設けんことを計畫せしも試驗制度を維持する能ハさりしかハ一人も敢て其試驗を行ひしものなく又何人も之れに應せさりしなり而して實際に無數の建築物の設立ありしも全州中一人として正當なる建築上の資格を有せしものあらさりし」と而して立法上工業の自由を公認すへしとの希望は盛に行ハれ世人は始め法律上の制限を採用せさるのみなりしか遂にハ之を廢止し而して一千八百六十九年に於て北部獨逸商法中に自由主義を包括するヨ至りたり

該法の通過前に於てハ舊來の商業上の特權專賣權及び制限等存在し是を廢止せんとハ久しく時人の渴望せしところなり例へハメクレンブルグに於ては舊來の精米水車ハ精米の外に尙は其他の事業を爲す可き權を有し公國の市街ハ私立麥酒釀造所を設立するの禁止あるよも拘らす麥酒を購ふ爲めに方四里内に於て酒店を置く

の權ありて殊に洗禮婚儀葬式に使用する麥酒を最近の舖店に就きて之を購ふを得可からしむるなり而して夫の蹄鐵師、煙突掃除者、剝皮者等に至るまで委しく此の如き特權を有せりルースにてい公會に於て音樂を弄するの特權あり又襤褸を聚むるの特許は表紙製造者の所有に歸せり又ウアルテックに於て髮剃、剪髮、鞭製造人の特權存せり唯普魯士よ在りてい舊來の特許、專賣權等よ殆んど拘束さるゝことなかりき

一千八百七十年の初めに當り會社組織に反對者起れり技師は製造所の組織發達したるかために延て自家の生計の途を奪われ非常の困難を感したるを以て多數人民にして最早安穩なる生活を營む能はさる以上い寧ろ昔時の專有權、特權を再興して以て少數人の安寧を維持するに若かさることを云へり之に反して製造機械よ高稅を課し法律を以て技師の徒弟員數を制限し徒弟の爲めに專門學校を豫備し一定の試驗を爲して技藝の証明書を授與すへしとい是れ會社組織に左袒する論者の專ら建議するところなり而して政府い會社組織を輔助するよ躊躇せすして一千八百七十八年に至り商法改正を行ひ其目的い資本及ひ製造所に對し更らよ完全に技師を

救助せんとするにありては素より有志者か會社を創設して徒弟を練修するの要務を擔任せは容易に其目的を達し得へきあり爾後商法は殆んと毎歲會社組織の爲めに計る所ありて之か改正を施し就中一千八百八十一年同八十四年及ひ一千八百八十六年の改正は特に其著大なるものなり

較近十年間獨逸國に於て法律を以て工業の自由を管理する各改正法の要旨は製造所組織より生したる資本の增殖力よ對して技師社會を保護するの一事なり蓋し此思想は商業社會に於て勞役者の團体を設け以て同盟心及ひ自重心を養成せしめ併せて徒弟を規律的に訓練し其備工及ひ技師長となるへき以前に其技倆を證明すへき試驗を行ひ以て善良正確なる技術を保するにあり而して商法は他の重要事件に就き繼いて大よ修正を施せり則ち會社よ從事せさる技師の徒弟使役よ於て制限を設け某會社の如きは會社に從事せさる技師をして徒弟の使役を絕對的に禁制し得へき權利を附與されたり且つ種々の機關を用いて徒弟幷に備工等の利益を計り徒弟の爲めにい專門學校を設け備工の爲めにい休泊所(旅行中)を營み工務局を起せり而して其維持費い會社と相連合するを欲せさる技師と雖も其寄附をなさゝる可ら

す是れ此組織の設立ありしか爲めに間接よ此の如き技師等をも利すれいなり蓋し會社制度賛成黨の要求は立法の要求よりも一層遠大なるものにして彼輩い此會社制度か强迫的制度となり且つ傭工技師長共に試驗を行ひ伎倆證書を授與さるゝに至るまては決して其滿足を表せさるなり而して商法に在る明文中業務の自由に關する箇條い既に空文に属せり其明文に曰く「工業上の自由い何人も之を有するを得但し例外の塲合及ひ制限の箇條を除く」と而して其所謂例外制限は極めて夥多となりしを見るなり爲めに過激黨機關新聞い嘗て滑稽新聞か云ひたる「此新聞紙は日刊なり但し勤勞日を除く」との諧謔を引用して商法中の該條を比喩するに至れり換言すれは工業の自由い既よ獨逸に於て法規たらさりしなり然り而して此結果を見るに至りしは決して偶然にあらす政府い保守黨及ひ羅馬教黨の爲めに鼓舞援助されし此反動の軌を踏みたるものにして其結果い以て技師社會を賑はし延て全社會を益せんとを希望したるなり嘗て一千八百七十八年內閣員の一人い國會議塲に於て政府い自由工業の主義を固執するものなりと揚言したるも此主義い全く既よ棄却せられたるなり

會社制度の方針は已よ工業上の自由主義を破壞せしめ以て毎に過激黨中に其反對者あるを見るは疑を容るへきにあらす反對論者い攻擊して會社制度の採用い手工を害ふたりと爲し且つ近來技師の大に熟達したるい全く自由主義に基きたるとを反証せり加之おらす會社組織は手工者に毫も有形的裨益を與ふるとなき人爲の支柱に過きすと稱し殊に其强迫手段の適用に反對し且つ會社の費用を其社員たらさるものより徵收するは不正おりとして之を嫌惡せり之に反して政府い更に一層會社制度を擴張せんとを決定せり一千八百八十六年十一月二十五日の敕語に曰く「勤勉なる技師を奬勵せんか爲めに斯かる會社組織を扶助するい國家の義務なり」と故を以て一千八百八十六年迄に獨逸に於て無慮九千百八十五の會社存在し而して全國中伯林の如き最も過激なる市街と雖も殆んと技師の半數は此會社に從属するに至り技師全數三万五千三百三十人中の一万三千二百四十九人い雇工三万一千九百八百九人と徒弟七千五百五十四人とを使役して皆會社組合となれり然るに最近數年間政府は尙ほ幾多の工業政策を通過したりしか是れ事物の在來の秩序を改革するものおりと目されて往々輿論の稱賛を得たり夫の雇主被雇者の各半數を以て組

織し商工業問題を議する所の裁定局の如きは其政策の一あり

第二　雇主の責任及新時紀前の工業保險

雇主の義務及び勞役社會の保險を論究するに當り先つ國家社會主義時代前には無數の獨立なる邦國ありしを以て從て許多の方法を用ゐたるを知るを要す而して其實際的事實は如何なるにもせよ其主義より至りては寧ろ吾人を稗益するものなるか故に爰に普く之を研究せさる可らす

先つ疾病保險より論せんに該制度は獨逸の南北部の孰れに於ても習慣上大に相異りて即ち南部獨逸諸邦に於て寺領れ常に疾病の時期に際し扶助救治を與へんか爲め之に從屬する職工及び家僕に僅少の保險稅を課するなり此の工業を保險する寺領の制度も甚た不完全不規律なりしかとも長く其目的を達せり北部獨逸にてはフレデリッキ大王の治世より於て設立せし鑛夫救助協會盛に行はれ其特質も特別鑛山に從事する鑛夫に强迫的同盟を爲さしめ雇主被雇者に等しく保險料を拂はしむるに在り而して該救助協會は獨り其會員に疾病の際之れを扶持し又醫藥の施療をなすのみならす貧時に於ては恩給金を與へ或も葬式費を給し又死者の寡婦孤兒に救

助をなすなり抑も本會はフレデリッキ大王及び其儲君の爲めに非常に奬勵され而して五十年前に當り政府も立法を以て大よ其勢力を助けしかも是よ於て極めて好結果を奏するを得たり近代の改正立法も亦之を好遇せり

疾病救助協會に於ける强迫的組合の主義は一千八百五十四年に於て普魯士の工業立法中に用ゐられたり即ち各地方の整理に基き諸般の工業の爲めに諸協會を設立せんとする法律の如き是なり抑も本會も雇主の寄附に依て成立つを以て其起りは固より强迫手段たるを免れす此法律の効力によりて創立せし協會中凡五千の協會は一千八百七十四年普魯士に於て成立せり其會員八十万人資金一千三百万馬克(凡そ六十五万磅)歳入九百万馬克(大畧四十五万磅)なりと云ふ且つ二千の組合救助協會及び幾多の私立製造協會あり其他北部獨逸諸邦に於ては概して鑛夫扶助協會を模範としたる普魯士の顰に倣ひしかば一千八百七十五年に於て獨逸よ於ける救助協會の全數は一万二千個よして其會員二百万人資金三百五十万磅乃至四百万磅なりし一千八百七十六年に於て普魯士の鑛夫協會も僅に其會員二十六万三千六百八十八人にして一万五千七百十人の貧民と一万九千九十人の寡婦と三万二千六百五十

人の兒童とを扶助し五万八千五百四十八人の兒童にハ教育費の全額若くハ其一部を支給せしかハ其歳入六十万磅の内歳出ハ五十六万磅なりしなり此年又普魯士に於て技師及び製造所職工の爲めに設けたる各種の疾病救助協會は五千二百三十九箇ありしか爾後四ヶ年間ヨ於て一千人の會員を減せり一千八百七十六年に於て國内の疾病保險協會を進歩改良し又勞役社會中に有志保險の法を奬勵す可き法律を通過せり然れとも該法律提起者の希望は遂ヨ實行を見るを得す蓋し勞役社會の境遇を改良するに最も必要の方法ある疾病保險の普及を謀らんには之を經驗に徴するに到底一千八百七十六年に成りし該立法の諸箇條を以て其目的を達し能ハさるの故を以て遂ヨ一千八百八十二年ヨ當りて強迫的保險法の採用を見るに至れり比斯馬耳克侯か國家をして工業保險を採用せしめたる際に至る迄行ハれたる疾病救助制度は概して各邦に於て好結果を奏したるハ世人の既に承認する所にして蓋し當れり假令其各商工業に影響を及ほさゝりしも此制度を採用せし地方には着々好事業の擧かりたるや疑を容れさる所なり然れとも舊來の災害保險に至りてハ亦同日を以て論す可きヨ非す即ち該法律ハ不條理不完全ヨして勞役社會に於ける保

護甚た狹少に失し又不確ありしなり一千八百三十八年に於て普魯士鐵道工夫か已れの不注意疎漏より出でしにあらすして其一身上ヨ災害を及ほしたるの時に於ては鐵道會社幷に鐵道管理者は宜しく其責任を負ふべしとの法律を通過せしも會社は此責任を免れんとに汲々し或は法網を潜れんとし或は鐵道規則中に此法律を無効ならしむ可き箇條を設けたり故に若し被役者か災害に對し賠償を要求するあるも會社ハ見て知らさるものゝ如く或ハ之を訴訟するも強弱相敵せすして容易に之を壓制せり近來ヨ至り政府は凡て斯かる所業を爲すものを違法なりとし以て法律の改正を行へり然れとも一も其結果なくして鐵道會社ハ毎に尚ほ法律を輕視するの弊習あるを免かれさるなり

其餘の獨逸聯邦にてハ鐵道被役者及び勞役者か災害に對し賠償を求むるの時に於て其境涯ハ實に慨然たるものなり而して該問題に關する帝國立法か通過せし迄尚ほ其慘境繼續せり夙に一千八百六十九年ヨ於て北部獨逸の鐵道に使役されたる多くの人々等ハ政府に向て一層大なる保護を歎願し其代表者ハ大に時人の注意を喚起せり當時賃金ハ毎日十二時間の勞力に對し僅かヨ一二志を給するに過きすし

て長時間の勞力よ對して其報酬過少なるを見るなり而して勞力の實況は艱難危險にして英國及び其他の諸外國の鐵道規則中に於ても未た其類を見さる所なりと云ふ

當時の統計よ徴し普魯士鐵道被役者の運命を見るよ實に奇異の感を喚起せすんはあらす即ち一千八百六十四年に於て普魯士鐵道ん英國に比すれん旅客の數に於て其數の七分の一商品よ於て其數の四分の一を運搬せり而して旅費ん英國の六分の一に足らす列車の數ん其十二分の一に過きさるも各種の鐵道役夫の傷死者ん殆んと英國と其數を同ふし又獨逸の鐵道被役者災害處分に於ける法文ん英國よ比して三倍以上よ超へるを見るなり

鐵道被役者か法律上の保護を請求せしと同時に亦工業社會に於ても共に齊しく速に其運動を試み鑛夫及び製造所の傭工ん鐵道工夫と相提携せしかは該事件は忽ち實際上の政治問題とはあれり一千八百七十一年に於て新帝國議會は鐵道幷に諸般の鑛山石坑及び製造所の持主及び管督者をして其被役者か自巳の過失に非すして就業中に於て負傷し若しくん死亡せしときよ於て其責に任せしむ可き法律を通過

せり此法律よよれは若し工夫死去せし際には其持主若くは管督者ん醫藥料葬式費ん勿論被害中死者の親族に釀したる損害をも償はさる可らさる義務ありとす而して又死者よして法律上扶助すへき義務ある所の人ありしならんには其人は即ち損害の償を受くるを得可し工夫か唯負傷のみせし場合にん其賠償として藥料及び其疾病中或ん唯一時の不能若くは永遠の不能に於ける賃金の損失高を受く可し抑も該法律は强迫的にして一も容赦する所なき而してかくして勞役社會に與へたる新保護ん一時大なる便益ありとして勞役者か一朝損害賠償を要求することあれん是れ巳ひ該計畫と壓倒せんとを企て勞役社會は皆安堵する所ありしか雇主等ん再れの過失より生せしものありとして雇主ん再三再四之を棄却せんとを勉めたり而して之を法庭に爭はんとするも貧民ん能く資本主に拮抗し得へき資力を有せさるを以て如何ともする能ハさりし一千八百七十七年水夫に保護を與へたるとき又各箇人民間に於ける責任に係る問題を詮議するの目的を以て海務局の形式よ倣ひ一の官署を新設せり然り而して勞役者ん爭ふ可き法律上の權理を有するに至りしも實際之を要求するの能力あらさりしなり於是か帝國議會ん年々一千八百七十一年の

法律を改正せんことを要求し遂に政府をして該問題に關する其他の立法をも之か裁定を請はさる可らさるに至らしめたり是れ過激黨の大に喜ふ所なり然り而して此れか立法となるや獨り災害のみならす尚ほ疾病老年及ひ貧困等の保險に於ける帝國工業保險大制度の要部を作れり故に次章に於て該立法の發達を研究するの其必要となすところなり

第三　製造所規則

製造所規則に關する比斯馬耳克侯の意見の稍狹隘なることは茲ふ之を公言せさるを得す夫れ獨逸に於ける製造所の力役は製造所規則を觀るに決して恩惠を與ふ可きものにあらさるなり現今に至り勞役者は尚ほ不完全ある法律上の保護を受け帝國商法中にの實に不注意ある雇主の習弊を匡正せんとする諸條件ありと雖も此れか多くの有名無實ふ過きすして乃ち雇主は注意を欽くことと屢々なりしも之れか管督の責任を有する官吏の毫も其犯罪を罰することなく其弊習や枚擧するふ遑あらす盖し商法の工業上の制度習慣を異にせし各邦より成る所の大帝國に之を適用するものなるを以て例への普魯士に適中する法典の以てバヾリアの習慣ふ比すれの氷炭相容れさるものありこの即ち全帝國ふ同一の法律を適用するに困難なるの證據なりとす加之近年ふ際し帝國政府は比斯馬耳克侯の社會改良策殊に勞役者保險法ふ於けるよりも更に製造者の財政を不利あらしむる所の政策を採らんことを厭へるや確なり是に於てか其二三の規則を違反するも敢て見さる裝をあす如き弊の專ら商法ふ在て存するなり

茲ふ該法律及び其管理の欵點を枚擧せん日曜日勞役の法律上之を禁制せりと雖も其實際に至りては何の結果をもなさきなり即ち十二歳以下の兒童は製造所に使役するを得す十二歳乃至十四歳の兒童の唯一日六時間のみ使役するを得十四歳乃至十六歳の少年の毎日十時間ふ限り使役するを得又產婦の三週間を經過するにあらされの勞役に復するとを得すとの規定幷に其他類似の諸法律の法文上善美を盡せりと雖も毎ふ屢其實効を失へり抑も此弊害の一原因の職として法律によりて規定せし製造所檢查官の組織か不整頓なるに基因せすんのあらす夫れ製造所檢查官は獨逸に於ての比較上新制度にして未た深く其根底を占めたりと謂ふを得す普魯士の一千八百七十四年ふ於て先つ伯林及シレシアに製造所檢查官を置き次に其他の各地

方に及ばせりサキソニー王國ハ繼て其擧に倣へり而して一千八百七十八年に於てハ遂ヨ全帝國を通して之れを置けり是に於て過激黨ハ此改革を目して警察上の壓制なりとし攻撃を加へたり而して最初は無數の製造家及び極端なる個人主義者の間に於て非常の反對ありしかとも遂ヨハ漸々屈服せり然りと雖も現今に至りても尙ほ製造所組織ハ頗る過失あるを免れす特ヨ檢査官の小數なることに於て然りとす且つ勞役時間ハ男女に係らす凡て規定あることなくして其結果たるや製造所勞役者ハ概して過度の時間を以て勞役に從事し爲めに健康を害することあり又婦人の如きも終夜使役さるゝとあり要するに一日に於て十四時十五時十六時寧ろ十八時の長時間中製造所の勞役ヨ從事すると云ふも決して過言に非す夫の商法ハ高給を授くるの目的を以て勞役者の團結を公認するも其實社會的法律に於てハ同盟の實權を棄却せり博士シュモルレル氏は一千八百八十八年に於て吾人ハ獨逸國内に同盟權あるや否やを疑ふものなりと謂へり

甲　勞役時間

近代に至り製造所に於ける勞役時間に關する法律を改正せんか爲め多くの方法手

段を講したり夫れ法律上勤勞日を規定するハ實に一箇人民の權利なりとは是れ社會共和黨か獨り主唱せしのみならす權利上及び社會上の要件として保守黨幷に舊敎黨か齊しく熱望せしところなり然れとも比斯馬耳克侯ハ斷然國家か該問題に干涉することヨ反對し一千八百八十二年一月九日左の演說を爲せり

「特殊の業務ヨ關して勞役時間は凡て之を短縮する能はさるものあり而して一般の業務は皆繁閑あるを免れす吾人ハ過去の祝祭日を見て之を知るを得可し夫れ伯林に於て如何なる業務か基督降誕日前即ち十二月中に在りて其繁忙を極めさるものあるや而して之れと同しく各業務も亦年中の時候ヨ應して其繁閑を見るの常機あるなり然るヨ今勞役時間を制限し一定の時期を定め毫も之を超過することなからしめんにハ基督降誕祭の如き場合に於て人民か徹夜して金錢を得るに汲々たるの時に當り即ち工業上の勤勞に不當誤謬なる干涉起るに至らん而して祝祭日に關せさる其他の業務ヨ於てハ一に其事業の性質に應して其繁閑あるを見るなり例へハ炭礦事業の如きに於てハ一定の生產を出さんか爲めヨ大なる需要あるの時期に際するも勞役者ハ平時より長く服役する能はす又石炭の採獲多きも之を運搬する能

ハす又一週中僅に三回のみ同一の人に其事業を給することを規定するのときに於ては年中其業に從事すへきものなる鑛業は大に其困難を感す可きあり是に於て勞役は自由ならしめさる可らす夫の大事業に在りてハ小事業の場合に於けるよりも更ゟ長時間勞役ゟ服從せしめさる可らさるなり果して然らハ法律を以て勞役時間を規定すれは其規定の最長勤勞時間は却て今日の勞役時間ゟ超過するに至るの危險を更ゟ助長せしむるに庶幾からんや」

最長勤勞時間ゟ關し一千八百八十五年一月十五日比斯馬耳克侯ハ更ゟ演說して曰く「最長の勞役時間を制定せは各雇主は從來永く力役せしめさりし者すら最長時間を採用するの正當なるを感するに至らんとの恐あり若し吾人か認めて驚く可き勤勞日となし又敢て許容すへからすとなす所の勞役時間にして假りに十四時間を超過す可らすと規定せは從來十時間若くは十二時間を力役せしめたる雇主も漫然として予ハ法律上十四時間の勞役に服せしひるを得るなりと云ふに至るへし是に於てか最長時間を規定するの弊害起る故に法律と以て勞役時間を定むることにしても若し唯其目的を達するを得ハ是れ固より至極善良なるへきものとす夫の夕陽西に

沒するの時滿身疲勞して少憩を需めんか爲めに其茅屋に歸らんとするの勞役者を目擊しなは誰か敢て之を救助ずるを以て其休憩を得る能はさるなり而して彼輩ハ過時の勞役をなさしめらるゝを欲せさるものあらんや憐む可し此勞役者は過勞役をなして以て金錢を得んよりも寧ろ其間休憩せんことを希ふものなり此の如き勞役者の不幸艱難を見て之を救助せんことを熟望せさるものは實ゟ慈心なき無情漢なりと云ハさるを得す然り而して如何せハ之を救助するを得可きか」と嗚呼是れ矣自らも其救濟法を知らさることを自白する所なり試に思へ若し勞役時間にして二割を減したらんには其賃金も亦從ふて其割合を減却す可し然らは則ち勞役者ハ如何す可きや現時勞役者の所得ハ恰も其必要に給して餘す所なし若しその賃金と之より減少せんには國家か之れに干與し其欠を補ふに非すんは以て彼輩の困難不幸を救ふ能ハす然り而して勤勞の時間を減少するも尙ほ勞役者に給するに依然從來の賃金を以てせしむるハ固より得て雇主ゟ望む可らさるあり是れ生產物の價格を騰貴し商業を衰微せしめ特に輸出工業品の產出を障害するに至るへし此の如く双方共に衝突する所ありて二者相全ふするを得さるなり

當時に於ても又其後に至りても政府ハ手を下す所なかりき一千八百八十七年に於て法律上勤勞時間を一日十一時間とし殊ヨ土曜日及び祭日の前晩は十時間と定めんとの議案一私人の議員より帝國議會に提出されしか終に否決されたり該議案中にハ製造所か滿一年間規定の最長時間より少しく勞役せしめたる時ハ三週間以內に於て過度の勞役を課して其不足せし時日を償ふを得可しとの特別ある箇條ありき其結果ハ即ち十一ヶ月間毎日最長時間より一時間つゝ勤勞せし勞役者ハ次月に至りて晝夜を徹して力役せさるへからさるに至らん是れ即ち議案提出者も嘗て豫想せさりし奴隸的待遇の法なりとす

又製造所幷に工業場に使役する婦人小兒に大なる法律上の保護を與へんとを務めたり一千八百八十一年より現今に至る迄斯る企業は毎に踵を接して起りしか其發議者ハ舊教黨及び保守黨にして或ハ獨立し或ハ相提携して之を唱道せり而して社會黨も亦深遠なる要求を爲すに敢て遑々たらさりしなり今茲に該問題に關する社會黨の要求に就きて論述するは强ち無用にあらさるへし社會黨か一千八百八十五年三月帝國議會ヨ提出せし議案には第一、十六歲以上の勞役者ハ日々十時間つゝ但し土曜日は八時間つゝ製造所の勞役に從事せしむへきを規定すること第二、地下の勞役ハ最長時間を以て八時間と定むると第三、鐵道事業、水道工事、運輸業、遊戲場其他中止す可らさる事業を除くの外は日曜日幷ヨ祭日ヨ於て休業すると第四、各商店ハ日曜日幷ヨ祭日にハ五時間以上開店する能ハすして午後六時ヨ至らは必す閉店すへきと第五、政府の特許を得しものヨ非されハ夜業を爲す能ハさると第六、勞役者の利益を保護奬勵せんか爲めに帝國勞役局を創立し幷に勞役會館及び裁定局等を創立すること等を載せたり此勞役局は工業事務を監督するを以てその職掌とし勞役會舘ハ雇主被雇者の共同組織に成り賃金、物價、關稅、國產稅、商業及航海條約、繼續學校摸本展覽所、勞役者居宅、工業者社會の衛生道德其他經濟上工業上の一般事務等に就きて其利害を審議するに在り斯の如き大胆なる社會黨の企圖ハ恭しく議會に於て審查委員に交付されしか世人ハ爾後未た該問題に就きて更に聞く所あらさるあり

乙　婦人及年少者勞役

製造所に於て婦人及び年少者の勞役を制限せんとする幾多の建議中政府は偏せす黨せすして能く其仁慈を施す可き位置に居れり比斯馬耳克侯ハ毎に抽象的に此主

義を賛成せしか一千八百八十二年一月九日家政上社會上の理論よりして製造所に於ける婦人の勞役廢止を主張し演說して曰く「若し製造所の勞役者と同一なる境遇の者なりとせは婦人ハ必す勞役に赴くことおくして寧ろ終日家内よ留り唯諸收獲に於けるか如く業務繁多にして人夫不足する時を以て例外とするの制となさんことは予か最も希望する所なり這ハ果して製造所勞役者に於て行ハるへきものなるや予は之を知らす實に彼の妻の賃錢ハ假令巨人の所得の半額若くハ三分の一若くは三分の二に過きさるも以て家計費用の一部分を補へるを見るなり」と而して比矣の慈心ハ議會中よ於ける好誼ある政友の熱望ありしにも關らす其實効を奏する能ハさりしなり製造所檢查官の報告を以てすれハ婦人及ひ年少者勞役事件ハ極めて緊急なる問題たること明白にして一千八百八十六年の報告書に據るに婦人及ひ年少者の服役ハ其數を增すの傾向ありて傭役婦人の數ハ前年より八分を增加せり抑も婦人の勞役を不可とする所以ハ男子と同一なる長時間の勞役に從事し又必要あるに際しても男子の如く徹夜服從せさるへからさるよ在り而して年少者勞役に關して言はんに製造所に從事する十二歳より十四歳に至る

少年の數は一千八百八十六年迄に下の如き割合を以て非常の增加を爲せり則ち一千八百八十一年には九千三百四十七人一千八百八十二年には一万四千六百人一千八百八十三年よハ一万八千三百九十五人一千八百八十四年にハ一万八千八百六十五人にして一千八百八十六年に至りてハ二万一千〇五十三人となれり一千八百八十六年に於て在ヅセルドルフ檢查官の一人ハ報告して曰く「予は磨店及ひ徹少なる織物業、調革業よ於て屢四歳より十二歳に至るの小兒在るを見たり聞くに此小兒等ハ勞役しつゝあるに非すして其父母親族の監督の下よ在るなりと然れとも稀れには小兒等か其取扱ひたる物品を以て雙手を汚せるを見るとあり前に勞役せすと云ひしは虚誕にして彼れ小兒等ハ全く使役よ服せるものなるとを知れり」と其他工業の內職よ於ては非常に小兒の服役するものありとの慘譚ありブローン檢查官の云ふ所を以てすれハ七歳或は其以下の小兒にして小學校に出席するの外一日十時間家に在りて勞役に服するものありと

政府の氣焰を强ふせんか爲めよ僧侶黨幷に保守黨ハ帝國議會に懇請して一千八百八十七年夏商法の改正を採用せり即ち兒童か製造所よ使役さるゝ最低年齡ハ之を

十三歳とし小學校の就學を經たるものに限る十四歳以下の兒童の最長勞役時間ハ毎日六時間とし十四歳乃至十六歳のものは十時間と定め又鑛山、石坑、埠頭、鎔鑛所、鐵所、製鋼場、材木工場等ヨ婦人を使役するを禁し各製造所ハ業務の急迫なる時期を除くの外夜間に於て婦人を傭役するを禁せり而して政府ハ又宜しく大人の最長勞役時間をも規定するの商量をなすへしとの要求ありしも此點に關する改正立法は猶ほ依然欠せり

丙　日曜日勞役

獨逸ヨ於ける工業上の問題中最も紛議あるハ日曜日勞役問題なりとす一千八百六十九年五月二十一日發布せし北部獨逸商法の抄本にして而かも普魯士法律を以て基礎とせる獨逸商法第百五條に曰く「雇主ハ日曜日及ひ祭日に於て勞役者に對し力役を促すことを得す但し工業の性質上化學的工業の如き之を中止する能ハさる業務に於ては此限にあらす」と然れとも商法の此箇條ハ初より死文たるに過きさりしなり何となれハ雇主ハ之を以て遵奉せんよりは寧ろ違反すへきものとして之を遇したれはなり加之ならす政府も亦此有名無實なる法律か蔑如されたるを看過せり

是れ社會の信仰及ひ習慣に協ハさる制度か強行し得可からさる所以なりとす新帝國創建以後帝國議會に於ける諸黨派殊に僧侶黨即ち「アルトラモンタネス」黨は日曜日勞役を廢止せんとの議を陸續政府に提出せり然れとも此等の企圖は一私人議員の提出せし立法私案の如く毎に其目的を達する能ハさりしなり而して其失敗ハ日曜日勞役問題を以て尤も著しとす遞信省は一千八百八十年に於て當時伯林に於ける習慣たりし二日曜日の文書配達の一を廢し以て小惠を施し同時に普魯士鐵道局も亦三日曜日毎に一日の非役を被雇者に赦したり但此郵便改革は數年以前に至り全く之を放擲せり而して製造家に在りては全く日曜日勞役の弊習を除くとなく否其大半をも去る所なかりしなり夫の帝國中二三の部分に於ける製造所及工場の日曜日勞役は普通に行ハれしものなりしか尚ほ舖主及ひ商人等に至るまて概ね其習慣に拘泥せり一千八百八十年ブレメンに於て創設せし日曜日休業協會は獨逸各部より報告を募集したるに衆多の大都會中に在る碓車は盡く安息日を冒瀆し且つ工場、官省、商店に於ハ概して日曜日服役盛に行ハると云ふ又此報告によれはサキソニー及ひアルサス並にライン河下流の地方等の如き大に工業の發達したる州郡に

は却て比較上日曜日勞役尠しと云ふ

一千八百八十一年冬政府をして日曜日勞役問題よ左祖せしめんとを勉め當時僧侶黨ハ商法を修正して日曜日勞役を減し若くは全く之を除去せんとを唱道せりヘルトリング男爵ハ此問題に關する帝國法律は正しく之を遵奉するものなきとを容易よ證明し乃ち一千八百七十六年の起草に係るウヰスバデン製造所檢査官の報告中に於ける語を引用して曰く「勞役者ハ法律上日曜日よ於て勞役せしむ可らずとするも尙ほ多くの場合に於て商法第百五條に依て與へられたる解釋により彼等ハ雇主よ對して自から禦く能ハさるなり吾人か近來經過せし時日に徵するよ勞役者ハ日曜日の服從を拒むを得す若し之を拒みおハ忽ち其勞役を廢せらるヽなり然り而して工業事務は大抵一箇所あるに止まり勞役者ハ唯之れよ依て其職業よ就くを得るものなれは其弊事の起る可きハ當に然る可き所にして是れ敢て余か摘發を竢たすして明なり」と是れ夫の勞役者をして基督降誕日及び「グッド、フライディ」の如き大祭日を除くの外其勤勞日日曜日たるを問ハす終年稚車場內に在らしむるレニシュ製造家を以て之を徵すへし此製造所に於てハ近隣の監獄より囚人を傭へり而して典

獄者ハ尙ほ囚人に許すよ一週間六日の勞役を以てするか故に此の如き犯罪人は日曜日よ休業を得るも自由ある勞役者は却て其賃錢の不足よりして全週間力役せさるを得す其他織物工業に於ては日曜日勞役なくして勞役時間の制規ハ十四時間乃至十五時間あるに實際ハ通例十六時間乃至十八時間に上るとを見る比斯馬耳克侯は該件に於て大よ注意する所ありて一千八百八十二年一月九日長演說をなし以て答辨して曰く「經濟上の生存競爭よ於て予か薄弱者の加勢をなさんことを勤むるハ是れ獨逸王室の遺訓なりフレデリッキ大王云ハく朕ハ貧民の王者なりと而して大王ハ時世の狀態に從て嚴正に此遺訓を隈なく施せりフレデリッキ、ウヰルリアム第三世ハ其治世に於て奴隸使せらるヽ小作人よ自由の位地を與へたれは(十五年前に於て逆歩的の改正行はれたり)小作人は依りて以て繁榮し且つ強固に獨立するを得たり今上皇帝ハ老て尙ほ襲鑠として遠大なる志望を抱き市民中の薄弱社會を安固ならしめんとの政策を講し賜へり其利益ハ曾て七十年前小作人に與へたるものと肩を比ふ可きにあらさるも兎に角薄弱者の地位に於て物質的の改良をなし且つ勞役者か其將來を計り又其隸屬する國家の爲めを計り得可き代表者を出さしむると

に於て物質的の改良をなす所あらんとせり」と此の如く比矦ハ非常に勞役者の爲めに日曜日の休息を與ふるの說に贊成せり然れとも自ら其說を唱ふるを爲さすして是れ工業社會より出て來る可き問題なりと做せり夫れ法律に於て名義上業に已に日曜日勞役を禁したれとも其法規忽ち破れたるは是れ國民か概して此法律に同情同感を表せさりしの故を以てあり故に其未た必要を感せさるの前に當り再び他の法律を出すも敢て實行す可らすして且つ不便利なるを以て比矦ハ時日の到るを待ち尙ほ該問題ヲ精密周到なる調査をなさんとを約せり此の如くして該事件ハ一時棄却されたり

一千八百八十五年一月に於て日曜日勞役の問題ハ再び帝國議會中ヨ起れり而して此時三黨派より各建言を提出せしかハ悉く之を委員ヨ交付せり委員會の審議に因りて保守黨及ひ僧侶黨ハ三月に當り日曜日及ひ大祭日に於ける勞役を大ヨ制限し又商業會社の構造を增長せんとを主張する連合議案を出たせり社會黨は之をして失敗せさらしめん爲めヨ亦更に一層嚴しき意見を出たせり而して諸種の計畫案は常規に從て委員室ヨ廻れり此の時ヨ當りて委員は製造所職工、傭工、徒弟其他に日曜日の休息を與へる說に贊成し又現時の法律は無益なりとて之を難し且つ此問題ハ於ける委員を出たさんとを政府ヨ求め而して亦終に當りて商法を修正して日曜日に於ける勞役を廢止せしめんとを言へり五月九日比矦は之に答へて曰へり「此發議ハ予の大ヨ贊成する所なるも然れとも聯邦會議の論據にして一層善良なるものを見るに至る迄ハ敢て其意見を動かすを欲せさるなり」と

是に於て高尙にして重要なる委員擧げられ一千八百八十六年及ひ一千八百八十七年ヨ於て獨逸帝國の全都內ヨ於ける日曜日勞役の習慣を取調へたり其精密なる探檢を記せる出版は卷を重ぬると四冊に及へり而して該書ハ獨り日曜日勞役問題のみならす尙ほ一般の工業及ひ勞役社會の狀態上に於て貴重なる觀察を揭けたり其書を閱するに曰く「日曜日勞役は製造所及ひ工作場の孰れに於ても大抵行ハるゝ所なり加之ならす商店及ひ官署中日曜日に於ては其勞役を減し或は全く開くもの屢多きを見」ると蓋し多數の意見ハ日曜日に於ては其勞役を減し或は全く之を止めんとを贊成するも製造者の意見は固より大ヨ之と相反せりサキソンの雇主は曰く「日曜日勞役は製造所か其所得を貪るの故にして他に理由あるなり而して

總ての辯明は皆口實に過きす」と之に反して化學業或は製紙業を營む如き多くの製造者ハ日曜日勞役を以て命令的のものありと做せり然れともかくの如き事業に於てすら尙ほ日曜日勞役は絶對的よ之を贊成す可きものに非すとせりサキソン雇主の二人ハ記して曰く「予か機械は水及ひ風力を賴み且つ板紙を曝らすにハ日光の力を借るものなれハ此昊天の賜は一日も之を利用せさるを得す」と而して他ハ此說を駁して曰く「專業上に起る所の困難ハ敢て製紙機械の運用を日曜日に於て休業したるか爲に起るものに非す」と然り而して勞役者は一週中必す一日の休息を得んとを冀へり「嗚呼吾人は我愛兒を見るを得す」とは是れ彼等か訴ふる所の正理なりとす又說を爲すものあり曰く「日曜日勞役禁止の爲めに勞役者ハ其一年の所得中より十四分の一を減す可きも又一方に於てハ家庭團欒の樂あれは以て相償ふに足る」と加之あらす當時時流の日曜日勞役ハ怖る可き苦難あるを說くものあり而して工業社會の輿論ハ日曜日を以て休息日とあさんとを期望し賃金の因て以て減少するハ敢て關する所に非すと云へり政府ハ該問題に關して直接の動作を爲す所あらさりしかは一千八百八十八年僧侶黨は夫の一千八百八十五年に於ける委員の建議案を提出

せり然れとも其效とし一の立法も起らさりき

從來比斯馬耳克侯か日曜日勞役を禁止するの立法を建言する能ハさりし理由ハ二ありその一は比侯か該問題を以て勞役者の問題となしたれはなり即ち日曜日勞役を廢し或ハ勞役時間を減少して以て雇主の損失と來たさしむるを欲せされハなり若し勞役者にして日曜日勞役に因て以て得る所を失ふを甘んしなは一週間六日を期して其勞役をなさしむるとハ是れ侯か爲し得可き易々たる事なりと考ふる所なり然り而して侯は日曜日勞役を廢せんとを熱心期望せしも勞役者等か自ら其損耗に甘心するを保する迄は之を拒まんとの傾向を有せり一千八百八十五年五月八日侯は帝國議會に於て演說して曰く「實に勞役社會か日曜日勞役を廢せんとを期望し又日曜日勞役をなすものは刑罰に處して以て之を禁せんとを欲するに至らは余は喜んて直ちよ之を聯邦會議よ提出せんのみ唯予ハ先つ其希望の如何を確めさるを得す」と當時比侯は近年に於ける勞役者保險法か雇主に大損耗を負はしむるに至りしの故を以て現在雇主の因襲權に向て大に攻擊を加ふるを欲せさりしあり蓋し勞役社會に總て立法上の保護と救助とを給するは固より望ましきとにして且つ勞役

者ハ之を要求するの權を有するにも拘らず比矣ハ前途を慮るの餘り工業の繁榮を冒すべき範圍内にまで國家が干與を施すを欲せざるなり而して又雇主をして苛刻なる社會的義務の下に立たしめ以て其事業より利益を得る能はざるに至らしむるは是れ國家の利益よ非す亦勞役社會の利益にも非されはなり

比斯馬耳克矣は日曜日勞役問題討議中に當り一たび質問したるとあり曰く「工業が其勞役者を庇ふ所の雇主を敢て害ふとなくして負擔し得可き制限は夫れ何れに在りや抑も國家設計を充實せんが爲めよ工業上よ諸の要求を課するに當りて其工業か負擔し得可き制限を精密に知るハ甚た緊要なりとす而して國家設計なるものは即ち總ての傭役者に充分なる滿足を與ふるものよして工業ハ固より之れに與からさるなり吾人が若し其制限を探求する所なくして敢て事業を作したらんには吾人は耐ふ可らさるの負擔を以て工業に荷ハしむるの危險を見るに至らん夫れ損失を招き或ハ小利に甘じて工業を企つるものとてハ未た之れ有らさるなり夫の五分の利子を以て滿足し唯利札を剪るを以て其務となし費用なく失敗なくして純益を得る所の商業は更に安樂なる時日を送るを得可きも之に反して預

言す可からさるの企業に於て多額の資本を投入する者ハ唯家產を增殖せんか爲めに其利益を希へるものよあらさるなり此災難ハ勞役者の頭上に墮つるなり此災難ハ勞役時間の長きよりも一層不良なるものにして是れ即ち賃錢の下落よりする貧乏に陷ゐるの危險なりとす此の如く賃錢の減少に於て其害惡を感すると共よ從て勞役の需要を減少し從來過分の勞役をなせりとの不平ハ一朝變して其少量よ過くるを歎するに至り曾て六日間あしたる勞役は僅か に三日間に減し終にハ勞役者か依屬する所の工業は失敗して且つ又窮乏の難狀は驚く可きの姿を現出するに至りて止まんのみ吾人は勞役社會の利益を導く可き諸改良ハ悉く皆工業の負擔する所なる事實を輕々看過す能はす假令ひ其事實を知らさるとするも已に工業をして其負擔に耐へさるの域に達せしめ且つ予か上に隙へたる如きの結果に至りなハ吾人ハ國家設計を充たさんか爲めに其要求を支出せしむる所の工業に對し却て國家の救助を與へさる可らさるに庶幾からん」と

日曜日勞役取調帝國委員ハ日曜日勞役禁令ハ獨逸國に於て敢て行ふ可らさるものに非さる旨を明にしたれは以て該件の曠日彌久ならすして再ひ建議に上らんと期

すへきなり

◎

上文を記載したる後獨逸皇帝ハ勞役問題に關して國際會議を開かんとの有名なる上諭を出たせり是れ實に皇帝の皇帝たる所以を表明し且つ卓識なる爲政者たるの名聲を增進するに足る可きものなりとす其計畫に係る國際會議の命運の何たるに關せす該勅文ハ獨逸に於て工業立法の依りて以て進步す可き未來の軌道を示したるものあり即ち其一千八百九十年二月の上諭ヨ曰く

勞役者保險法の範圍を更に擴張するの外尙ほ製造所勞役に關して其正當なる不平及ひ願望を容れて以て商法の現箇條を吟味するハ其必要あるを見るなり夫れ勞役者の健康道德及ひ經濟上の欽乏を保險し又法律上の同等權を有せしめんが爲めに勞役の時限及ひ性質を規定するハ是れ國家の義務にして加之ならす政府は勞役者と雇主間の平和を計らんかために制規を設くる法律上の政策を講せさる可らす即ち勞役者をして其事業を確定する爲めに又雇主及ひ政府役人と相商

議して以てその利益を守護する爲めヨその信任する所の代理者を出たすの權を有せしむ可き制規を設くるに在り此の如き整理は勞役者をして自由に其期望苦情及ひ平和手段に關して言ふ所あらしむるを得可くして且つ國家の官吏に常に勞役社會の狀態を知り以て之と同情を表し得可きの機會を與ふるを得可し」

皇帝ハ勞役問題を諮詢せんか爲に聯邦會議を招集し右上諭ヨ追言して二月十四日該會議ヨ於て演說して曰く

脫か卿等を招集し爰に竣功せんと欲するの事業は重大にして且つ責任ある問題なりとす卽ち勞役者か專制無限なる勞役をなさしめらるゝに對し保護を與ふると德育体育に關し之か制限をなし以て兒童傭役の範圍を定むると及ひ道德並に節儉の點より家政上必要なる勞役者の家屬なる婦人の位地に關する審議並に之れに附帶して勞役者に關する他の事項等は是れ皆善良なる制規を設くるを要す此等の問題を熟考するヨ當りては周到ある注意と實際上の見識とを以て獨逸工業の何れの部分ヨ課稅せハ以て勞役者の傭役をして世界の市場ヨ於ける競爭ヨ妨害せらるゝとなくして勞役者の爲めにする一層嚴重なる規定を設けて生產に

課するも其負擔に耐へ得可きやを吟味するゝ又必要なりとす蓋し是れ實に脫かも希望する所の改良を齎らさすして却て勞役者の經濟上の位地を衰頽せしむ可きものあれは此危險を避けんか爲めには賢慮ある大政策を用ゐさる可らす何となれゝ我時代に於ける此の如き總てを綜括する所の問題を滿足に確定するは大に緊要なるものにして此等の事項よ於て脫か建議したる此の如き確定と及ひ國際企業とは各相互に依屬するものなれゝなり夫の勞役者か其信任する代表者を出たして其普通勞役の規定に干與し以て雇主と商議して其利益を保護するの位地に在るを得せしむるか如き保護を之れよ與ふるの組織は雇主と勞役者間の平和ある關係を保たんか爲めにゝ其必要少なからさるものなり」

該會議に參與せしめんか爲めよ各邦に招引狀を發せしか悉く之に應したり然れとも討議の範圍ゝ二三の理由の爲めに縮小されて實際婦女及ひ年少者勞役問題のみに止れり其伯林より發したる網領の要點ゝ次の如し第一、婦女年少者の地下勞役禁止問題及ひ不健康なる鑛山の營業時限規定に關する鑛山勞役制規第二、日曜日勞役制規及ひ其禁令第三、兒童勞役制規第四、弱年者勞役制規第五、婦女勞役制

規是なり該會議は三月の央に當りて伯林よ於てこれを開きたり其綱領中よ大人の勞役時間を減却す可き建言とてゝゝ一も存せさりしかは該會議の實際上の結果は恐くゝ勞役社會の衆多徒輿をしてゝ失望せしめたるあらん然れとも皇帝か勞役者の命運を進めんか爲めに遠大なる意見を抱き剛氣眞正なる期望を以て謀る所ありしゝ其該會議の因て基きたる夫の普國會議に於ける勞頭の討議間に於て屢々發言せし所を見て之を證す可きのみ二月廿八日同會議に於てなしたる皇帝の演說に曰く「吾人は總ての災難及ひ社會上の弊害を匡救せんと欲し其蘊奧を究めんか爲めに今爰に集會したるものなれゝ朕ゝ公よ其意見を討ゝさんとを敢て卿等よ乞ふなり吾人ゝ共に庶物を改良す可き方術及ひ勞役者に保護を補助す可き政策を求めんか爲めに忠實なるものなり」と

第九章　勞役社會の保險

比斯馬耳克侯の社會政治的政策は社會主義の汚點を有するものなりとの非難議會中に起りしか侯は容易に之よ答へて曰く「諸君は其醫國の處方中よ必す社會的膏油の數滴を加へさる可らす但其量に至りてい余か知る所に非さる也」と然り而して其所謂社會的膏油を含むものは蓋し工業保險法と以て第一とす是れ實に獨逸國家社會主義の滿水標を示せるものと謂ふ可し抑此國家社會主義は機關的發達の結果なるとは既に之を述へし所よして夫の一千八百八十三年の疾病保險法及ひ一千八百八十四年同八十五年の災害保險法及ひ一千八百九十九年の養老保險法は皆一千八百五十四年の普國の疾病保險立法よ用ゐたる强迫主義に基因せるものなり疾病及ひ災害よ於ける保險に關する二法律い現存成文律の不完全なるより其必要を感せしなり元來貧窮なる無告の老民に對し勞役者を保護せんとするの法律は未た曾て獨逸帝國及ひ普國立法の孰れに於ても其摸型あらさりしか理論上の結果として該法律の繼出を見るに至れり蓋し以上の二法律より出てたるに非すして其法律の因

て基きたる諸原則より出てしものなり之を要するに老年の時及ひ勞役する能はさるの場合に於て工業社會を保險せんとの趣意は帝國再興以前久しく獨逸國に藉甚する所なり一千八百五十年の往時に當りセムニック製造業者いフランクフォール卜國會に建言して勞役者か老年及ひ其他の理由の爲めに氣力衰へたる時之を救ひ且つ此の如き老衰及ひ廢贏したる勞役者をして安堵せしめんか爲めに國家い勞役者の雇主に向て課稅すへきことを申へたりしか終に其功を果さすして止みたり

第一　保險法の起原

比斯馬耳克政府か現行三保險法の施行を諾したる以前に當り議會中に於ける保守黨の小團体い老年及ひ貧民に對して義務的保險法の施行をなさんとを强請せり是れ實に一千八百七十八年幷に一千八百七十九年のとにして當時內閣い之に應答するに全く消極的を以てせさりしなり而して不思議よも一千八百七十九年よ於て社會黨議員ヘル、ベヤル氏い國家の命を以てする保險說を主張せり該主義は即ち二年後政府か之を實行せんとを務めたりしか遂に其功を見さりしものなり一千八百七十九年に於ける政府の意思は國務大臣ホフマン氏の言を以て之れを知るを得可し

其言に曰く「政府か取る所の意見ハ即ち老年或ハ其勞役の爲ヨ氣力を失ふたる勞役者ハ公共の負擔に依屬す可きものヨ非すして他の方法を以て之に供給せさる可らすと云ふヨ在り而して其方法の如何ヨ至りてハ之を言ひ難し」と此時に際し開きたる討議に於てハ工業保險法の擴張を大に贊成したるを見るに足る可く又衆目の嚮ふ所皆當時社會の大問題たる勞役者の安堵を處理せんとを國家に望まさるはなし一千八百八十一年に至り皇帝及ひ政府ハ此問題に於て始めて斷乎たる言を吐けり一千八百八十一年二月十五日議會開會に際し皇帝ハ演說して曰く「一千八百七十九年二月の議會開會ヨ當り朕ハ一千八百七十八年十月の非社會主義に關して下院か立法を以て社會の害惡を芟除せんか爲めに協力するを厭ハさらんとを望む旨を陳へたり而して改革なるものハ當に社會の不法を禁止するのみを以て爲し得可きのものに非すして之と同時に勞役社會の安全を積極的に增進せしめさる可らす然り而して其生計を營み能はさる者を保護するは第一着の要務なりとす故ヨ此の如きものを利せんか爲めに朕ハ災害に對して勞役者保險議案を提起したり即ち勞役者及ひ雇主の双方に於ける必要を充たさんとするの政策なりとす而して朕ハ此政策

か主として聯邦政府の贊同を得且つ社會共和的運動を防く可き立法の補充として議會の嘉納する所と爲らんとを望むものなり夫の勞役者か災害或は老衰よりする不能の爲めに無告の境遇ヨ陷るの危難に對して之を保護せんとしたる過去の立法は不適當にして且不充分ありしか爲めに勞役者をして社會共和的運動に相提携して其救助を乞ふヨ至らしめたるヨ蓋し鮮少あらす」と

ヨ政府か陳へたる如くヨして其詳細ハ一千八百八十一年三月八日の第一災害保險議案に伴へる理由書に載せたり其書ヨ曰く「國家か補助を要する人民の爲に從來より更に一層之を注目す可きハ啻ヨ國家の制度を貫徹する仁惠及ひ基督敎主義よりするの義務なるのみならす又國家守成的政畧の義務ありとす此政畧の目的ハ人口の大多數及ひ敎育を受くること尤も少なき所の夫の恒産なき社會をして國家ハ單に必要上より起りたるものに非すして又慈仁を與ふへき機關なるとを知らしむるを要す是を以て此無產人民に立法の政策を以て明白直接の利益を與へ以て國家は社會の上流を保護すへきものに非すして下等社會の要求幷に其利益の爲に務む可きものたるとを知らしめさるへからす若し夫れ此の目

的よして實行されなは社會主義の原素を立法中に混入す可しとの杞憂を抱くものあらん然れとも是れ以て吾人を誣ふ可らさるなり抑此目的は敢て改革より出てしものよ非すして近世國家觀念の開發に外ならす即ち基督教の道徳よりする結果にして國家は之に依て以て其臣民の現在權を保護せんか爲に負へる所の防禦の義務の外に尚ほ其安全を增進し殊に軟弱にして救助を要する者の爲に積極的の義務を盡さゝる可らさるなり而して其方法は即ち正當なる制度及ひ社會に排置せる諸財本を利用するに在り是を以て近世の國家は往古並に中世の國家と相反し貧民救助の法律的規定は是れ必らす國家に附帶するものなるとを承認するものにして所謂社會主義原素を含めるものなり故に恒產なき社會の狀態を改良せんとする此政策ハ實に唯貧民を救助する觀念の進長よ外ならさるなり然り而して此種の立法ハ大に帝國及ひ聯邦各國の財本を用ふるに非んは其要果を得さる可きを恐れて敢て此立法の施行を止めんとするハ亦以て取る可きの理由となすに足らす如何となれハ社會及ひ國家の未來に於ける成立に關する政策の價値ハ金錢の消費を以て之を測る可からされハなり以上に示すか如き單一なる政策を以て社會問題中の困難を盡

く改良し或は著しく之を改良せんとは固より得て望む可からす之を要するに此政策は實に數ケ年間繼續する難事業をして漸次成功し得可き方向に嚮ハしめたる第一着手にして此一事を成さハ又之よ從つて新事業の起るあらんとを期するのみ」と』此議案の第一讀會は四月一日之を開けり之よ先たつこと三日比侯は此問題よ於ける持說に對して一層良好なる証據を議會に示せり乃ち社會及ひ財政改革に於ける侯の平素の計畫に就き謂て曰く「余か持說の目的は爰に老衰及ひ不能なる人民の生計の爲めよ謀る一の制度を起し之よ國家の支配を與へ又治く之を全帝國よ及ほし寺領をして貧民救助法に於ける大部の負擔を免除せしめんとするに在り即ち災害保險法の制度の如き是なり」と又曰く「余か持說の目的を達し得へきか或ハ之を廢棄せさる可からさるかを判定せんか爲めには恐くハ三四十年を要す可しと雖とも此方法は必す之を履行せさる可からさるを余は信するなり若し貧民救助法の負擔よして現今より一層大團体中に正當なる分配をなすの時に於てハ寺領殊に貧民多き寺領ハ著しき救助を得可くして又若し不能及ひ老衰の如き自然の源因よりして救助を仰く可き人民か國家設立の保險制度に與かるを得ハ直接に正金を以て之に與ふ

るとなきも大なる救助をなし得可きを信するなり」と

四月二日比矣ハ此建議案を辯護して充分に其說を吐きて曰く「保險法を採用する立法の範圍內よ於てハ長日月を費して尙ほ速かに之を改革し得さる如き問題を處理するものなり吾人は已に五十年間社會問題よ關して說く所あり而して社會主義法律の通過以來余ハ上流社會及び官吏社會幷に平民社會の人々よりして吾人か積極的の事を成して以て社會主義よりする病源を除却する所ある可しと嘗て爲したる其契約を促されたり而して余ハ須臾も之を銘肝して忘るゝとなかりし且つ五十年間吾人の子孫も之を輕々看過すへきを信せさるなり抑も政治問題は完全なる數理的の結果を得可きものに非すして此等の諸問題ハ一旦起りて暫時其繼續を見たる後歷史中よ其跡を遺すものなり是れ之れを機關的發達の順序となす」と

矣ハ國家は正確にして活潑なる事務をなすものなりとの意見を有し獨逸國の如き基督敎國幷に君主國にして且つ父子相傳の國に在りては放任主義ハ之を許容す可らすとせり其言に云ふ國家ハ其怠慢よ對して宜しく責を負ふへきものなり而して

其臣民中の軟弱者に適當なる救助及ひ保護を與ふるを等閑視するは是所謂怠慢なるものなりと矣ハ勞役者の爲めに疾病災害及ひ老衰の保險を請求するのみならず之に用する費用をも適宜に之を負擔せんとを國家に求めり夫れ工業ハ獨り此全負擔に堪ふるものよ非す而して此負擔なくんハ勞役社會ハ其歸向する所を失ふに至るなり故に此保險政策に於ては雇主被雇者及ひ帝國をして等しく保險金を支出せしめんとを計れり而して矣ハ保險の國家的組織を建言し謂て曰く「國家ハ能く勞役者の保險を私人の冒險に一任する能ハす夫れ强迫よりして必す得へきものは國家(帝國或は聯邦)の保險なりとす之れを無くして他に强迫なるものあらさるなり而して余ハ其報酬なくんハ敢て此の强迫を行ふと肯んせさるなり……若し强迫を實行し得るとせは直に法律を以て保險法制度を制定するの必要を感するなり蓋し保險法ハ輕便にして且つ安全なると他に比類を見す吾人ハ貧民の貯金をして破產の危險に暴さしむるを欲せす又其配當金及ひ利子を減却せしむるを欲せす……余か正見を以てすれは吾人は保險法を私立會社に委ぬるを得す之れ其善良なる辨理法を以てするも危機若くは大困難に遭遇せハ忽ち破產するの憂あれはなり且つ又私立

會社ハ預金主に拂ふへき配當額即ち配當者か望む所の高利を節減すれハなり」と

第二　疾病保險法

第一災害保險は其失敗したるの故を以て茲に喋々論辯を費すを要せす抑も該法は鐵道及ひ製造所鑛坑等に適用せんとを計畫せり而して之に關する被雇者は帝國保險制度に由て如何なる種類の災害も之か保險を受く可くして其要する保險金ハ雇主被保險者及ひ帝國政府の負擔する所とせり社會黨は直ちに各社會の男女勞役者に該制度を施し又全然雇主に其保險金を課せしめんとを建言せしか遂に成功するを得す社會黨ハ曰く該政策ハ是れ雜駁なる社會主義の搆造なりと之に反し過激黨主領ハ曰く是れ社會主義より更に不良なるものなりと此く反對ありしに拘らす該議案は忽ち委員に交附され而して委員ハ之に種々の改正を加へたり即ち帝國の補助を排除し雇主をして三分の二被保險者をして三分の一の保險金を支辨せしめ而して勞役者を保險するの負擔は帝國政府より之を各聯邦政府に移せり此の如く改正を經て該議案は帝國議會を通過したりしか後ち又聯邦會議に附せられ其協贊する所とならすして遂に一敗地に塗れり

雖然該問題は永く高閣に束ねられすして同一千八百八十一年の十一月十七日再ひ議會ヨ附せられたり當時の敕文は貴重なる歷史的の行文を有せり是れ皇帝の初代に當りて社會上に於ける特許なりと謂つ可し其文に曰く「今年二月朕ハ社會上の弊害を醫治するにハ獨り專ら社會共和主義の不法を抑制するのみならす亦勞役社會の幸福を積極的に進歩せしめさる可らすとの意見を發表せしとあり朕ハ再ひ爰ヨ帝國議會に該問題を提出するハ我帝國政府の義務なりと信すれはなり而して若し異日內治上の平和に向ふて斬新にして且つ繼續す可き安全を我國家に與ふるを得又輔助を受くへきものに洪大なる安固と自由とを給するを得ハ朕ハ其成績に於て大に滿足する所あらんとす」と皇帝は從前の災害保險制度を修正し及ひ疾病保險制度の擴張案を出たさんとと誓へり而して老年病身の勞役者に從來與へしより一層大なる國家の注意を與ふ可きことを承認し且つ謂て曰く「疾病保險制度の適當なる方術を發見するは難事なりとす然り而して該制度ハ基督敎の國民生活の道德的基礎を以てしたる民政中の最良なるものなりとす吾人は國家の保護及ひ扶助に因て以て是の國民的生活に於ける實力を相密接し而して又聯合結社の搆造に於て其實

力を結合せしめ以て行政部の達し得さるの點を補ハんことを望めり尚ほ此の如き結社の方法と以てするも非常なる費用を要するよ非すんハ之を爲し得さるなり」と政府か未た第二の災害保險法議案を出たさゝるに當り過激黨は一の方案を出たせり蓋し過激黨ハ國家保險法の計畫に於て大よ恐を抱き而して私立事業を保護し又立法中に國家社會主義の發生を防かんか爲め嚴しき商業的並に個人的の主義を以て工業保險法を作り大に雇主の自由を擴張す可き政策に着手せり然り而して該政策は委員よ交附されしも遂に成立するを得さりき

一千八百八十二年春政府ハ疾病保險法議案と共に災害保險法修正議案を出たせり此の政策ハ輔車相依るの故を以て二者相結托せり而して其勞役し能はさる者よは先つ疾病保險法に據りて十三週間之を扶助し後に至りては災害保險預金より供給す可き旨を建言せり今や政府は全く國家の命による保險法を起さんとを放念せり比矣は其意見を明言して前政策よ於て企圖したる帝國保險局か省局自治に過きたることを云へり又國家中央制度を設くるの代りよ相互の間に責任を負ふの主義に基きて商業組織を採用す可きを云へり以上の二議案は委員に交付されしも唯た一の

疾病保險法議案のみ其會期中に於て安排され而して該案ハ一千八百八十三年三月卅一日に於て九十九よ對する二百十六票即ち百十七の多數票を以て帝國議會を通過せり其反對者は主として過激黨及ひ社會黨議員なりし

該議案の討議中帝國議會よ於ける一般の精神ハ委員の報告書よ載せたる語を見ハ明了なりとす曰く「吾人は總て此議案ハ最も嚴しく檢査を要し又其檢査を要す可き價値を有するものと思做するなり而して其檢査ハ單よ吾人の計畫に止らすして吾人の心神を注かさる可らさるあり」と而して該法ハ一千八百八十三年六月十五日に於て頒布され一千八百八十四年十二月一日より之を實施せり又一千八百八十五年一月廿八日同三月廿八日幷よ一千八百八十六年五月五日の條例に依て或ハ之を修正し或は之を擴張せり但た其一千八百八十六年五月五日に於てなせしものは一千八百八十八年四月一日より之を實施せり是を以て今日獨逸國内の勞役社會及ひ小役人等は皆疾病保險制度中に包括さるゝに至りたり

第三　災害保險法

斯くして建設されたる疾病保險法の計畫を吟味するは今姑く之を措きて更に進ん

て災害保險議案の經歷を追跡するハ便宜なりとす一千八百八十四年三月六日帝國議會に下したる敕文ヨ曰く「政治的立法は來會期間に於て殊に其注意を專らにせんとす夫れ機能的法律に因て勞役社會の經濟上及び社會上に於ける狀態を進長し又かくして人民の全社會ヨ於ける和合を計らんかため朕か屢說明したる希望ハ獨逸國民か充分なる同意を表する所なり夫の昨年通過せる疾病保險法の討議を見るに帝國議會は聯邦議會と共に社會改良の必要急迫なるを認めたるとを證明するに足れり故に疾病保險法に次きて災害保險法ヨ於てハ勞役者か傭役中被害し或は死亡せしときヨ於て其遺族に對するの法律箇條を設けたり夫れ一千八百八十二年の春に於て提出せし災害保險法議案か議會の協贊を得さりしの故を以て該保險問題は之と過去に於ける發達の事跡ヨ徵し深く熟考する所ありて今や變更を加へ擴張したる自治に基きて工業企業者の協力組織とはなれり又自己の利益を保護せんか爲に自治に基きて勞役者をも亦之ヨ干與せしむるに至れり……災害保險法か既に法律となりたるの時ヨ於ては其法の精神を用ひて老年或は不幸ヨして其生計を營む能ハさる所の勞役者に向ひ滿足なる箇條を設くるは是れ吾人の義務なり」と

比矣は一千八百八十四年三月十五日災害保險法議案を辯護し演說して曰く「予ハ災害保險法を創設するに當り帝國議會か政府と相一致せんとを要す予ハ又其遭遇す可き困難ハ隨て進步すれハ隨て增加す可きを期せり乃ち正確なる成功を得んには先つ不完全なる政策ヨより之を始めんと欲す其政策は工業の大部中ヨ於ける唯一小部分を占むるに過きすして吾人は工業上に於ける其他の部を放置せんとするものヨあらされとも夫の俚諺に所謂二兎を逐ふて一兎を得さるに至るの危機を避けんとを望めはなり予は獨逸帝國議會か共ヨかゝる危機を避く可き立法を採用し而して其の敢て歐州諸國ヨ卒先せし功名を博せんとを望むなり抑も此政策の區域は廣濶あるに從ふて其利益も亦非常なりとす而して多く起るならん是に於て乎此政策の通過は之に應して其困難を感するなり此區域の擴張は予か說を以てすれは一千八百七十一年の雇主責任條例の範圍を以て決定す可きものとす如何とをれハ該條例中の欵點を變更するハ予か第一の義務なるを信すれはなり」と

比矣は國家か勞役社會の保險を强ゆ可きやの問題を帝國議會に提出し而して其決

意を述へて國家ハ其掌中に保險法を取り之を私立業に任す可らす私立の投機業は實に勞役者の不幸を釀すものなるを云へり

其演說ヨ曰く「保險法の大体ハ凡そ無告の市民に供給するは國家の義務なるか將た義務ならさるかの問題に於て決するなり予ハ是れ國家の義務にして獨り基督教國の義務なるのみならす若し實際的基督主義より之を言へは凡そ國たるへきものゝ義務なるを言ハんとす夫れ個人か自ら爲し得る所の業務は聯合体を以て之を企業せんとするは愚の至りなり故に寺領か公平と利益とを以て遂け能ふ所の事項ハ依然之を寺領に一任す可きなり然り而して茲に國家か獨り全く之を充たし得る所の諸事項あり何そや即ち國防なり交通制度なり或は憲法第四條中に在る諸事項の如き是なり又扶助せさる可らさるものを扶助し或ハ苦情を矯正するか如きも亦其中に属す而して其苦情なるものハ社會共和黨か以て擾乱をなすの好材料となす所なり是れ等ハ皆國家の義務にして國家ハ永久之を放棄すると得さるものなりとす……國家か此保險事業を其掌中に有するに至れハ最も輕便なる組織を求めさる可らす獨り利益を圖るを以て其目的とせす先つ貧者窮民の便宜を謀らさる可らす若し

然らさらんにハ吾人は國家の義務を盡くせりと謂ふ可らす夫れ孰れか國家と箇人とハ能く貧民救助を輕便ヨ爲し得可きや孰れか能く有功に之を爲し得可きやの問題を解するを得は貧民救助ハ夫の教育及ひ國防と共に是れ國家か爲す可き義務なること知らんのみ又現今の貧民救助立法に於けるより更に洪大なる保護を貧民に加ふるを以て國家の義務なりとせハ國家は其掌中ヨ此保險事業を取らさる可らす私立株式會社に之を委ぬるを以て敢て滿足するを得さるなり」と

該議案ハ三月廿一日委員に交附されたり而して五月の始めに於て再ひ討議に上れり比矣ハ第二讀會に於て普通法中ヨ定めたる勞役者の勞役權に就きて揚言せり侯ハ勞役者か其の已れの過ちに出てしにあらさるも其職を失ひ其生計を營み得さるものにハ國家か之を傭役するの責任を負ふものなりとの意見を有せり即ち國家ハ其餓者を袖手傍觀す可きにあらさるなり侯は此の說か社會主義を含めることを以て更に關心せさるものゝ如し其演說に曰く「若し二万或ハ其以上の勞役者を傭役する商會か破產しなハ吾人ハ其勞役者をして饑渴に迫らしむるに忍ひすして吾人は國家社會主義を用ひて以て勞役者の爲めに職業を給せさる可らす吾人か災難の場合